

金光教學

金光教教學研究所紀要

62

2022

金光教教學研究所

金光教学 — 金光教教学研究所紀要 —

2022
NO.62

| | | |
|--|-----------|-----|
| 金光大神における神社神職の活動の様相 | ……岩崎 繁之…… | 1 |
| <hr/> | | |
| 第 60 回教学研究会基調講演記録 教学研究における「私」について | ……大林 浩治…… | 70 |
| <hr/> | | |
| 令和 3 年度研究論文概要 | …… | 114 |
| 紀要掲載論文検討会記録要旨 | …… | 124 |
| 彙報—令和 3.4.1～令和 4.3.31— | …… | 127 |
| (第 61 号正誤表、『金光大神事蹟に関する研究資料』修正表 P137) | | |

金光大神における神社神職の活動の様相

岩 崎 繁 之

はじめに

本稿では、金光大神（金光河内）における神社神職の活動（慶応三年から明治四年）について、関係諸資料の分析を通じて実態の様相の把握を試みる。

先行研究において、直接、神社神職の活動について究明したものは、加藤実・荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」（紀要『金光教学』第四七号、二〇〇七年）のみである。それ以前、金光大神が神社神職であったことは、元治元年正月朔日の神伝に始まる宮（社殿）の建築や布教法化のための方途として、便宜上あるいは名目上のこととされてきた。^①そして、その認識を基盤に、金光大神が神職であった明治初期は、「明治六年」の諸神伝や諸事蹟（生まれ変わり、天地書附、神前撤去、結果座の向き、「天地金乃神と申すことは」や「生神金光大神差し向け」の御神伝等）へと向かう様相として、明治政府の諸施策と金光大神の信心との対抗関係に注目しつつ、今日の布教のあり方に直接的につながる神前奉仕の様相把握に関わって論究されてきた。^②これらは、研究者個々の関心の問題というよりも、むしろその時々々の資料状況との関係が大きく影響しているように考えられるが、^③その意

味からして加藤・荒垣論考で、特に荒垣が資料を探り当て、丹念な渉獵を通じて、神社神職の活動の実態を提示したことは特筆すべきであろう。

そうとして、その後収集された「金光大神年譜帳」^④（以下、「年譜帳」）には、神職に関わる記事が散見すると共に、同時に収集された資料には、金光大神や名代となった萩雄が作成した神職に関する記録も含まれている^⑤。これら諸資料には、「神職金光河内」が藩内の有力な神職の一人として神社行政等に携わっていた様子が窺えるものもあり、同時期の金光大神の動向や神伝解釈にも関わって、さらなる実態究明の要があると考えられる。

さて、金光大神による神職活動に関わって注目されるのが、金光大神直筆の「御金神様御さしむけ金銭出入帳」^⑥（以下、「出入帳」）である。同帳は、安政四年十月十三日のいわゆる「神の頼みはじめ」に関わる費用をはじめ、居宅祈念に伴う許状取得の支出や、神職となって以降、明治四年に浅尾藩知事が解職となるまでの藩や役人への支出の記録、安政六年から明治四年までの十三年に亘る年次別の金銭初穂の合計と見られる記録が収録されており、広前の経費についての帳面という性格が垣間見える。明治四年は、神職廃止など、神社神職についての制度が変わる時期でもあり、このような動向との何らかの関連が推察される。

以下本稿では、神職活動の実態の様相を、関連諸資料に窺っていく。まず一章では、慶応三年に、金光大神が白川家門下の神職となる背景を確認する。二、三章では、金光大神が神社神職となっていた慶応三年から明治四年までの様子を関連諸資料に窺う。四章では、神職をはじめ、広前に関わる諸活動が問題とされる明治四年正月の神伝と、それが収録されている「お知らせ事覚帳」（以下、「覚帳」）貼紙に、金光大神における問題の立ち現れを窺う。

なお、幕末・維新时期には、金光大神をはじめ、人物名や神号が変化する。本稿では、基本的に『金光教典 人

物誌』(金光教本部教庁、一九九四年)の項目で採用されている呼称に準拠している。また、「金光大神御覚書」(以下、「覚書」)や「覚帳」の読み下し文については、『金光教教典』(金光教本部教庁、一九八三年、以下『教典』)から引用する。「出入帳」は紀要『金光教学』第六一号(二〇二一年)、「年譜帳」は『研究資料 金光大神事蹟に関する研究資料』(金光教教学研究所、二〇一九年)から引用し、該当箇所については、それぞれ「○丁表(裏)」と表記する。

また、稿末には、安政四年から明治四年までの内容を中心とする年表を掲載した。この年表は、「覚書」や小野家資料を中心とした一九五五年刊行の『金光大神 総索引 注釈 人物志 年表』の年表を下敷きに、「覚帳」、「年譜帳」、そして「出入帳」や神職関係の諸資料の内容を加えたものである。総てを収録すると非常に大部になることから、一部掲載していない事項もあるが、本稿の一、二、三章で確認する安政四年から明治四年までを通覧する補助として、前後の出来事も加えた。この年表について、本文で直接言及することはないが、本文で取り上げきれない出来事や、教祖伝記『金光大神』(金光教本部教庁、二〇〇三年)の本文に収まっていない出来事も散見することから、適宜(参照頂きたい)。

一、白川家門下の神職補任へ向けた動き

本章では、慶応三年、金光大神が白川家門下の神社神職となる背景を確認するべく、慶応二年に浅尾藩から添翰を得る際の様子を窺っていく。

文久二年三月、修験者である小坂村の蓮行院他二名によって、金光大神の無資格での宗教行為に対する問題指摘

があった。このことの対処として金光大神は、同年六月に、平尾万蔵を通じて兎島にある修験道の五流尊瀧院から許状を得ると共に、岡山藩士松本与次右衛門を通じて、京にある神道の吉田家から祈念に関わる許状を取得した。^⑦このことにより、無資格での宗教行為という問題は終息した。

さて、吉田家の許状を得たこともあってか、その後、岡山藩士の間信仰が広がっていく。^⑧文久二年十一月付で調べられた「金神様傘下駄御寄進帳」には、「傘壺本」の文字と共に、五十件分の金銭初穂の額と名前、干支が記されている。^⑨ここで表紙にある「傘壺本」や「下駄」の表記の意味については明確ではないものの、「傘壺本」については、僧が破戒の罪で寺から追放される際に、傘一本を持つことだけは許されたという故事があることから、^⑩名を連ねた者が他宗から改宗して、金光大神の信仰に帰依する意思を示しているとも考えられる。それぞれの記録には、個人の名前のみならず、複数の名や干支が記された場合もあり、家族や親族と共に帰依を願い出たと見られる。また、この後、藩主をはじめとした庭瀬藩士達や、足守藩士、福山藩士等にも広がりを見せていくことになる。^⑪藩士達が帰依することで、大谷の広前では比較的安定した宗教活動が営まれていたと考えられよう。^⑫

そうした信仰の伝播・広がりに関わって「出入帳」の金銭初穂と目される記録を見ると、安政六年は「九十五匁」、翌安政七年（万延元年）は「一貫四百八匁」、万延二年（文久元年）は「二貫三百八十三匁」とあり、問題の起こった文久二年は「五貫五百四十目（匁）」とある。翌文久三年には「五貫七百八十八匁」、文久四年（元治元年）には「九貫五百四十七匁」と、増加傾向が続いていることから、広前に参拝する者の広域化や多層化の度合いが高まっていたと推察されよう。事実、笠岡の斎藤重右衛門等の広前の評判が広まっていた様子も窺える。^⑬

さて、そのような時期にもたらされたのが、文久四年（元治元年、以下、改元後表記を用いる）正月朔日の「金

詳しい。早川は、この動きの直接的契機として、斎藤重右衛門に対する官憲の弾圧と橋本卯平との出会いを挙げ、その上で、建築の動きについて三点にまとめて言及している。一つ目は、「川崎元右衛門を棟梁として実際に社殿を建築すること」、二つ目は、「川手保平・森田八右衛門を世話人に頼み、彼等から役人を通して浅尾藩に出願し、その承認を得ること」、そして三つ目に、「橋本卯平を代理人として白川家から金神社建築に必要な布教資格を得ること」とする(三三三頁)。基本的には、早川の研究(「修験者との折衝過程に関する一考察―尊滝院許状の取得から返却に至る過程分析―」同第一六号、一九七六年)と併せ、布教資格取得に主眼を置いており、社殿の建築を主とした広

四日手斧はじめ。
元治元甲子正月朔日、大工、安倉、元一、お知らせ。金神の宮社、日本になし。宮建ててくれい、と仰せつけられ候。世話人頼み、村役場願ひ、お上願ひ申しあげ。世話人川手保平、同 森田八右衛門。
京都白川神祇伯王殿様、金神宮の儀、御願ひ申しあげ。伯王殿様内 代人棟梁元右衛門より、お役人 同 橋本卯平頼み。
林大和守、安部田備前守 お聞きずみに相成り候。
四月九日。
〔覚帳〕『教典』八五頁、なおこの箇所は原典の表記に調えている。

神の宮」建築の神伝である(上記引用)^⑭。この神伝により、社殿の建築を行うべく、白川家門人であった橋本卯平を通じた白川家との関わりが進められていく。先に許状を得ていた吉田家で、さらなる段階へと進む場合は金光大神本人が京の吉田家へ直接赴くことが必要であったが、それは困難であった。加えて、岡山藩士松本と大谷村庄屋小野四右衛門とのやりとりからは、小野が吉田家許状取得の旨を旗本蒔田家の役所には届けておらず、役所の添翰を得ることは適わないため、選びようがなかったとも考えられる。^⑮では、この時の動きを確認していく。

金神の宮建築に関わる動向については、早川公明「金神社建築運動に関する一考察」(『紀要『金光教学』第一八号、一九七八年)に

域的布教資格取得を巡る議論となっている。当時の金光大神に関する基本資料は「覚書」のみであったが、改めて、その後明らかとなった「覚帳」や「年譜帳」を見ると、「覚帳」では、神伝に続いて「世話人頼み、村役場願ひ、お上願ひ申し上げ」とあり、その後の動きが、箇条書き的に書き加えられている（『教典』八五頁）。一方、「年譜帳」では、神伝に続いて「御上願ひ申し上げ。村役人願ひ」のみである（七〇丁裏）。改めて、「覚書」を見ると、神伝にも「天地乃神にはお上もなし、其方にはお上もあり。世話人頼み、お上願ひ申し上げ」（『教典』四一頁）や「こしらえてお上がかなわねば」（同、四一頁）、「お上がかのうて建てば」（同、四一頁）のように、「お上」の語がくり返し記されていることから、「お上」との関わりという、いわゆる秩序や行政面に意識が向けられている様子が浮かぶであろう。

以上のように、「覚帳」や「出入帳」、「覚書」など、後に調べられた諸記録から、金光大神の白川家入門に際して、「お上」の定めた手続きを踏むことが重視されていたと捉えられよう。実際、元治元年正月朔日の神伝の後、四日に手斧初めを行い、十日には、村役所を通じて藩役所へ届け出ている。藩役所からの返答は不明であるものの、おそらく村役所を通じて伝えたとする事実が重要であったのだろう。その後、四月九日、金光大神の白川家入門と共に、同じく入門して宮を建てる許状を得るために、大工の川崎元右衛門、そして、白川家門人であり申次人の橋本卯平が金光大神に代わって白川家を訪れた。そして居宅祈念の許状を得、その際に、屋敷内に宮を建てることについて「苦しゅうなし」との返答を受けていた。^⑰先に示した諸記録は、その順序を確かめているのであろう。

ところで宮の建築に関しては、当時新たな神社の創建は認められておらず、可能なのは再建もしくは遷宮のみであった。このため、まずは、居宅祈念の状態で、段階を経ていくという方が選ばれたようである。翌元治二年正

月二十四日には、笠岡の斎藤重右衛門、六条院西の高橋富枝が白川家に入門した。¹⁸⁾翌慶応二年十月八日付にて、大谷村藤井駒次郎他六人が白川家に入門し、金光大神は、居宅祈念に際し、「冠布斎服浅黄差貫」の着用を許されると共に、「河内」の呼び名を許されている。この斎服は、吉田家では神主が「神道裁許状」を得た際に許される内容と同等のものである。ただし、吉田家の「神道裁許状」では、神主に限らず社人等の神職であつても奉仕する神社名

慶応二寅十一月二十一日御礼金納め。

内、子年(元年)より村役願い、三年ぶりかない。

一、御上金百両献上仕り申し候、以上。

一、蒔田相模守様

世話人「森」八右衛門

「田」保平 兩人使い

庄屋小野慎一郎へ金納め

十二月十九日渡し

また浅尾役人中 礼金

同庄屋納め
亀山幸右衛門

一、金九両 御奉行様三軒

二階堂勇右衛門
平田慎作

一、同六両 御代官様三軒

二階堂民之丞
池上金之丞

一、同二両 中島様寺社方

森川郷右衛門

一、同二両 大庄屋二軒

難波忠五郎
吉富「融三」

一、同五両 庄屋小野氏御礼金

メ金百二十二両二歩

(「出入帳」三丁裏)

が必ず記載されるのに対し、²⁰⁾この時、白川家では奉仕する神社を持たない金光大神であつても、いずれ建てるという前提からか、神主に準ずる扱いと見なしたようである。

そうして、藩から添翰を得た金光大神は、慶応三年二月二十二日、白川家より金神社神主の補任状を得、正式に神職となる。²¹⁾

ここでは、藩から添翰を得るにあつた役人との関わりを窺つてみよう。

金光大神は、添翰を願ひ出る前の慶応二年十一月十日、領主に「百両」の献金を申し出た。上記の「出入帳」にある「三年ぶりかない」の語は、元治元年正月の神伝を契機に村役場に願ひ出て、三年の月日が費やされたことを表す。この献金の後の十二月十九日、関係する藩役人にも、庄屋小野慎一郎を通じて「礼金」が渡されている。奉行三名にはそれぞれ三両ずつ計「金九両」を、代官三名

〔慶応二年〕

慶応二丙寅年

一、金 百十九兩二步三朱

一、札 十九貫三百八匁

一、百錢 二百七十九枚

一、錢百四十文さし（細錢）二百五本

（出入帳）「一三丁裏」

〔慶応三年〕

卯年（慶応三年）

一、金 百八十三兩一朱

一、札 二十四貫百九匁

一、百錢 百七十九枚

一、錢百四十文さし（細錢）三百五十本

七十文使用通用寅卯錢時の通用

一貫百三十目
（出入帳）「一三丁裏」

にはそれぞれ二兩ずつ計「六兩」、寺社方役人には「二兩」、藩役所詰めの大庄屋にはそれぞれ一兩ずつの計「二兩」を、そして、この件に尽力した大谷村庄屋小野慎一郎には「五兩」を渡している。これら礼金は、先の藩への百兩献金と一括りに「メ金百二十二兩二歩」と記されていることから、関連した内容と捉えられていたことが分かる（合計が合わないのは誤記入と見られる）。役職者によって金額に違いを設けているのは、それぞれの立場に配慮してのことであろう。ちなみに、大谷の広前における慶応元年の金銭初穂の合計は「十九貫六百五十目」であり、前年のおよそ二倍強となっている。翌慶応二年及び三年の金銭初穂は上記の通りであり、支出のうち、多くを占めていたことになろう。

安政六年から元治元年までの六年間分は、すべて銀で換算されていたが、慶応二年からは、金を中心としつつ、複数の貨幣毎で集計しての換算となっている。一般に西日本では銀遣いが中心であったが、幕末期には小藩である浅尾藩においても藩札が発行されるほどであり、金銀銅貨に加え、様々な単位の各藩札が流通していた。それらの内訳を集計した記録であろう。これらは金銭初穂の実態に即したとも、また、同年より藩への献金等が行われ、その際に日常使いの「銀」から、贈答を主目的とした「金」を中心とした集計になったとも考えられるのではないだろうか。

なお、試みに幕末の大谷村の交換比率であった金一兩を銀八十八匁と換算すると、慶応元年はおよそ金

二百二十三兩となる。慶応二年は、銀「十九貫三百八匁」が金約二百十九兩、金一兩を錢四貫文とすると、錢「百錢二百七十九枚」が金約七兩、錢「錢百四十文さし(緡錢)二百十五本」が金約七・五兩となることから、計金約三百五十二兩となる。この中から先の献金や礼金が捻出されたのだろう。

ところで、当時、浅尾藩内には五ヶ年の儉約を嚴命する旨の触れが出されていた。²²⁾ 文久三年に新たな領地が増されることなく、高直しにより大名となった浅尾藩は、この時期、一万石の大名の態勢を整えるべく人材の確保や役職の整備を行っていた。それは、運営の中心が江戸の旗本蒔田家屋敷内から、浅尾陣屋に移るということである。その際に家老をはじめ大名蒔田家に相応しい体制として、寺社奉行等の役職が新たに設けられていくことになる。このように、新たな領地の加増なく高直しにより旗本から大名となった蒔田家は、大名家としての体制を構築する中で、元治元年から京都見回り役を務め、その役目を果たすための資材調達などにより借財が増加していた。加えて慶応二年には、倉敷・浅尾騒動にて陣屋が長州藩浪士に襲撃され、さらなる財政の逼迫度を高めていた。この時期の藩への献金及び役人への礼金は、金光大神の存在をひととき印象付けることにつながったのではないだろうか。さて、「金神社」建築は、金光大神の所持する山に元々社殿があったとし、その社殿の祭祀を行うとの理由で進められた。²³⁾ しかしながら実際には、社殿が建つ前に書類上に実態を与えられ、藩の添翰や白川家の許しを得て、社会的に神社組織としての「金神社」が成立した。

神職補任の許状取得後、金光大神に代わって手続きをした萩雄は二月二十八日に帰宅。三月九日に浅尾藩役所へ御礼に行き、翌十日に帰宅。金光大神に前年の献金の褒美として名字帯刀が許され、金光大神は十一日に役所へ向かい、十二日に帰宅している。そして、十三日より十五日までの間に、村役場の役人を呼んで祝いの宴席を設けた後、

神主

金光河内

金乃大神靈驗奇特二付
 ぶ今武運長久領内安全之
 為祈願所上差許候条忌
 崇敬無怠可相勤御沙汰
 候事

慶應三年

三月二十二日

角田正五之輔
 坪和麻之進

〔祈願所差許書〕

神主

金光河内

御神刀

壱振

津田越前守助廣

長式尺參寸八分

右御奉納相成候事

慶應三年

五月十日

二階堂勇右衛門

中寫傳七郎

二階堂小一郎

〔御神刀奉納書〕

本谷地区の村民から始まり、村中の者を呼んでもてなした〔出入帳〕四丁表。このように、金光大神の神職補任は村全体に広められ、金光大神がそれまでの百姓とは異なった存在として認知されるようになったと目される。そして同時に、大谷の広前での信仰宮為が白川家、藩、村から認知されたことを、村全体に告知することになったと考えられよう。

同月二十二日には、浅尾藩家老二名の連名で金神社を藩の「祈願所」にするとの沙汰があった〔祈願所差許書〕、上記引用右。それまで大谷村では氏神の賀茂神社が祈願所とされており、藩主の京都見回り役の際には、村役人総出で武運長久の祈願がなされていた。五月十日には、寺社奉行及び郡奉行三名の連名で「御神刀」が奉納されている〔御神刀奉納書〕、上記引用左。金神社は名目上であっても、藩との関わりにおいて、氏神と同等の扱いとなる神社とされ、また、藩の上級役人達にも一目置かれる場となっていくのである。

ここまで、元治元年の宮建築の神伝を経て、金光大神が神社神職となっていく様子を窺った。このような手続きを経て金光大神が神職となっていくことで、藩や村からは、大谷の広前が神社に相当する存在として認知されていくことになっていったと考えられよう。

二、神社神職補任以降の献金を通じた藩との関わり

慶応四年三月十三日、「王政復古、祭政一致、神祇官再興の理念と全国の神社・神職の神祇官への「附属」の原則」〔祭政一致ノ制ニ復シ天下ノ諸神社ヲ神祇官ニ属ス〕太政官布告令第一五三号が明治政府より布告された。続く十七日には、神社に別当や社僧として神勤している僧職の者の復飾（還俗）が命ぜられ、二十八日には仏語をもつて神号としている神社はその理由を提出し、また仏像が神体となり仏具が神前にある神社はその除却が命ぜられた。閏四月四日には、先の還俗して神主や社人と改称して神勤している者のうち、不心得者は立ち退くように命ぜられている。²⁴ただし、大谷村にこのことが伝わるのは、同年十二月二十三日の藩役所からの達しであったように、政府より発布せられた法令が直ちに在地社会において施行されたわけではなく、いくばくかの時差を経てもたらされていたようである。

初期の度重なる制度変更の様子からは、明治政府も最初から形の定まった体制を構築しようとしていたというよりも、体制構築とそれに伴う法令発布は、試行錯誤の中で行われていたと言える。表面的には、中央集権体制に移行しようとしつつも、実際の行政運営面では、依然、幕藩体制状態が続いていたと見た方がよいだろう。そうとして、金光大神が住まう大谷村が属する浅尾藩は、高直しによって一万石となった大名であり、陣屋の焼失や再建も重なり、この時期、財政状況が逼迫していた。このような状況下に、金光大神は藩への百両献金や役人に謝礼を行ったことで、藩や役人から大きな期待が向けられていたようである。

このことに関わって、「出入帳」五丁の表裏に亘って記されている、金光大神が浅尾陣屋にて藩主に謁見した「御

目見え」の様子を窺ってみよう。

まず同年三月八日の早朝、藩の方から金光大神に藩主との謁見を行う、との沙汰が届けられた。この沙汰の時点での日時は、「九日」と伝えられており、世話方達が人足となって金光大神を駕籠に乗せ、その時間に間に合うように向かった。ところが、それは藩の手違いで伝えられた誤った日付であり、実際は「八日」が謁見の日であった。呼ばれたのが藩内の神職のみであったのか、あるいは僧侶なども含めた宗教者全般であったのか等は不明であるものの、金光大神だけ予定の日時での謁見が適わなかったようである。ただし、藩の側に落ち度の認識があったようで、翌十日四つ（現在の午前十時頃）に、金光大神一人だけが呼び出され藩主との謁見の場が設けられた。金光大神は終わるとすぐに奉行や代官、寺社行政に関わる役人のもとへ礼に訪れた。その後、神に藩への献金のことを伺い立てたところ、許され、その額は金六十両とある。藩主との謁見の際、もしくは役人への礼の際に、藩への献金が促され、金光大神が神に伺いを立てて許しを得たということだろうか。そして、翌十一日、献金の目録を作成して藩役所に届け出たのち、宿に戻り、大谷へと帰宅の途に就くことになったのである。

先にも述べたが、新たな領地の加増なく高直しにより大名となった浅尾藩において、年貢とは別立ての収入となる領内からの献金は、藩財政を成り立たせる重要な収入であった²⁶⁾。この他、「出入帳」からは、藩役人にも度々付け届けが行われていた様子が窺える（同五丁裏、六丁表、一七丁表、一八丁表他）。当人達には生活を成り立たせる貴重な収入の一つであったと考えられる。「出入帳」の記録からは、金光大神の側では、献金にとどまらず、付け届けについても、広前に関わる経費として受けとめられていた様子が浮かぶ。ちなみに、慶応四年（明治元年）及び明治二年の金銭初穂は次頁に引用した。数字上は、慶応三年から概ね横ばいというところであろうか。

光大神には紋付き袴が下付され、金吉は徒士役就任と五石への禄高加増となる。藩の一下級藩士である金吉が金六十両もの大金を献上できるわけはなく、当然、広前への奉献金まで用立てられたと考えるのが妥当だろう。ただし、これらは、昇進と禄高増加に見合う献金額ではないことから、結果的に昇進するものの、実際は困窮を深める藩財政の一助を担う側面が強かったと考えられる。また、その際にも神に伺いを立てて、その差配の中で執り行われたのであった。

さて、この年の十二月、金光大神の老いを理由に萩雄を「金光河内名代」とする願い出が藩に行われ、許されている。^⑦この時にも、藩に献金が行われている。金光大神から藩に宛てた書類の記録である「諸願届控簿」（萩雄作成）

| 〈慶応四年（明治元年）〉 | |
|-------------------------------|---|
| 辰年 <small>（明治元年）</small> | から銭二百文さし <small>（緡銭）</small> 改め仰せ付けられ候。 |
| 一、金 | 百四十二兩二歩一朱 |
| 一、札 | 十九貫百十六匁 |
| 一、百銭 | 三百六十一枚 |
| 一、銭二百改めさし <small>（緡銭）</small> | 百四十三本 |
| | 〔出入帳〕一三丁裏 |
| 〈明治二年〉 | |
| 明治二己巳年 | 改め仰せ付けられ候。 |
| 一、金 | 百二十八兩 |
| 一、金札 | 三十一兩一朱 |
| 一、百銭 | 六百三十一枚 |
| 一、銭二百改めさし <small>（緡銭）</small> | 二百四十六本 |
| 一、四文銭 | 六十文 通用九匁六分 |
| 一、札 | 二十二貫百二十八匁二分 |
| | 〔出入帳〕一四丁表 |

さて、同時期、浅尾藩士である金光金吉からも、藩に献金が行われていた。「出入帳」六丁表には四月一日付で、浅吉（金吉）名義で藩に対し金六十両の目録が届けられた。この献金は、三日に坪和忠平太を通じて十両がまず届けられ、続いて十四日に四十両が、そして閏四月四日に十両が、萩雄の使いとして金吉を通じて藩に届けられた。しかしながら、後に最初の十両について坪和の「偽り」で藩に届けられていなかったことが判明し、坪和の分は「取りかえ（ここでは借財の意力）」とし、新たに五月二十四日付で十両を納めている。金光大神及び金光金吉による献金を評価されてか、閏四月朔日に、金

謹而奉願上候覚

一金四拾両之有者私儀帯、承御厚思
 其上惣領浅吉次男石之丞共巡、結構被
 仰付冥加難有仕合奉致候就_レ處
 私儀近來成老裏神務并御用向
 等有之御遠境歩行等出来難恐人
 奉致候間何卒次男石之丞儀有志組
 首尾有之御免右神務并御用向等
 之御て同人_レ私名代為相勤奉度候二付
 而_レ御国恩為冥加乍聊前書之金子
 献上仕度奉致候間不苦儀二御座候此段
 御取来之段偏二奉願上候已上

明治元辰十二月廿一日

社寺御奉行所

金光河内 印
 (諸願届控簿)

には、同帳面が調えられたと見られる明治元年十二月二十一日の日付が表紙にあり、記載内容としては「明治元年辰八月」付の書簡の控えから始まっている²⁸⁾。なお、同帳が起筆されたと見られる十二月二十一日付の記録が上記引用である。

金光大神をはじめ、金吉、萩雄が藩の世話になっている礼として金四十両を献上することと、併せて、自らが老齢で度々遠方の藩役所に
 出仕するのは歩行がままならないことを理由に、萩雄を名代とする旨
 を願い出ている。当時、数え年五十五歳の金光大神が歩行困難なほど
 年老いているとは想定しにくいものの、神前奉仕に専念して以降の外
 出は、基本的に世話方を人足に頼む駕籠での移動であった。金光大神
 は四十二歳の太患まで、大谷村庄屋の使いにより、旗本蒔田領の役所へ度々訪れていることから、もともと十分体
 力はあつたはずであるが、もしかすると、太患以降、実際に体力の低下が著しかった可能性がある。いずれにしても、
 明治元年には藩主との謁見等、少なくとも三回は浅尾藩の陣屋や役所を訪れており、神社行政に関わってさらに出
 仕する回数が増加する可能性や、それに伴う神前奉仕の時間の減少という問題も加味して、萩雄を名代と立てるこ
 とを願い出たと考えられる。献金は二十三日に速やかに納められ、二十五日には願いの通り、名代となることが認
 められた。その際には、有志組以来の名字帯刀がそのまま許されている。本来であれば、藩の農兵である有志組となつ
 たことによる名字帯刀の許しは、その役を辞すと同時に取り上げられたはずである。その上で、名字を持たない者

を「金神社神主金光河内名代」とすると、当時の身分社会、特に、神職の者は名字を名乗ることが前提とされている中であって、実務を担うのに支障が生じる可能性が想像される。従って、藩としても、円滑な業務の遂行のため、名字帯刀のまま金光大神の名代を許可する選択をしたのではないだろうか。またこの時、意図は明らかでないものの、金吉からも金二十五両が献金されている。²⁹⁾

以上、明治元年には、度々藩への献金や藩役人への付け届けが行われていた様子を「出入帳」から窺った。このことから、藩主との謁見が単独で行われたように、藩からは新たに神職となった金光大神に、金銭面での期待が掛けられていた様子が窺えた。一方で、明治元年の金光大神は献金を通じて、困窮した藩財政の一端を支援していたと見られよう。それは、人々による、神への礼や、願い実現への強い思いの表れであった金銭初穂を、金光大神が神に伺いを立てた上で、社会の円滑な運営に寄与するものであり、このことも神からの「御さしむけ」として行った営みであったと解されよう。³⁰⁾ 実際、この間、社殿建築は進まず、蓄財を行っていた様子を窺わせるものは見当たらない。³¹⁾

その後、明治二年六月の版籍奉還により、藩が独自の財政運営を終え、藩役人は政府に雇用された役人となり、实际的に明治政府の中での地域行政へと移行した。それにより、金光大神による直接的な財政逼迫への対処は終わりを迎えることになる。

三、神仏分離施策に関わる神社神職の役割―名代萩雄による実務―

浅尾藩内で、政府の施策が具体化していくのは、明治二年以降となる。社会の変化を見ていくと、六月、版籍奉還した諸藩領主は政府より知藩事に任命され、禄制改革が行われた。九月には藩政改革が布告され、十二月には藩士の俸禄が削減されている。制度や俸禄面により、藩士達は「〇〇家家臣」から政府の役人へと編入することになる。明治三年一月三日、「大教宣布の詔」が出され、神道による国民教化政策が祭政一致のスローガンのもとで進められていく。そこでは神道を国家体制の根幹に置くというビジョンが打ち出された。一方で、産業面や軍事面を重視する施策も具体的に進められていく。九月には、新たに藩政改革が布告されると共に、平民に名字許可令が定められ、名字の名乗りが特権ではなくなった。この間、明治政府は神仏分離施策を推進していく。現存する、この時期の神職に関わる諸資料の一覧が次頁の通りである。

これら諸資料には、主に、浅尾藩からの指示を受けて作成され、提出したものの控えや、その際の動き、さらには、移動や宿泊等にかかった経費が記されている。先行研究では、神社や神職に関わる内容については、主に小野家資料を参照しており、神職活動の実務を直接担っているとは解し難かったと目される。しかしながら、金光大神あるいは後に名代となって神職活動の実務を担っていく萩雄が作成したこれら諸資料の存在は、金光大神が「神職金光河内」として神社神職の実務を担っていた様子を窺わせよう。

さて、翌明治二年になると浅尾藩内の神職は、神仏分離施策の実施を担う地域の行政官的役割を遂行するようになっていく。そのことが窺えるものとして、明治二年八月に調えられた「神社改めに関する達書写」がある。

● 広前・金神社関係 記録一覧

| 通番 | 名 称 | 時 期 | 備 考 |
|----|-------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1 | 参拝者関係書状 | 文久 3.1. | 入社への苦情カ |
| 2 | 白川家神拜式副状 文治郎 | 元治 1.4.9 | (金光図書館蔵) |
| 3 | 白川家神拜式 | 元治 1.4.9 | (金光図書館蔵) |
| 4 | 萬入用控覚帳 | 慶応 2.8.8 | 萩雄浅尾出仕 |
| 5 | 神拜式副状 授 金光文治 | 慶応 2.10.2 | (金光図書館蔵) |
| 6 | 白川家関係書状 | 慶応 2.10. | 冠位「河内」等礼 |
| 7 | 白川家関係書状 | 慶応 2.10. | 入門時借用分支払 |
| 8 | 白川家関係書状 | 慶応 2.12. | 金神社建築伺い |
| 9 | 補任状 授 金光河内 | 慶応 3.2.22 | (金光図書館蔵) |
| 10 | 苗字帯刀御免状 紙片 | 慶応 3.3.11 | |
| 11 | 祈願所差許書 | 慶応 3.3.22 | |
| 12 | 御神刀授与書 | 慶応 3.5.10 | |
| 13 | 御神刀奉納書 | 慶応 3.5.10 | |
| 14 | 道中日記 浅尾御用 | 慶応 4.1 ~ 明治 3.3 | 萩雄京浅尾等出仕 |
| 15 | 神勤に関する書簡 | 慶応 4.4.21 | 田村民部より |
| 16 | 神勤に関する書簡 | 慶応 4.4.24 | 竹内百太夫より |
| 17 | 金神社関係書状 | 慶応 4.4. | 金神社由来書 |
| 18 | 紋付き袴下付記録 紙片 | 慶応 4. 閏 4. | |
| 19 | 書状包紙 | 慶応 4.8.28 | 金神社由来の事 |
| 20 | 神社書上帳 | 慶応 4.8. | 寂光院作成写 |
| 21 | 祈念札 包紙 | 明治 1.12.6 | 竹内百太夫より |
| 22 | 祈念札 | 慶応 4.8. | 泉山田村民部 |
| 23 | 金神祭祀関係書簡 | .11.25 | 田村民部より |
| 24 | 金光河内名代認可願 | 明治 1.12.21 | |
| 25 | 金光河内名代辞令 | 明治 1.12.25 | |
| 26 | 諸願届控簿 | 明治 1.12.21 ~ 同 13.10.10 | 慶応 4.8 の金神社記 録から収録 |
| 27 | 白川家関係書状 | 明治 2.4.17 | 金一両他受領書 |
| 28 | 神社仏号神体取扱之写帳 | 明治 2.8. | |
| 29 | 賀茂神社関係書状 | 明治 2.8.9 | 仏像仏具の取除 |
| 30 | 神社改めに関する達書写 | 明治 2.8. | |
| 31 | 神社改号所祭書上控 | 明治 2.9.12 | |
| 32 | 浅尾藩席順帳 | 明治 2.11. | |
| 33 | 大谷村神社関係書簡控 | 明治 3. | |
| 34 | 道中日記 | 明治 3.1 ~ 12 | 萩雄浅尾出仕 |
| 35 | 年中行司 | 明治 3.6. | |
| 36 | 金光大神手控え 断片 | 明治 3.9.1 | 社寺奉行所宛 |
| 37 | 金光宅吉筆写帳面 (お知らせ事覚帳、金光大神年譜帳) | 「年譜帳」は明治4年 12月以降 | |
| 38 | 橋本右近発金光大神宛書簡 池田貢関係書簡 | .3.22 | |
| 39 | 橋本右近発金光大神宛書簡 池田貢家世話方名簿 | | |
| 40 | 橋本右近発金光大神宛書簡 寄進申し出書簡 | .11.24 | |
| 41 | 装束請求書 | | 金光河内宛 |

| | | |
|-------|----------------------|--------|
| 〔二丁裏〕 | 大谷村 | 金光河内 構 |
| | 一 賀茂大明神 | |
| | 右社中佛體之像可取除事 | |
| 〔二丁表〕 | 元寂光院構大谷村 | 金光河内 構 |
| | 一金昆羅宮 | |
| | 右改号并社中金昆羅大権現ト書木札可取除事 | |
| 〔二丁裏〕 | 元善城寺構須恵村 | 右 同人 構 |
| | 一 浮島宮 | |
| | 右社中浮島大権現ト書木札可取除事 | |
| 〔五丁表〕 | 元寂光院構大谷村 | 金光河内 構 |
| | 一 荒神社 | |
| | 須恵村字岸名 | 右 同人 構 |
| | 一 荒神社 | |
| | 右荒神社中三面木像可取除事 | |
| | (神社改めに關する達書写) | |

十月一日に、藩内上級神職の梅谿直衛にその旨が伝えられている。ちなみに賀茂神社の仏具取り除きにあたっては、萩雄が立ち会っている。³⁴⁾

同記録の末尾には、浅尾藩社寺司役所へ提出した神職五名の名前が記されており、興味深いことに、「金光河内」は三番目に位置している。³⁵⁾ 近世期の文書では、連名の場合、後に記載されるほど役職の高い者となることから、金光大神は藩内神職中、中間の扱いとなっていたようである。³⁶⁾

上記引用は、同帳に収録された、浅尾藩内の神社が所有する神体の仏像や、仏語の札等の所在が書かれた、藩宛の現況報告の写しである。

この資料では、名前の下に「構」(かまえ)とあり、神社の管轄が誰であるのか明記されている。大谷村賀茂神社ではかつて、大谷村寂光院と三須蒔田領佐方村神職神田大和との間で、祭祀権を巡る争いがあった。³²⁾ 上記引用箇所では、そもそも寺院による神社の支配が認められていないこと、³³⁾ 藩内の神社は藩内の神職が担当すること、となっている。大谷村及び須恵村の監督責任は、「金光河内」となっている。そのうち、仏像や仏具が収められた神社五件の対処方針が示されている。後に、仏教的なものは実際に取り除かれたようであり、名代萩雄を通じて

| | | |
|----------|-------------|------|
| 元寂光院構大谷村 | 改号 | 所祭 |
| 字賀茂山 | 改号 | |
| 一 賀茂大明神 | 賀茂神社 | |
| 同村字本谷 | 改号 | 所祭 |
| 一 荒神宮 | 荒神社 | 猿田彦命 |
| | (神社改号所祭書上控) | |

神社や宮の名称を、「○○神社」という名称に統一するために作成された記録である。

ここでは、上段にこれまでの名称が、中段に改号後の名称が、下段に祭神名が記されている。今日、「賀茂神社」と呼ばれている名称はこの時定められたものであり、それ以前は、「賀茂大明神」と呼ばれていたことが分かる。同様に「荒神社」は、以前は「荒神宮」と呼ばれていた。これ以降の記述を見ると、「○○宮」と呼ばれていた名称は総て「○○神社」と改号し、祭神が定められている。神職「金光河内」は、政府及び藩の施策を実施し、その中で社号や祭神確定の取り運びに携わっていたのである。実際の業務は名代萩雄が担っていたようであるが、金光大神自身も萩雄を通じて、神社等の動静を把握していたのではないだろうか。社号の改号が明治二年九月であることから、「金光大権現」から「生神金光大神」へ金光大神の神号が改号した明治元年九月二十四日の神伝は、明治政府の政策より半年後であるものの、浅尾藩の動きよりは一年先んじたことになる。

このことに関わって、金光大神は、前年の慶応四年（明治元年）年八月二十六日、神仏分離に関係する書類を調べ、藩役所に赴いている。世話方が駕籠人足となって大谷を出発し、宿で二泊して翌日、金光大神は「歳書神号帳」「書付」を浅尾藩の神社役所へと届け出た（「出入帳」六丁表）。「歳書神号帳」がどのような内容の帳面であるか不明である

また同時期には、神社の名称が改号されている。上記の引用資料（一部抜粋）は、表紙に「神社改号所祭書上控」と書かれたものである。裏表紙に記された日付から、明治二年九月十二日に調えられたと考えられる。「大谷村神職金光河内」の名で、同月二十七日に浅尾藩社寺司に提出されている。それまで、慣習的に呼ばれていた

ものの、名称からは、金光大神や出社達の神号が記されていたのではないだろうか。当時、金光大神の神号は「金光大権現」であり、また金光大神に限らず、出社達にも仏語による神号や、当時の神名書付によく見られる「金子宮」のような神号が用いられていた。金光大神が藩役所へ届け出た「歳書神号帳」には、それらの神号が記載されていたと推察されよう。この時、藩役人と何らかのやりとりがあったのだろうか。この翌月の九月二十四日には、神伝を通じて神号が改められ、「神号帳」及び「一乃弟子改帳」が作成されている³⁷。このような動きからは、金光大神が藩を訪れた際に、役人を通じて、明治政府の神道重視（神社からの仏教取り除き）の宗教施策の具体を知らされ、問題となる前に仏語を用いた神号を改めるよう、促された可能性も考えられるのではないだろうか。あくまで推測であるものの、金光大神が藩との関係を深めていた中でのことであり、今後、当該時期の神伝と、神職活動との関わりを検証する必要があると考えられる。

さて、須恵村神社の管轄を原田弥九郎に譲った金光大神であったが、その後も一部神社の祭祀を担っていた。³⁸ 頁の記録は、明治三年の大谷村早馬神社祭礼についての覚えである。

早馬神社での神勤は、今後神田筑前と金光河内にて交互に行われることや、初穂を等分することが、大谷村庄屋小野慎一郎、息子武一郎、そして「惣氏子」の確認の上で成立している。同様の覚書は、津谷の地神社、小田の地神社でも作成されている。津谷の地神社では、佐方村の笠原肥後及び神田筑前と金光河内、小田の地神社では神田筑前と金光河内で神社祭礼の分担が確認されている。このように、制度再編に関わって、金神社神主であることから村内神社の神勤を担う神職としての役割を担っていくのである。そうとして、実際に祭礼を行ったのは名代の萩雄であったようである。

指出申書付之事

大谷村早馬神社寂光院講ニ而多歲祭礼
神樂式之義ニ神田筑前ノ相託シ立入來候■

御一新之折柄且有故 御支配地限神務

御改正ニ相成筑前義已來立入相止可申之処

左候而之甚迷惑仕候ニ付御頼談申上

氏子中御相談之上此度御歎取被下候

御趣意左之通

一 御一新之折柄寺院ニ而神勤難相成候ニ付跡
社役金光河内神田筑前相勤之事

一 多年祭禮神式之義ニ金光河内神田筑前

互格ニ相勤可申勿論迂宮之宮も兩人參勤

可致氏子中折禱之義ニ隨迄ニ相頼可
申事

附取り供物散錢并■初穂共兩人等分ニ

致配賦且配札之義ニ兩人之内年番ニ而相勤可申事

(下段に続く)

一 此度神勤方改革ニ相成候上之互ニ相順
ヲ以社役無怠惰相勤可申素向後違
一致之義聞而申立問敷候事

右之通儀定仕候処聊相違無御座候勿論

氏子中進退之社ニ御座候上之已來兩人共

聞而神主迄相唱不申万謁情実相狂

惣而氏子中任致適毛頭違背申留敷候
為後年書付指出置候■周而如件

佐方村社人

神田筑前印

大谷村同行

金光河内印

明治三庚午歲

小野慎一郎殿

武一郎殿

惣氏子御殿中

(大谷村神社關係書簡控)

このことに関わって、次頁資料は、萩雄が神職についての内容を記録した日記（「道中日記」）からの引用である。萩雄は、明治三年八月二十二日と二十三日に、神田筑前と祭礼について相談をし、役割を確認している。また祭礼に際して萩雄は冠を持っておらず、玉島の住吉神社神職から借りて、後に八匁の謝礼を渡している。³⁹⁾ おそらく萩雄が、装束を着用し、祭礼を仕えたと目される。金光萩雄が祭礼を仕えるというのは、「金光河内名代」の役割に入っているということになるだろう。

八月廿二日
 一 早馬神社祭礼ニ付筑前^②■^③にて惣段ニ
 參筑前ハ京惣段ニ參り候所私宅
 ②參り惣段致候事

廿三日五ツ筑前參り早馬神社
 祭礼之■兩人聞^④式人ツ、參り
 勤當番右老人ツ、相勤候ニ申合
 神祭礼^⑤老年番^⑥相調候申合
 其外■札共何か心配致候事

右早馬■札次ニ神參私方ハンコ私
 々廿三日々廿四日迄ニ相調候

(道中日記)

ていた。ただし、明治政府の神社に関わる行政方針が定まっていなかったため、任免はおろか争論の裁定についても停滞していたようである。^④それからすれば、この時、萩雄が東京の神祇官に何らかの働きかけをしたとしても、神職の官位を得ることは難しかったと考えられる。

そうとして、萩雄当人は、梅谿や社寺司に相談したように正式な神職を志していた。父親である金光大神の目の届かないところで、萩雄が独自に行動したとは考えにくい。そのため、積極的かどうかは別として、ある程度の了解が得られた動きだったのではないだろうか。そしてそれは、結果的に、広前の活動をより神祇的な様相へと誘うことにもなったと考えられよう。このことについては、次章にて検証するが、「覚帳」の神伝からは、そのような神祇的な様相が問題化している様子が窺える。

このように、「金光河内名代」として神社・神主活動の一端を担っていく萩雄は、自身も神職資格を得ようとしていた。明治三年五月六日、「官位」について相談するべく、藩内神職の上位にあたる梅谿直衛のもとを訪れている。^④この時は、続いて浅尾の二階堂(勇藏カ)のもとに行き、社寺司役人に相談した。ここでは、御一新により神祇官という役職ができ、東京で政務を行っているため、浅尾藩社寺司の方では官位申請についての情報がなく分からない、という返答であった。

実際、この当時、神職の許認可については京都の白川家及び吉田家から東京の神祇官に移っている。実際の業務は、白川家等の元役人が担っ

〈明治三年〉
 午年(明治三年)

- 一、金 二十三兩二步二朱
 - 一、同札 百二十四兩二朱
 - 一、取合札 三十三貫五百三十五匁
 - 一、百錢 三百九十枚
 - 一、錢二百さし(緡)二百二十九本
 - 備上金札 五十兩 庭瀬板倉氏與方參り
- 十月十九日 巳年女
 (「出入帳」一四丁表)

〈明治四年〉

明治四年辛未年

- 一、金六兩三步
 - 一、金札 八十二兩二步一朱
 - 一、札十貫百八十五匁
 - 一、備前札 十五貫二百三十四匁 ○九分通用
 - 一、百錢 三百二十枚 上札 十三貫七百十匁六分
 - 一、百錢 三百二十枚 札 二十三貫八百九十五匁六分
 - 一、錢 百五十三本
 - 二円五十円 ○五匁三つ
 - 一、福山札 三百四十二匁三分
- (「出入帳」一四丁裏)

さて、明治四年一月五日、寺社領土地令が布告され、境内地を除く寺社領が国に没収されることになった。^{④3} 二月には旧諸侯や旧公卿等の華族が東京府貫属となる。四月には全国戸籍を作成する戸籍法が布告され、翌年施行された。金光大神と妻とせは、明治元年四月に神葬祭を許されており、寂光院の宗門人別帳から外れていた。また、翌二年四月には萩雄の、八月にはくら、宅吉、このの神葬祭が認められている。^{④4} このことにより、金光大神家族は、藩や村において百姓身分とは異なる神職家として取り扱われるようになっていた。その期間は結果的に僅かばかりではあったものの、他の村民とは異なる身分へと変容を来していたことから、金光大神や家族達は少なからず特別な思いを抱いていたのではないだろうか。^{④5}

五月十日には、新貨条例が定められ、「兩・歩・朱」等から「円・錢・厘」が単位となった。明治三年及び同四年の金銭初穂は上記引用の通りである。明治三年は金貨での初穂が減り、紙幣に移行しつつあることが見受けられるものの、前年とほぼ横ばいと見ていいだろう。ところが、翌同四年は、金、金札が大幅に

減少し、札も全体で十貫程減少していることが分かる。「覚帳」明治四年の貼紙には、「まいり少なし」（九四頁）とあることから、参拝者の減少が、金銭初穂の数字からも裏づけられよう。

五月十四日には神官職員規則が定められ、七月には、行政区画に対応した神社統廃合の方針が示され、神社を格付けする制度が設けられている。このように、神社及び神職を巡る制度は、具体的に大きく変容することとなった。

さて、七月十四日には、廃藩置県の詔勅により、各知藩事達は東京へ移住の上、新たに政府より知事が任命され、政府による中央集権体制が確立することになる。浅尾藩知事蒔田広孝は、九月に東京へ移り住んだ。この時には、金光大神や萩雄にも御酒料が渡されている。⁴⁶元藩士をはじめとした、縁のある者達に渡されていたのだろう。また、太政官制が再編され、神祇官が神祇省となるなど、神社行政の位置づけが相対的に低下することになる。十一月二十二日には三百二あった全国の県が、三府七十二県に統廃合された。同二十七日には県治条例が定められ、各県の職制や職員定数などが定められた。このような流れの中で、神社・神主活動もまた再編のただ中に置かれることになる。金神社に関わっては十月十五日に、⁴⁸神動はこれまで通り勤めて構わないこと、⁴⁷十一月に社寺司が廃止され、⁴⁹宗教行政は浅尾県勸農課が担うこととなった。国民形成の施策の一環として、農業を中心とした地方行政制度に組み入れられることになる。

浅尾藩では、明治二年十二月、金光大神は「准七等官」、萩雄は「八等官」扱いという準職員的な役割となっていた。⁴⁹明治二年十一月付「浅尾藩席順帳」によると、等級は一等から准九等までの十八段階（准一等及び准五等は不在）であり、上位は元の家老職から順に百十三の名がある。藩政改革により旧来の役職が再編されたものである。大谷村関係者では、例えば川手堰が准八等（七十七番目）、金光金吉が九等（百二番目）、西沢林蔵が准九等（百十番目）

である。小野慎一郎の名は見られないことから、庄屋など村役人は記載されず、藩士や藩士に準ずる者の名が記されているようである。金光大神や萩雄の名は記されていないが、先述のように、神職は藩から官職に準ずる扱いを受けており、金光河内の准七等官は六十一番あたり、萩雄の八等官は六十番台後半である。明治四年の制度改変によって、このような藩での扱いも消失したのであった。

ここまで、一、二、三章を通じて神職となる際の様子や、神職となって以降の主に藩との関わりから実態を窺ってきた。次章では、明治四年において、神伝を通じて神職活動等が問題とされる様子とその意味を、「覚帳」に窺っていく。

四、見返される信仰活動

「覚帳」明治四年の本紙には、安政六年十月二十一日の出来事を振り返ると同時に、同出来事から明治四年までの十三年間の動向を一括りにした、二月付の神伝が収録されている。また、同箇所には、出社に関する不評や広前に関わる記事を加えた貼紙がある。その内容を示したのが次頁の引用である。

内容を比較すると、貼紙の記事①～④は、本紙の①～④に相当することが確かめられよう。これら記事の記載順の分析を通じて、金光大神の関心の向きを探ってみよう。

「覚帳」貼紙 読み下し文

① 元末の年(六安政) 十月より肥灰(農) おさしとめ。当年、年
回(業)り十三年相成り候。

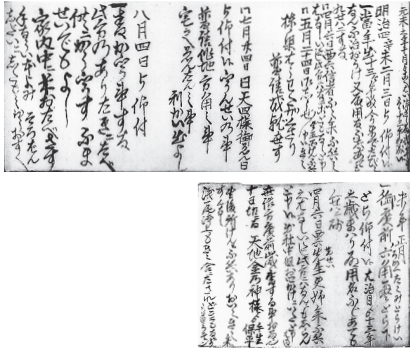
② 明治四辛未二月三日仰せつけられ候。
一、当年で十三か年なり。今までたびたび
難、不時を受け。またどのような不時あつても
苦世話にすな。

③ 同四月六日、西六信者夫婦(高橋藤吉) まいり、不評の
話いたし。此方には何事もなしと申し。

④ その後、世間、不評
申し候、聞き。

⑤ 同五月二十四日お知らせ。
棟梁はらわたがくさり、
普請成就せず。

【以下略】



① 末年(四明治) 正月、
一、お広前の六角畳とらげい(けたら)
と仰せつけられ候。はじめより十三年
の年回り。どのような不時あつても
苦世話にすな。

② 四月六日、西六先生夫婦まいり、不評
の話いたし。此方にはなんにも知らん
と申し候。出社中組み、押しかけ(強盗) に行つたと申し、
話し。

③ 世話方、広前歳書すること、おとめになり、
同十日きりにて、天地金乃神様より。午生まれ
保平。

④ その後、世間に不評あり、おいおい聞き。まいり
少なし。

浅尾お上も聞き合わせに出され。どこにも何事
もなし、うそなり。

「覚帳」本紙の表記形態からは、①の明治四年二月三日の条が記され、次に⑤の同年五月二十四日の条が記され、その間の余白部分に②及び④の箇所が書き込まれたようである。内容から、②及び④の箇所は、神伝ではなく、高橋夫妻からの伝聞であることから、当初は神伝を書き留める「覚帳」の記載事項としては見なされていなかった可能性が考えられる。⑤の箇所が書かれて後に、①の「今までたびたび難、不時を受け。またどのような不時あつても苦世話にすな」の内容に相当する出来事として、②の「同四月六日、西六信者夫婦まいり、不評の話いたし。此方には何事もなしと申し」と、その不評に関わる後日談である④の「その後、世間、不評申し候、聞き」が加わっている。予測的な①の神伝に対して、実際の出来事として②と④が添えられたのだろうか。また、①の「当年で十三年なり」の具体的な内容として、①の「元末の年十月より肥灰おさしとめ。当年、年回り十三年相成り候」が添えられた形になっている。このことから、①の二月三日の神伝に、金光大神がくり返し関心を寄せていたことが窺えよう。この部分に、さらに複数の内容を加えて書かれたのが貼紙箇所である。

同貼紙には、まず、①明治四年正月付で「お広前の六角畳とらげいと仰せつけられ候。はじめ（安政六）より十三年の年回り。どのような不時あつても苦世話にすな」との神伝が、続いて、②四月六日に高橋藤吉・富枝夫婦が訪れ世間から広前の不評の話があると伝えられた件、③同十日に世話方川手保平の「広前歳書帳」（御祈念帳）記帳が差し止められた件、④その後の不評に関わる浅尾藩の対応の件が記されている。①は金光大神の神前奉仕のあり方、②は大谷の広前に出社を加えた広域的な活動に関わる世間の噂、③は広前における世話方の役割、そして④は②に関わる役所の見方が記されており、この貼紙が大谷の広前の活動に関わる事項をまとめたものと、ひとまず解されよう。貼紙が作成されることで、金光大神は具体的にどのような内容を確かめたのだろうか。

本紙と比べて貼紙において明らかに加わったのが、③の四月十日に世話方川手保平の「広前歳書帳」記帳が差し止められた件である。現存する同帳から、金光大神以外の筆致が確かめられている。小関照雄によると、世話方の記帳は、月の一日、九・十日、二十一・二十二日のいわゆる「ご縁日」や、三月三日等の節句、正月のいわゆる松の内の期間であるという。^⑤このことから、比較的参拝者が多い日に世話方が記帳を担っていたようである。この内容から、世話方川手保平に何らかの問題があったのか、それとも、世話方が「広前歳書帳」の記帳をしていることが問題とされているのか明らかではない。明治四年以降の「広前歳書帳」はいずれも金光大神の筆であり、世話方による記帳差し止めであると同時に、金光大神が記帳することを促している神伝とも解されよう。

さらに、貼紙には、「西六信者夫婦」による不評の内容が、「出社中組み、押しかけ」を行っていたという、犯罪行為に及ぶものである。事柄の詳細は不明であるものの、本紙よりも貼紙の方が具体的であるのは、実際に聞いた時から日にちが経ち、さらに、それが事実でないことが確認されたことが影響していると推察される。そうとして、金光大神は貼紙の作成にあたって、本紙で書き留めていた時以上に、「不時、難」に関心を向け、さらに神伝と出来事との関係を確認していたと見ていいだろう。このような問題確認の最初に押さえられているのが、本紙①及び②が書き直されたと見られる①の箇所である。

本紙の「当年で十三か年なり」の表記が、貼紙では「はじめより十三年の年回り」となっており、安政六年の肥灰差し止めの出来事が「はじめ」と押さえ直されている。このことは、「不時、難」が起こっている活動の問題が、神勤専念当時のあり方や意識と対比して、見返されていることを意味しよう。そしてその神伝箇所に加わっているのが、「お広前の六角畳とらげいと仰せつけられ候」である。^⑥「六角畳」とは、金光大神が神前で祈念する際に使用

していた六角形の畳のことで、神社などでも神職が祈念の際に用いていたものである。⁵³ 神は、その畳を片付けるように指示していることになる。「覚帳」本紙を見返し、貼紙作成を通じて、神伝や出来事を振り返った金光大神は、「お広前の六角畳」を片付けよとの指示が、単に物理的に片付けることを指すのみならず、これまでの活動全体から、現在のあり方をも捉え直すよう促されていることに、気づかされていったのではないだろうか。

三章で見たように、金光大神が金神社神職となって以降、大谷の広前は、徐々に神社としての性格を強くしていた。金光大神当人の認識は定かではないが、萩雄は名代としての役割を通じて、神職となる方途を探っており、そのことに対する、金光大神の否定的見解は見当たらない。藩や村からすると、大谷の広前は神社であり、金光大神は神職と認識されていただろう。世話方や出社達が純粹な思いから、より神社として相応しい活動のあり方を模索しているも不思議ではない。この当時、金神社の社殿建築は、棟梁の行いによって頓挫していたが、その建築を目指す意思は潰えたわけではなかった。⁵⁴ このことから、広前のあり方に関して、ある程度、それが神社組織として認識されていたと押さえる方が妥当なのではないか。

このように、安政六年十月二十一日の「肥灰おさしとめ」が振り返って機転とされた神伝や記事は、この「覚帳」本紙の明治四年二月三日の条が初めてである。「覚帳」で、同記事以前に、過去を振り返っている記事は二ヶ所ある。一つは、慶応三年十一月二十四日の条にある、「氏子の難なし、安心の道を教え、いよいよ当年までで神の頼みはじめから十一か年に相成り候」(『教典』八八頁)であり、もう一つは、明治三年十月二十六日の条にある、「日天四月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年に相成り」(同、九三頁)である。前者は、安政四年十月十三日を起点としており、後者は安政五年を起点としている。⁵⁵ 単純に「覚帳」の体裁を見るならば、表紙及

び冒頭の記事は安政四年十月十三日の出来事を起点としており、それから先の内容は、安政四年以降に続く出来事の一つということであろう。しかしながら、神伝において振り返りが促され、さらに貼紙作成を伴ってくり返し見返されているのは、明治四年における安政六年の肥灰差し止めの出来事の他には見当たらない。

「覚帳」貼紙の内容である明治四年は、二、三章で見たように、様々な社会制度再編に伴い、神社・神主に関わる制度も再編機運にあった。その中であって、制度改変に伴う政府及び藩からの指示に添う形で大谷の広前を再編するのではなく、再編機運を援用しつつも行っていたのは、神職的設えを片付けることや、世話方を介さずに参拝者と直接相対するという営みであった。このようなあり方は、神からの促しによって見返された内容として、神勤に専念した安政六年時点の状態を反映させたということになろう。

ところで、明治四年には、安政六年の出来事と直接は関わらないものの、様々な形で、信仰活動のあり方に捉え直しを促す神伝が示されている（「覚帳」『教典』）。

・ 同じく七月二十四日、日天四様ご縁日、仰せつけられ候。運勢のこと、普請、作事、方角のこと、宅がえ、縁談のこと、理解でよし。（九四頁）⁵⁶

・ 未九月九日十日祭り、仰せつけられ、幟大小四本立て、表、提灯六張りともし、新座敷前、二張りともし、大ろうそくともし、おもちいたし。（九四頁）

・同じく十二月四日仰せつけられ候。

一つ、始終仕合わせ。何事も世話苦にすな。実意いたし。きょうとい（恐ろしい）ことも、こわいこともなし。どのようなことあつても逃げることなし。何事も人に頼むと言うな。

娘縁のこと、たとえ三十になりても、いかず後家と言われても、苦しゅうなし。人の言うこと世話にすな。めいめいの考え。神は先を樂します。寿命長久、末繁盛頼み。（九五頁）

・同じく十日早朝仰せつけられ。

一つ、金光大神社でき、何事も神の理解承り、承服いたせば安心になり、神仏とも喜ばれ。親大切、夫婦仲ように、内輪むつまじゅういたし候。

一つ、日柄方角見るばかり、天地乃神に願うことなし。見ても見いでも願ひ断り申し。氏子繁盛守りてやる。（九五頁）

・未十二月二十四日仰せつけられ。

一つ、ご普請地所のこと申しあげ候。辻畑お屋敷いたすように氏子心配くれ申し候。世話方より申し出、地所開きのことは、此方より指図するまで待て。（九六頁）

これらの神伝も交えつつ、明治四年に金光大神は、神伝を通じて、信仰活動のあり方を見直していくことになったのである。

神社神職となる直接のきっかけとなった、元治元年の宮建築に関わる神伝のあった当初は、社殿の建築が目指され、そのために金神社は名目上存在したことになっていた。村を介して藩から添翰を得て、白川家に金神社神職を許され、その後、藩の祈願所ともなっていくことで、金神社は社殿を持たないものの、実質上の神社として社会的に認知されてきたことは、一、二章から明らかであろう。その上、三章で見たように、名代萩雄を通じて、神社祭礼や行政的役割も担うことになっており、周囲はもちろんのこと、金光大神当人のところでも、いつの間にか神社神職としてのあり方に染まってしまったのではないだろうか。しかし、明治四年正月の神伝と関連する体験、そして、「覚帳」貼紙作成等は、そのような傾向を抜本的に見直させることになったと言えるのではないだろうか。

このように「覚帳」本紙や貼紙には、神伝や出来事を文字でくり返し書き出して記録化し、またそれら記録を見返すという作成の様子が窺える。このことから、言葉では表されていないもの、むしろ振る舞いに問題意識が浮かぶのであり、前後の関係から、改めて神伝や出来事の背景やそれらを交えた現在が、金光大神の手もとに立ち現れていたのではないだろうか。そこには、金銭初穂や藩等の支出内容を収録した「出入帳」や、場合によっては、個別の金銭融通に関わる記録を収録した「金子覚帳」の作成等も交えつつ、並行的に相互に関連し合っていた可能性も浮上しよう。これら記録類の作成を通じて、金光大神に世界のあり方が確かめられていったことになるだろうか。

おわりに

本稿では、金光大神の神社神職としての実態の様相を現在の資料状況において確認してきた。このことから、加藤実・荒垣寧範「浅尾藩領大谷村における氏神祭祀と神職金光河内」が提示した内容を幾分進めた上で、そのような実態と明治四年正月や二月の神伝において提示された、干支の一回りの起点である、安政六年の肥灰差し止めの出来事との関係を考察した。このことにより、金神の頼みはじめやおかげのはじめとされた、安政四年十月十三日の出来事に加えて、安政六年の同出来事が、神勤に関わる起点として新たに認識されていたことが浮かんできたことになるだろう。

最後に、「年譜帳」作成との関わりについても触れておきたい。四章で取り上げた「覚帳」貼紙には「天地金乃神」の神名が記されている。この神名は「覚帳」本紙では、明治四年十二月十一日の神伝が初出であることから、貼紙は、この神伝以降に作成された可能性がひとまず考えられ、同時期には、「年譜帳」作成を促す神伝もあり、神社神職であった時期のことも見返されている。「覚帳」には主として神伝や信心に関わる内容が収録された一方で、金光大神が神社神職であった時期の「年譜帳」記録からは、その時期の藩士や農民、商人などの願主に関わる広範な社会の動静に、金光大神の関心が寄せられた印象を受ける。それは、広前を訪れる願主が多岐になったからでもあろうが、そのように多くの者が参る場所となったのは、広前が社会的に神社として認知されたことも幾らか影響しているのではないだろうか。そして、そのような願主との関わりも含めて、当該時期が見返されたようにも想像される。

ともあれ、本稿では、神社神職に関わる実態の一端を述べたまでであって、今後、神伝との関わりも含めて、実

態究明が進められていく必要があるだろう。金光大神が何を聞き、どのように世の中を見ていたのか。直筆をはじめとした諸資料の活用のあるり方も交えながら、信仰から世界がどのように広がっていたのかを窺っていききたい。

(教学研究所所員)

- ① 例えば、瀬戸美喜雄「維新期における金光大神の信仰―政治に対する態度と思想―」(紀要『金光教学』第一六号、一九七六年)には、「金光大神は当時、金神社神主を名乗っていたが、これは慶応二、三年の神主職補任願いのための名目上のものであつて、金神社は架空のものにすぎなかつた」(一〇頁)とある。二〇〇三年に教団刊行の教祖伝記『金光大神』でも、「金神社というのは名目であつて」(二三〇頁)や、「神主職という名目での神勤行為」(二三五頁)、「金光大神は、この時、金神社神主を名乗ることができると立場にあつたが、それは宮を建築し、布教の公認を得るための名目上のものであつた」(二三九頁)というように、基本的に同様の方針で編纂されている。「布教合法化」については、早川公明「金神社建築運動に関する一考察」(同第一八号、一九七八年)参照。
- ② 『金光大神』(金光教本部教庁、二〇〇三年)、前掲瀬戸「維新期における金光大神の信仰」、石河道明「天地書附の生成過程に関する一考察―生神金光大神社研究―」(同第一九号、一九七九年)、渡辺順一「諸人救済の視座―差別・暴力を視点とした「生神の宮」試論」(同第三八号、一九九八年)、小坂真弓「生神金光大神」の自覚とその意味について」(同第四一号、二〇〇一年)。
- ③ 昭和二十九年の本所設立以降、主たる資料として金光大神直筆を子息である宅吉が筆写した「覚書」が用いられ、その記事内容を検証する目的で大谷村庄屋文書である小野家資料が活用された。昭和五十年には、金光大神直筆の「覚帳」が加わっている。「覚書」「覚帳」いずれも、神職活動に関わる直接的な記事が収録されておらず、小野家資料では許認可に関わる記事や、氏神社の管轄を移譲する記事が確認されるのみであり、実態とは言い難いため、「名目上」という解釈を与えられたと考えられる。
- ④ 『金光大神事蹟に関する研究資料』金光教教学研究所、二〇一九年。
- ⑤ 平成二十七年に教団へ提供された諸資料は、旧管長家にて所蔵されてきたものである。旧管長家は、金光大神在世

時に、萩雄が金光家当主となり、後に家邦、公仲と続いた家である。昭和十六年以降は、金之神社神職を担った。家の出自に関わるものとして、神職関係の諸記録を手もとに置いていたと考えられる。

⑥ 「金光大神事蹟に関する研究資料」「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文（紀要『金光教学』第六一号、二〇二二年）。拙稿「御金神様御さしむけ金銭出入帳」について（同右）。「出入帳」による金銭取支記録との関わりで広前や神職活動の様子を究明する観点、大林浩治「金銭遣い」の世における信心—金銭さしむけに関する帳面をもとにして—（紀要『金光教学』第五七号、二〇一七年）に示唆を得ている。

⑦ この時、吉田家からは、六月二十八日付で、「四組木綿手纏」の許状が出されている。「小野四右衛門日記」文久二年七月八日の条（「小野家文書（二）」紀要『金光教学』第三号、一九六〇年、八六頁）。

⑧ 岡山藩は、藩内の神社を統廃合し独自の改編を行った際に吉田家との関係を強めており、そのため、吉田家において、岡山藩及びその神職は特別な扱いをされていたという。別府信吾「第四章 岡山藩の神社政策と吉田家」「岡山藩の神社と史料」（近世史研究叢書37）岩田書院、二〇一三年。

⑨ 大谷の広前に松本と共に訪れていた岡山藩士「岩藤市三郎」の名もあることから、名字のある者は岡山藩士で、名

字のないものは岡山藩に関係する者だと目される。なお、藩士の様相については、早川貫子「金光大神広前における「藩士」の動静—「広前歳書帳」を手がかりに—」（紀要『金光教学』第五一号、二〇一一年）参照。

⑩ 『日本国語大辞典 第二版』小学館、二〇〇一年。

⑪ 前掲早川貫子「金光大神広前における「藩士」の動静」。

⑫ 当時、黒住教等、幕末期の新宗教は、吉田家や白川家から許状を得ることや、藩士が帰依することにより、明治期に比べ、幕末期は官憲による取締りが緩やかであったようである（幡鎌一弘「新宗教の誕生と教派神道」島菌進・末木文美士・大谷栄一・西村明編『近代日本宗教史第一巻 維新の衝撃—幕末—明治前期』春秋社、二〇二〇年、一九四頁）。
⑬ 斎藤重右衛門が奉仕した笠岡の広前でも修験による問題が生じていた（青木茂「笠岡金光大神」改訂版、金光教笠岡教会、一九九五年、七一頁）。

⑭ この神伝の日付は、「覚帳」や「年譜帳」、「覚書」のいずれも「元治元年」と表記されている。しかしながら、文久四年から元治元年への改元は二月二十日である。金光大神は、この神伝の始まりとしての意をより象徴的に表すべく、本来の「文久四年」でなく、「元治元年」を採用したと解される。

⑮ 前掲「小野四右衛門日記」文久二年七月八日の条（「小野家文書（二）」一三四—一三五頁）。

- ①⑥ 「白川家門人帳」近藤喜博編、白川家門人帳刊行会（金光図書館内）、清文堂出版、一九七二年、一五三頁。
- ①⑦ 「覚書」『教典』四二頁。
- ①⑧ 前掲「白川家門人帳」一九七頁。
- ①⑨ 吉田家が各地の神社の神職等に授与した吉田神道の許状。松本勇介「江戸時代における神道裁許状の様式の変遷」（『國學院雜誌』第一二〇巻第六号、二〇一九年六月）参照。
- ②⑩ 前掲松本「江戸時代における神道裁許状の様式の変遷」。同「江戸時代の吉田家のいわゆる「神道啓状」と「神道之状」について」（『國學院雜誌』第一二二巻第四号、二〇二〇年四月）。同「江戸時代の神道本所吉田家発給文書の差出書について」（『皇學館論叢』第五四巻第二号、二〇二二年七月）参照。
- ②⑪ 地域秩序の問題を論じたものに、佐藤道文「慶応二年一二月の「添翰願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治」（紀要『金光教学』第五三号、二〇一三年）がある。
- ②⑫ 「永代御用記」（「小野家文書（九）」同第一五号、一九七五年）。
- ②⑬ 橋本右近は神職補任の前年にあたる慶応二年十月二十一日に白川家に向けて、白川家は金神社建築（再建）を認めるのか、認めない場合は吉田家へ移るとの旨を記した質問状を送付している。これに対し、十二月付で白川家側は、吉田家に来れることは当家でも出来るので問題ないとの旨を返答している（「白川家門人帳」近藤喜博編、白川家門人帳刊行会（金光図書館内）、一九七二年）。
- ②⑭ 宮地正人作成「宗教関係法令一覽」『宗教と国家』（日本近代思想大系5）岩波書店、一九八八年。
- ②⑮ 「永世御用記」（「小野家文書（二三）」紀要『金光教学』第一九号、一九七九年、一二七～一二八頁）。
- ②⑯ 少し時期が異なるものの、幕末から明治初期の貨幣価値について論じた金光和道によると、明治二年辺りの米一石の値段は、約五〜十兩の範囲であったという。仮に一石を金五〜十兩とするならば、一万石の石高は、金五万〜十万兩程となる。安定しない米相場の中で、藩財政は営まれていたのである。金光和道「幕末から明治十年代にかけての貨幣制度及び物価について」（同第二三号、一九八三年、三六頁）参照。
- ②⑰ 「金光河内名代認可願」（明治元年十二月二十一日）及び「金光河内名代辞令」（同月二十五日）。
- ②⑱ 同帳は、明治元年から同十三年までの藩役所への提出書類の控えを書き留めたものである。
- ②⑲ 「浅尾藩献金記録 紙片」には、金光河内名で四十兩、金吉名で二十五兩の献金をしたことが控えられている。また別の、「浅尾藩献金記録」にも同様の内容が見られる。
- ③⑰ 前掲大林「金銭遣い」の世における信心。
- ③⑱ 明治四年の晩春に白神新一郎が調べた「御道案内」には、

大谷の広前では、社殿の普請中であるものの、勸化を行わないばかりか、普段から初穂や賽銭を求められない一方で、人々が寄進を行う様や、その際に寄進札を設けないことが、特徴的なこととして記されている(『教典』七五九頁)。

- ③② 前掲佐藤道文「慶応二年十二月の「添翰願」をめぐる大谷村役人と赤沢文治」及び、「第三節 宗教」(『金光町史本編』金光町編纂委員会、二〇〇三年、四一六〜四二〇頁)。
 ③③ 大谷村で、神社を管理していたのは寂光院である。村内神社の状況を取りまとめ藩に提出した記録の控え「神社書上帳」(慶応四年八月付)が金光大神のもとにも届けられていたようである。

③④ 前掲「神社改めに関する達書写」末尾。

③⑤ 今般神社御改相来候處末改ふ行届向も

有之畢竟兼而 御布告之

御趣竟等閑ニ相心得候儀不相濟事ニ候依之

前書之通銘々構社至急可致改正候事

但右改正之上早、可届出猶御改之儀も可有之候

一追、御取調之上御取除可相成神社有之候間為

心得相達置候事

明治二年 社寺司 印

巳八月

神職中

右被

仰渡候趣恐入奉畏候依之御請
 調印仕候

明治二年

巳八月

岡 左門之進

瀧原一学

金光河内(波線筆者)

井野大和

梅谿直衛

社寺司

御役所

(「神社改めに関する達書写」五丁裏〜六丁裏)

③⑥ ここでの神職は、下級の社人は入らず、いずれも担当の神社を持った神主であったと目される。

③⑦ また同神伝には、「天下太平、諸国成就祈念、総氏子身の上安全」の幟を立てることや、神職としての「くくり袴」を着用することも告げられている(『覚帳』『教典』九〇頁)。この幟に関わっても、詳細は明らかでないものの、この年に、京から、「奉祈念神社佛閣諸願成就」(「祈念札」と書かれた札や「惣神社佛閣致祈念天下太平諸国成就祈念」(「神勤に関する書簡」)の文言が記された書状が、金光大神のもとに届けられている。神伝とは異なる文言があるのは、神への伺いを経たことが変化の要因であろう。なお、「祈念札」

は八月の日付があり、「神勤に関する書簡」、書状は、四月二十二日付、竹内百太夫及び中川音次発、金光河内宛である。ただし、その包み紙には、八月二十四日に京から届いたと記されている。先の祈念札と共に送られてきたのだろう。

③⑧ このことに関わって、前掲『金光大神』では、金光大神の神社祭祀について次のように記されている。

氏神社の神事委任 同年七月、金光大神は、氏神社の賀茂神社、その他多くの小社の神事を委任されることになった。これも神仏分離の影響だった。それまで、これらの神社の神事を行っていた寂光院では、僧を還俗させて、それに当たらせることにしていたが、病気の回復が見込めないことを理由に辞退した。その後任に、近村の神職神田豊の名が挙げたが、許可にならなかった。代わって、村内から神職を出すことが好都合であるところから、金光大神をその任に当たらせることになった。

しかし、金光大神は、それから二か月後の九月には、早くもその役を辞退して、隣村の神職である原田弥九郎に譲った。氏神社の神職といえ、それなりに村内での地位や生活の安定につながるものだった。けれども、金光大神の信心とは、相いれなかった。しかもこの出来事は、村の善後策に絡む名義上のことであって、実際に、金光大神が氏神社などの神事に当たったこと

はなかったと思われる。(二二七―二二八頁) 教祖像への願望が文章となっていると思われる。

③⑨ 「道中日記」。

● 八丁裏

廿三日■麻屋年寄へ八右衛門以て玉嶋住吉神社神職へ冠カリニ参る事致右倉本ヨリ手紙ニ対ての候事

● 八丁裏

於以住吉神社神職ニ而ヲサカムリ 八月廿七日七ツ時ニ掛かり申し来り之所早馬神社へ用シ祭礼の■也

● 九丁裏

早馬神社祭礼之■ニ住吉宮神職

が八右衛門お以てカムリカリ右九月

三日性ニ同人儀以てカヤシ候事

右ニ付礼八匁也

④⑩ 資料の中には、京都の越後屋善吉郎から送られた装束の値段書がある。そのようなところから、金光大神は神職として必要なものがある程度購入していたのであろう。

④⑪ 前掲「道中日記」三丁裏。

④⑫ 早田旅人「明治初期の神職をめぐる裁判とその特質―相州六所神社の神主職をめぐる裁判と神祇官・神奈川県―」(平塚市博物館研究報告『自然と文化』第三四号、二〇一二年)

参照。

④3 後に副戸長小野慎一郎は、金神社の社地について、もとと金光大神の私有地であることから、国有とならないように関係各所に折衝を行っている（「小野慎一郎日誌」明治五年四月三日の条）。

④4 「諸願届控簿」。

④5 身分に関わる神伝に「平人なりともひれい」（「覚帳」『教典』一〇六頁）がある。神職身分から平人になって、身分的恩恵を受けることがなくなることへの不安を語る萩雄の言葉を受けての言葉だと目される。ここでは、金光大神も萩雄の思いの一端に触れて、身分が変わることへの不安を認識しつつ、改めて、始まりがどのようなものかを考へることになったのではないだろうか。

④6 「御上より被下物覚帳」。

今般藩制変革ニ付仰出候ニ付

知事様御上京ニ依ニノ別レノ

御酒料トシテ左ノ金被下

一 金四百疋 金光大陣

一 金五百疋 金光萩雄

右明治四年辛未八月十九日

兼萩尾尺名義勤

④7 前掲「諸願届控簿」一一丁裏。

浅尾縣 勸農課ノ

十月十五日五ツ別 御取相成候間 此般御布告付神職
つうじられ候事

■問神勤の儀は是迄之通相勤候也

来十月十五日 右被仰付候事 一同之事

④8 前掲「諸願届控簿」二五丁表。

祠官一同

今般藩制変革ニ付 仰出候付自今等級

ニ付廃候事

一 社寺司ニ付廢候ニ付 ■願届藩廳

勸農課取扱之事

庚午

十一月

藩廳

④9 前掲「諸願届控簿」二四丁裏、明治二年十二月付。

⑤0 「浅尾藩席順帳」は、版籍奉還以降、藩の体制を新たに構築するべく、家老などの上級藩士から下級藩士までを等級で序列化したものが記載されている。

⑤1 小関照雄「「広前歳書帳」（教祖御祈念帳）について」同

第二七号、一九八七年、一一二～一二四頁。

⑤2 明治七年旧十月以降に執筆したとされる「覚書」では、明治四年辛未正月、二月三日にお知らせ。一つ、広前、六角豊とりあげ。先、肥灰とめたが、未の十月より、当年、年の回り十三年なり。今までたびたびの不時、難受け。またもどのような不時あつても苦世話にすな」と記されている（教

典』五三頁)。「正月」と「二月三日」の両方の日付が記されており、両日の神伝が混ざりするような記述となっていることから、これらの神伝は関連することとして押さえられていたのだろう。

⑤3 『金光教教典 用語辞典』金光教本部教庁、二〇〇一年。

⑤4 前掲大林「金錢遣い」の世における信心」二八〜四四頁参照。

⑤5 なお、明治三年十月二十六日の条にある「日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社、当年で十三年」(九三頁)については、先行研究では明確な根拠は明らかでないものの、該当する出来事として、安政五年九月二十三日の金光大神が金神の一乃出子にもらい受けとなった出来事が有力とされている(前掲石河「天地書附の生成過程に關する一考察」。筆者は、その前に記されている「日天四 月天四 丑寅未申鬼門金乃神社、生神金光大神社」に注目すると、金神への拍手という直接の祈念が許された正月朔日の可能性もあり得ると考えている)。

⑤6 金光大神直筆の木札一には、この神伝の内容が次のように記されている(「金光大神事蹟に關する研究資料」一〇八頁)。

一、運氣、運勢の事、普請、作事、縁談、宅替え、方角の事、理解でよし。

肥灰やめて十三年になり。 明治四辛未七月二十四日。

「肥灰やめて十三年になり」との記述は、「覚帳」の同日の神伝にはない。「覚帳」と木札一のとちらの記事が先に書かれたかのは、明らかではないものの、同神伝にも、安政六年からの歩みが織り込まれているのかもしれない。

【参考文献】

- ・安丸良夫『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―』岩波書店、一九七九年。
- ・安丸良夫・宮地正人校注『宗教と国家』(日本近代思想大系5)岩波書店、一九八八年。
- ・高整利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、一九八九年。
- ・阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、一九九四年。
- ・羽賀祥二『明治維新と宗教』筑摩書房、一九九四年。
- ・澤博勝『近世の宗教組織と地域社会―教団信仰と民間信仰―』吉川弘文館、一九九九年。
- ・井上智勝『近世の神社と朝廷權威』吉川弘文館、二〇〇七年。
- ・阪本是丸『近世・近代神道論考』弘文堂、二〇〇七年。

〔金光大神関係 年表〕

凡例

- ・この年表は、安政四年から明治四年までの金光大神の神勤に関わる動向を把握する補助として作成した。なお、安政四年以前の事項については主に神職や神社に関するものを入れた。また、明治五年についても利便性を考慮して含めた。
- ・本年表は、主に、『金光大神 総索引 注釈 人物志 年表』（金光教本部教庁、一九五〇年。以下、『別冊』と略記）所収の「金光大神年表」と『金光教教典 お知らせ事覚帳注釈』（金光教本部教庁、一九八九年。以下、『注釈書』と略記）巻末「金光大神年譜」の記載事項を土台に、その後収集された「年譜帳」や「出入帳」、神職に関する記録等から事項を加えている。
- ・『別冊』の旧字表記については改めた。
- ・典拠資料については、ひとまず本教において内容が公にされた方から、『別冊』（「覚書」及び小野家資料等）、『注釈書』（「覚帳」）、「年譜帳」及び神職関係資料という順で示した。
- ・「覚書」、「覚帳」、「年譜帳」に収録の事項については「○」で示した。
- ・月日については、日が不明な箇所は空欄とした。また月日が不明なもの、その年にあった事項については「当年」として示した。なお、各資料の作成状況により、同一事項であっても、実際に出来事が起こった日、伝聞で聞いた日、記憶していた日が異なって、日にちがずれている場合がある。現時点では検証途中のため、複数の日に亘っている場合がある。今後、整理していきたい。
- ・閏月は「④」というように丸数字で示した。
- ・江戸幕府の政令は、藩の触達の日付をもって記載した。従って、政令発令の実際の日時とは、およそ一ヶ月ばかりのずれがある場合がある。
- ・「年齢」には金光大神の年齢（数え年）を記載した。
- ・引用資料の略名は、おおむね『別冊』時のものを用い、五十音順に示した。小野家資料については④を付した。

| | | | | | |
|----|----|--|----|------------|--|
| 23 | 白年 | 〔初代白神先生年表（御道案内所載）〕 | 通番 | 略称 | 〔浅口郡誌〕 |
| 22 | 正神 | 〔金光正神君〕 | 24 | 神号 | 〔出社神号帳〕 |
| 21 | 宗門 | ④〔宗門御改寺請名年帳〕 | 25 | 神社 | ④〔神社関係書類〕 |
| 20 | 宗制 | 〔日本宗教制度史の研究〕 | 26 | 神道 | 〔神道（神崎一作述）〕 |
| 19 | 寂 | 〔寂光院文書〕 | 27 | 争論 | ④〔加茂官祭礼之節両村船壇尻及争論すへ村才平太粹勢五郎森平粹文十へ手疵為負并大谷村船ヲ相損シ候一件入用二ヶ村割并一ヶ村引請入用共控〕 |
| 18 | 金記 | 〔金神社関係記録〕 | 28 | 太 | 〔太政官布告〕 |
| 17 | 国年 | 〔国史大年表〕 | 29 | 田壳 | ④〔田畑山林質入壳渡証文奥印帳〕 |
| 16 | 講帳 | 〔金神講諸入用覚帳〕 | 30 | 通史 | 〔岡山県通史〕 |
| 15 | 戸 | 〔戸籍簿〕 | 31 | 弟子 | 〔一乃弟子改帳〕 |
| 14 | 啓鑑 | ④〔小野啓鑑翁行状〕 | 32 | 当座 | ④〔当座帳〕 |
| 13 | 郡治 | 〔岡山県郡治誌〕 | 33 | 徳川 | 〔徳川慶喜公伝〕 |
| 12 | 金銀 | ④〔金銀出入帳〕 | 34 | 歳書 | 〔願主歳書覚帳〕 |
| 11 | 教部 | 〔教部省達〕 | 35 | 奈賀 | ④〔奈賀加地子帳〕 |
| 10 | 吉備 | 〔吉備郡史〕 | 36 | 名寄 | ④〔名寄書換帳〕 |
| 9 | 笠岡 | 〔笠岡金光大権現〕 | 37 | 日年 | 〔大日本年表〕 |
| 8 | 廻村 | ④〔安政三年四月二十四日御家老小倉源右衛門様、御用并足役帳。〕 御廻村御泊諸入用帳 御元縮相馬弥太郎様御出二付諸入用并足役帳。〕 〔文久二年十月十三日御家埜和麻之進様御廻村御泊諸入用帳〕 | 38 | 伯家 | 〔伯家記録〕 |
| 7 | 小年 | ④〔小野氏年譜〕 | 39 | 報告 | 〔縁故者よりの報告類〕 |
| 6 | 小慎 | ④〔小野慎一郎日誌〕 | 40 | 蒔田 | 〔蒔田家譜〕 |
| 5 | 小四 | ④〔小野四右衛門日記〕 | 41 | 妙人 | 〔向妙人生代記（藤井きよの述）〕 |
| 4 | 永 | ④〔永代御用記〕 | 42 | 物成 | ④〔御物成帳〕 |
| 3 | 異 | 〔異蹟録（浅口郡六條院町圓珠院住職龍獄記録）〕 | 43 | 勇崎 | 〔倉敷県勇崎浜村文書〕 |
| 2 | 足 | ④〔諸入用足役帳。〕 池鹽（塩）堤築添人夫諸入用帳 〔御普請人夫并諸入用当座帳〕。〕 〔藻〕 | 44 | 用 | ④〔御用諸願書留帳〕 |
| 1 | 浅口 | 〔浅口郡誌〕 | 45 | 万 | ④〔万覚帳〕 |
| | 略称 | 資料名 | 略伝 | 〔金光教会教祖略伝〕 | |
| | | | | | 資料名 |

| 干支 | 年号 | 年齢 | 旧暦 | 事項 | 覚書 | 帳 | 帳 | 神職関 |
|------|------|----|-------|--|------|---|---|------|
| | 天保9 | 25 | 当年 | 大谷村・須恵村十七社の祭祀管轄権に關わつて争論、江戸訴訟になる。 | 神社 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 天保9 | 天保9 | 25 | 当年 | 大谷村・須恵村十七社の祭祀管轄権に關わつて争論、江戸訴訟になる。 | 神社 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 天保13 | 天保13 | 29 | 3月7 | 江戸赤城明神門前町家より出火、蒔田屋敷、焼失する。 | 永・蒔田 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 壬寅 | 壬寅 | 6 | 6 | 江戸屋敷敷造管費のうち、銀百貫を百姓より献金させる。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 天保14 | 天保14 | 30 | 5月1 | 幕府、諸人別改方を令し、郷村の者の江戸人別に入ることを許さず。又、百姓町人で出家し、或いは吉田・白川・陰陽師等の門下にならうとする者は、代官・領主等の添翰又は奥書をもつてその筋の許状をうけるべき旨を達し、郷村人別の減少を戒める。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 癸卯 | 癸卯 | 32 | 5月22 | 小野四右衛門、名字帯刀御免。 | 小年・永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 弘化2 | 弘化2 | 9 | 9月15 | 賀茂神社祭礼の節、大谷村・須恵両村、船だんじりに關する争論あり。この件につき庄屋の使いに立つ。 | 争論 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 乙巳 | 乙巳 | 33 | 当年 | 寂光院と神田大和の争論。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 丙午 | 丙午 | 43 | 6月17 | 讃州金毘羅に浅吉と参詣。十七日ばんに出立、十八日参詣、十九日明け六つに帰宅。当人はこの時まで、浅吉はその後も参詣。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 安政3 | 安政3 | 44 | 6月14 | 安芸国嚴島明神へ浅吉と参詣。十四日ばん出立、十七日参詣、十九日ばん、夜に帰宅。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 丙辰 | 丙辰 | 43 | 6月17 | 讃州金毘羅に浅吉と参詣。十七日ばんに出立、十八日参詣、十九日明け六つに帰宅。当人はこの時まで、浅吉はその後も参詣。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 安政4 | 安政4 | 44 | 6月14 | 安芸国嚴島明神へ浅吉と参詣。十四日ばん出立、十七日参詣、十九日ばん、夜に帰宅。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| 丁巳 | 丁巳 | 8 | 8月20 | 小野光右衛門、退役。 | 小年・永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 10 | 10月13 | 暮れ六つ時、実弟香取繁右衛門乱心の如しとして使いあり、亀山村に赴く。金神と問答。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 10 | 10月14 | 金神のおかげを知る。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 10 | 10月18 | 繁右衛門のその後の様子を見るため亀山村に赴く。繁右衛門は既に普請にかかつており、その工事を手伝う。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 10 | 10月20 | 腕腫れて痛む。一日休んだのみにて快癒。これを以て金神の靈験と感ずる。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 11 | 11月9 | 亀山村の普請成就し、繁右衛門ここに金神を奉斎、身、肥灰を差し止められる。酒、銭を用意して参拝し、繁右衛門の経費に心を勞することがないようにつとめる。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 12 | 12月1 | とせ妊娠、おかけ。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 12 | 12月1 | 小野慎一郎、庄屋代勤を命ぜられる。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |
| | | 12 | 12月1 | 妻とせ妊娠。体具合悪く、繁右衛門を通して神の教えを受ける。 | 永 | 永 | 永 | 金光大神 |

安政5(1858) 戊午

45

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 当年 | とせ、体調よくなる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正1 | 先年大破した蒔田屋敷普請の費用二千両を領内より調達。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正17 | 繁右衛門の広前に参拜。拍手を許される。金神下葉の氏子とされる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第八子、三女この出生。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 神が名を付ける。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 神棚を改める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 正20 | 繁右衛門の兒島許状費用出費。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 初めて手に神伝を受ける。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 麦の収穫に際し、八つ時にわかに発熱頭痛。神前に祈念して一睡し、速やかに回復して作業に差し支えなく感謝。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 裏門を取り除く。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 領主蒔田広運 逝去。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 口にて御知らせあり。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 先祖精霊回向。初めて言葉をもつて神伝を受ける。森田八右衛門、訪ねてくる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 小坂へお差し向け。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 秋うんか発生。田に油を注ぎてこれを駆除するのが例であるが、神は「此方には油をいれな」として「蚊帳つるな」とおためしあり。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 蒔田広孝（十歳）、蒔田家十二代の主として浅尾を領す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 屋守の氏神祭りへ行くことにつき、唐臼職人が来るから行くなどの神伝。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 幕府、コレラの薬法、心得を通達する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 実弟香取彦助を久々井の小幡清蔵の娘もとに婿入りさせる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 農作業について神伝を受け、手順よく運ぶ。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 1514 当地方、秋うんかの発生多く農家はその駆除にとめる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 23 金神の一乃弟子に取立てられる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 天照皇大神からもらい請け。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秋 | 秋中、行。はだしの行をせよとの神伝。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秋 | 稲の収穫。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 秋 | 麦まき準備。天気お指図。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 小野光右衛門、死去。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 18 「小野氏の事」との記載。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|---|---------|--|--|--|--|--|-----|
| 11 23 | 金光大明神の神号を許される。 | ○ | | | | | | | |
| 11 12 | 浅吉、須恵村への出張の蒔田家役人の駕籠擔人足を務める。 浅吉、年貢として銀五十匁を庄屋に納める。 「当礼百五十三匁三分 銀百五十目 庄屋御年貢納。」 | ○ | 足 物成 | | | | | | |
| 10 16 | おつて聞いた話。「心得の悪い母」「見限りた女」との記載。 | ○ | | | | | | | |
| 10 13 | 未明、彦助変死。 | ○ | | | | | | | |
| 10 9 | 家老堺和麻之進、廻村。 | | 廻村 | | | | | | |
| 8 8 | 浅茂神社の御神幸をめぐって村で議論が起きる。 | | 小野家 | | | | | | |
| 8 7 | 蒔田氏、浅尾領内融通のため、永銭札を発行。 | | 永 | | | | | | |
| 7 23 | 信者氏子五人に送られて五つ時頃、笠岡より帰る。 諸所氏子が待ち受けて居り、妊娠麻疹に苦しむ者の取次を請うものが多く、村内小田本谷にて助けられた妊婦は六人を数える。 昼九つ時、益坂村、江本惣左衛門死去。 | ○ | | | | | | | |
| 7 22 | 小幡彦助 大病参拜、全快。 麻疹大流行、家々大難苦。 | ○ | | | | | | | |
| 7 21 | 笠岡に赴く。斎藤重右衛門、旨を受けて即刻矢掛に人を遣る。 山伏の件につき、斎藤重右衛門、来訪、七月二十三日帰宅。 | ○ | | | | | | | |
| 7 8 | 石川、斎次右衛門、金子大明神広前を訪れ、強請がましき振る舞いをする。金子大明神子大明神が狸を使い、笠岡辺の者を苦しめることを理由に金子大明神を連れて行くべき旨の同意を求め。庄屋は同意せず。 | | 小四 | | | | | | |
| 7 1 | 松本与次右衛門、庄屋を訪れ、金子大明神のために京、吉田殿に請いて「四組木綿襦懸用」の許を得られたらと、その承認方を懇請したが要領を得ずに去る。 | | 小四 | | | | | | |
| 6 29 | 栢島村、万蔵を通じて、修験道の五流尊瀧院から許状取得。 | ○ | | | | | | | |
| 6 27 | 栢島村、万蔵、金子大明神の件につき、再び庄屋を訪れる。 | | 小四 | | | | | | |
| 6 25 | 庄屋、川手弥十郎を小坂西村、蓮行院に遣わせる。山伏の一件に関すると思われるが内容不明。蓮行院不在のため引きとる。 大工伴蔵、東納屋の作事。 浅吉全快。「ついでに、あと四人子供、月のうちにさしてしまおう」との神伝。晝屋、 | | 小四 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 出入帳 |

甲子
(1864)
元治元
20
文久4
4
51

| | | | | | |
|----|----|---|-------------|---|--|
| 9 | 22 | 初めて祭りを行う。 後月郡高屋村(現井原市)、藤井勝治郎講元となり、金神講を組織する。 | 講帳 | ○ | |
| 8 | 13 | 幕府、中国・四国・西国の三十五藩に征長の出兵を命ずる。 | 日年 | | |
| 7 | 26 | 寂光院、僧八人、大谷・須恵村役人、判頭、百姓惣代、御用達などが賀茂八幡宮に参詣し、藩主の武運長久を祈願。さらに、蒔田江戸屋敷にて信仰の篤い四国金毘羅宮に、川手十右衛門を庄屋代参として参詣させる。 | 永 | | |
| 7 | 23 | 京で事変のため、浅尾藩士中嶋音之進等、出立。 | 永 | | |
| 7 | 19 | 蛤御門の変あり、蒔田広孝、五條通並不明門通に奮戦する。 | 日年・蒔田 | | |
| 6 | 25 | 蛤御門の変力。ただし日付「七月十九日」が異なる。 | 永 | ○ | |
| 6 | 10 | 外国貿易により諸物価騰貴し、特に国内向けの生糸・練り綿・茶の類不足を告げ難波。 | ○ | | |
| 5 | 10 | 安倉、橋本加賀(卯平)の名の記載。 | 歳書 | | |
| 5 | 10 | 天保二朱金通用停止。このため引き替え手当百両につき三十兩宛を出す。 | 永 | ○ | |
| 4 | 26 | 当年 木挽小屋、竜場建築、唐箕と万石通を貸す。 | 蒔田・永 | | |
| 4 | 9 | 川崎元右衛門、白川家へ初入門し、上棟式を許される。 | 伯家 | ○ | |
| 4 | 1 | 京白川神祇伯王殿にて居宅祈念の許状並びに「宮の儀は、屋敷内建て、苦しゅうなし」との沙汰を受ける。 | 用 | ○ | |
| 3 | 8 | 浅吉、抜参宮。同行五人。 | | ○ | |
| 3 | 8 | 死産。門の北の平屋根葺き。 | | | |
| 正 | 10 | 藩役所へ宮建築の願書を提出。 | | ○ | |
| 正 | 10 | 「金神の宮の儀、御願い申しあげに代人立て、棟梁元右衛門・橋本卯平兩人頼み」との神伝。 | | ○ | |
| 正 | 4 | 宮造宮の心得、神伝。 | | ○ | |
| 正 | 1 | 社殿建築の神伝。 | | ○ | |
| 当年 | 24 | 領内子弟の剣術稽古を奨励する。 | 永 | ○ | |
| 12 | 11 | 浅吉、皇太神宮大麻頒布のため、伊勢御師に随い、所々を廻る。 | 足 | | |
| 12 | 11 | 銀五十一匁五分六厘を公課として庄屋に納める。 | 金銀・物成 | | |
| 11 | 25 | 小田郡園井村(現笠岡市)より講中参拝の記事。講に関する最初の記事。 | 歳書 | | |
| 11 | 24 | 浅尾領一万石に加増、蒔田広孝、諸侯に列する。 | 蒔田・永 ・吉備 | | |
| 11 | 10 | 新館精一郎、剣術指南役となり、江戸より浅尾着。 | 永 | | |

| | | 元治2 | | 慶応2 | | 乙丑 | | 慶応元 | | 乙丑 | |
|-----|---|-----|--|-----|--|----|--|-----|--|----|--|
| | | 47 | | 53 | | 53 | | 53 | | 53 | |
| 11 | 浅尾藩、坪和忠平太を賀茂八幡宮への礼参拝の名代として大谷村へ派遣。 | | | | | | | | | | |
| 10 | 金光大権現の神号を許され、とせも一子明神の神号を許される。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 諸般征長の兵進発に際し、大谷村・須恵村の村民矢掛宿の助郷出役。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 長州征伐関連。金現丸船頭、礼参拝。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 鴨方村に火災あり、浅吉、消火作業に参加(参加人員二人)。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 占見新田村、仁吉方に火あり、浅吉、消火作業に参加(参加人員四人)。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 浅吉、皇太神宮大麻頒布のため、伊勢御師に随い、黒崎村、占見村、佐方村を廻る。 | | | | | | | | | | |
| 正8 | 橋本卯平、上京する。 | | | | | | | | | | |
| 正24 | 斎藤数馬(重右衛門)、高橋富枝、白川家初入門、神拜式許状を受ける。 | | | | | | | | | | |
| 正2 | 川手久之丞、藩庁に浅吉の仕官を出願。 | | | | | | | | | | |
| 2 | 浅吉、剣術出精につき裨御免。 | | | | | | | | | | |
| 3 | 浅吉、浅尾藩並足軽(役料一石)に取り立てられる。 | | | | | | | | | | |
| 3 | 藩内子弟の武芸・学問を奨励する。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 寺社方改めにより、寺院方は熨斗目以上、修験方はこれに準じ寺院末席とする。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 藩庁、当年より宗門改めの節、人別一人に五厘宛の冥加金を積み立てさせる。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 幕府、諸藩に長州再征の令を発する。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 幕府、物価の引き下げを触達。 | | | | | | | | | | |
| 10 | 浅吉、一乃弟子を許される。 | | | | | | | | | | |
| 10 | 小野慎一郎が庄屋に。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 七、八日にかけて、庭瀬藩主他、長州征伐道中に参拝。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 岡山鴨方藩主、長州征伐の際の準備等。 | | | | | | | | | | |
| 11 | 石之丞、神から剣術のけいこを始めよと命ぜられる。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 小野四右衛門庄屋役を免ぜられ、小野慎一郎庄屋本役を命ぜられる。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 小野四右衛門死去。 | | | | | | | | | | |
| 12 | 家人、皇太神宮大麻頒布のため、伊勢御師に随い、黒崎村、佐方村、占見村を廻る。 | | | | | | | | | | |
| 正12 | 浅吉、京へ行く。 | | | | | | | | | | |
| 2 | 龜山幸右衛門、二階堂勇右衛門、郡奉行を命ぜられる。 | | | | | | | | | | |
| 3 | 同一戸籍にあつて世帯を別にする内別の者にも新判株をもたせ、且つ出産を奨励する。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 長州藩浪士、倉敷代官所を襲撃し、さらに浅尾陣屋を焼き討ちする。この変に大谷村民より三十三人出動して、一人戦死し、一人負傷する(「年譜帳」は十、十五日と記載)。 | | | | | | | | | | |
| 4 | 浅尾藩主、京より浅尾に帰る。四月二十九日、浅吉帰宅。五月四日、石之丞使い、後に藩主、京へ戻る。 | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|----|----|---|----|---------------------|
| 10 | 11 | 石之丞、藩役所へ出頭。有志役を命ぜられ、名字帯刀を許される。 「此度有志組炮隊申付之、名字帯刀御免、高金三両毎歳被下之」。 以後、十二月二日より、石之丞、鉄砲の稽古に出る（主に浅尾役所、賀茂宮、西沢仲治内、須恵荒神社。慶応二年三回、同三年二十六回。 有志組世話役、大谷村庄屋小野慎一郎、須恵村庄屋藤沢啓二郎へ金一両、有志組肝煎西澤仲治へ金三両を賜う。 「四拾二匁四分」石之丞宛、請求書。 | 永 | 出入帳、 鉄砲稽古 出所帳 |
| 10 | 12 | 早朝「十三日、養母の葬儀をいたせ」との神伝。 午後、石之丞、浅尾より帰って前記有志役に徴せられた旨を報告。 「三匁七分」の請求書。 | ○ | ○ |
| 10 | 13 | いわの本葬を行う。 葬儀代カ、一貫五百三十匁二十四分、買物、「一貫三百五匁四分、寺」他、合計「二貫九百十匁五分」。 「買物帳」、同日付。全十丁。 「金錢関係記録」、いわの葬儀に関わるお悔やみ。 | ○ | ○ |
| 10 | 18 | 浅吉宛、「金三両貳歩」請求書。 | ○ | ○ |
| 10 | 19 | 養母の「満中陰」仏事を修める。 赤沢浅吉宛、酒代の請求書。 | ○ | ○ |
| 10 | 20 | 浅吉、浅尾藩庁に出仕し、即日帰宅。 | ○ | ○ |
| 10 | 21 | 夜、浅吉、玉島より海路帰京の途につく。 | ○ | ○ |
| 10 | 22 | 浅吉、石之丞と共に藩の御用をし、京へ帰る。 | ○ | ○ |
| 10 | 23 | 橋本卯平、白川家雑掌林常行（役人林大和守）宛、社殿建築に関する白川家の意向伺状を發する。 | ○ | ○ |
| 10 | 24 | 「御恩冥加」のため金百両を藩主に献上。 十一月二十一日付で献金。 | 永 | 浅尾藩献 金記録 出入帳 |
| 11 | 23 | 占見村に出火あり、石之丞、消火作業に参加（参加人員七人）。 | 足 | ○ |
| 11 | 24 | 「きもん金乃神大明神 神力明賀命、金光大権現 人力おどし命」との神伝。 | ○ | ○ |
| 11 | 25 | 庄屋、川手弥十郎を小坂掛合に遣わせる。 | 用 | ○ |
| 11 | 26 | 金神社神主職補任願に、藩の添翰を得るため、村役人宛宛書を書し出す。 | 金記 | ○ |
| 12 | 1 | 五流修験関係者による五十兩無心に対し、「金十兩」を渡す。許状等を奪われる。 | ○ | ○ |

慶応4
明治元
8
66
戊辰

| | | | | | | | | |
|------|---|---|-------------|---|--|--|--|----------|
| 25 | 「兄浅吉巳の年、身の上安心安楽」との神伝。 「お上おいおい、備中守なられ。出世頼み」との神伝。 | ○ | 宗制 | ○ | | | | |
| 23 | 神祇科を神祇事務局と改める。 | ○ | | | | | | |
| 正22 | 石之丞「普戦流稽古出所帳」作成、内容は六月十七日から、十一月十四日まで。 | ○ | | | | | | 普戦流稽古出所帳 |
| 正19 | 玉島事件で熊田恰切腹。 | | 葎田・報告 | | | | | |
| 正17 | 新政府職制を定める。太政官に神祇科を置く。 | | 日年・宗制 | | | | | |
| 正11 | 朝廷、池田茂政に命じ、佐幕のため、松山藩（高梁）板倉氏を討たせる。浅尾藩も兵を松山に遣わせる。 | | 通史・葎田 | | | | | |
| 正6 | 「子と二人、閏四月楽しみ」との神伝。 | ○ | | | | | | |
| 正3 | 鳥羽・伏見の変起こり、七日、慶喜征討の号令が下る。朝廷、岡山藩池田茂政に備中鎮撫を命じる。茂政隣藩の嚮背を問う。足守、庭瀬、浅尾、撫川、新見、岡田、成羽、津山、勝山の各藩勤王を表す。 | | 永・通史 ・日年 | | | | | |
| 正12 | 倉敷から笠岡、ええじやないかの踊り。 | | | | | | | |
| 1210 | 浅尾藩主を乗せた舟が大時化。「浅吉さん、お手柄」との記載。 | | 徳川 | | | | | |
| 129 | 朝廷、王政復古の大号令を発する。 | | 日年 | | | | | |
| 1124 | 「一つ、日天四の下に住み、人間は神の氏子。一つ、月天四のひれい、子供子、育てかたのこと。一つ、日天四、月天四、鬼門金神、取次金光大権現のひれいをもつて、神の助かり。一つ、氏子の難なし、安心の道を教え。金光大権現、これより神に用い。」「十一か年」との神伝。 | | | | | | | |
| 1014 | 徳川慶喜、大政奉還を請う。 | | 徳川 | | | | | |
| 1011 | 「丸い穀食べず」との記載。 | | | | | | | |
| 105 | 「門の戸開き、敷居をつぶし」との神伝。 | | | | | | | |
| 101 | 石之丞、結刺りして広前に出て御礼し、漸次快癒。 | | | | | | | |
| 928 | 石之丞について「寢床あげ」との神伝。 | | | | | | | |
| 924 | 石之丞、粥を食べ、次第に快方へ向かう。 | | | | | | | |
| 923 | 御月待。総氏子の御礼。石之丞へ茶づけを食べさせるように、との神伝。 | | | | | | | |
| 922 | 石之丞、容体悪化。一子明神、命乞いをする。金光大権現は、これを戒める。 | | | | | | | |
| 921 | 石之丞を広前奥の間に移す。「今日より祭り、明日、全快をねがえ」との神伝。 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|-------|--|--|--|--|----------------------|
| 9 11 | 松浦十治郎、続いて梅谿直衛のもとに行き、神社改号書上について相談。翌日提出。 | | | | | | | | |
| 9 10 | 笠岡の斎藤重右衛門はこれまでの協議に基づき、川崎元右衛門を呼び寄せ、訓戒を加えた上、笠岡出社棟梁高井谷五郎を客分として社殿建築の進めることとし、この日改めて釘始めを行う。 | ○ | | | | | | | |
| 8 14 | 万講に関わり石之丞使。 | | | | | | | | |
| 8 11 | 「之丞」「之進」「大夫」「兵衛」「衛門」「介」「助」「輔」等の官名を付した名前を改める。 | | 永 | | | | | | |
| 8 9 | 家族神葬祭、卯之丞、くら、このを加える。 | ○ | | | | | | | |
| 8 8 | 賀茂大明神、他の仏像や佛号木札取り除きに関する報告。 | | | | | | | | |
| 7 | 八月付で、神社の仏像及び佛号木札等の改め報告書、金光河内他四名の連名。 〔年譜帳〕の表記により七月と解したが、原田弥九郎へ。 | ○ | | | | | | | |
| 7 | 神仏判然令のため、村内の社祠にして従来寂光院の所管である賀茂大明神、八幡太神、荒神七社、金比羅宮、山神宮、早馬宮、地神宮、疫神宮、善城寺の所管である浮島宮、及び本明院兼寂光院の所管たりし龍王宮などの神事を金光河内に譲渡される。 | | | 寂 | | | | | |
| 7 11 | と申さず、総方へまかせる」と沙汰する。社殿造宮の儀に関し進言。神は「どちら | ○ | | | | | | | |
| 7 8 | 笠岡、斎藤重右衛門、玉島村、小谷清蔵等、社殿造宮の儀に関し進言。神は「どちら | | | | | | | | |
| 7 3 | 神祇官を太政官の外に置く。宣教使を置き、太政官の所属とする。 | | | 日年・宗制 | | | | | |
| 7 2 | 大谷・須恵村内宮社の担当、金光河内へ。 | ○ | | | | | | | |
| 6 24 | 藩社寺司補松浦十次郎及び神職触頭梅谿直衛来村、神社神体を改める。 | ○ | | | | | | | |
| 6 22 | 蒔田広孝、藩籍を奉還、浅尾藩知事に任じられる。 | | | 永・郡治 | | | | | |
| 6 6 | 板倉勝弘、藩籍を奉還、庭瀬藩知事に任じられる。 | ○ | | 郡治 | | | | | |
| 5 25 | 才藤慶蔵の江戸紀行。 | ○ | | | | | | | |
| 4 末 | 岡山の出社信者氏等参りて「御普請、御延引に相成り、してあげましよう」と進言し、一同藤井駒次郎方に集まり協議。 | ○ | | | | | | | |
| 4 17 | 盗難。 | ○ | | | | | | | |
| 4 15 | 二分金の通用停止。 | ○ | | | | | | | |
| 4 15 | 白川家受領証、「金 壹両」「金 百疋」。 | | | | | | | | 諸願届控簿 白川家関 係書状 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------|---|----------------------------------|---------------|--|------------|--------------|-------------|----------|-------------------------|---------------|--------------------|--|-----------------------------|--------|----------------------|---------|------------------|----------------------------------|----------|
| 12 1 | 11 | 11 26 | 11 24 | 当年 | 11 9 | 11 3 | 11 1 | 10 4 | 9 27 | 9 24 | 9 15 | 9 12 | 9 9 | 9 8 | 9 7 | 9 4 | | | | |
| 「朝の御礼、乙の朔日、正月朔日年に二度」との神伝。 壬申は十二月二日まで、三日より一月一日。 | 神道及び各宗管長に宛、説教の取締九ヶ条を出す。 | 小田原より、「神職儀ハヤシニ相成候事」、神社のことは十二月二日までに神田豊に渡すこと、小田原より神田豊が「假神官」とすることを川手堰戸長より伝達。 | 曆本に歳徳・金神・日の善悪等の不稽の説の記載・出版が禁じられる。 | 十二月三日より改暦の告知。 | 改暦の詔渙発。太陽暦を採用し、この年十二月三日を以て、明治六年一月一日と定められる。 | 散髪及び脱刀令の件。 | 天照皇大神宮の初穂の件。 | 文部・教部両省を合併。 | 東の竈場、建築。 | 屋敷や田畑の値段につき、十月十日までに届け出。 | 小田原へ宅吉が使いに行く。 | 修験宗を廃し、天台・真言二宗に帰属。 | 棟梁、人足を連れ出、道具を持って帰る。此方へ差し支えする。棟梁、また支度から始める。神様も「切り」と仰せになる。 | 「白合わせ」との神伝。 お上変わり、棟梁が解雇。 | 棟梁、帰る。 | 「単衣着用は八日までかたびら」との神伝。 | 大教院を設置。 | 棟梁、南ひさしと座ごろだけする。 | 棟梁、仕事のことお伺いを願う。「此方には神の指図通り」との神伝。 | 西の物置、建築。 |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 教部 | 略伝 | 太 | 太 | | 太 | | | | 太 | | | | 宗制 | | | | | |
| ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ |
| | | | 諸願届控簿 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

教学研究における「私」について

大 林 浩 治

本稿は、令和三（二〇二一）年十一月一九日に開催された、第六〇回教学研究会における所長の基調講演記録である。本誌に掲載するにあたり、補筆した。なお、「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」「金光大神年譜帳」については、それぞれ「覚書」「覚帳」「年譜帳」と略し、『金光教学』からの引用については、号数を以て示した。

はじめに

教学研究について、いろいろ述べたいと思います。それは、研究論文で「考えさせられる」といった言い方に特徴的な問題であり、「考えさせられる」ところに浮かび上がる「私」の問題です。その「私」は、研究との関わりで、「研究者」とか「研究主体」とも呼ばれます。そうした「私」に着目し、研究の主体たる「私」が「考えさせられる」というような、研究者を巻き込んで問題を取り上げさせ、解釈を促していくありようについて述べてみたいと思います。

「私」に問われるという、受け身のかたちで研究が成り立っていく、そうした研究に、何か教学ならではの意味がうかがえるのではないだろうか。そういうわけで、研究のかたちに見てとることになる「私」の問題へ迫ってみてみたいと思います。

1 「私」を巻き込んで

研究者の「私」は、どう論述にあらわれているか

みなさんも教学研究で、受け身のかたちで研究者が論述にあらわれるのを、たびたび見かけておられると思います。ここで近年のものを、いくつか取り上げたいと思います。

従来この特設部門の解散という事実は、拝詞や儀式等の審議を「具体化するに至らず、やむなく在来の儀礼」を継続するに至ったという、審議成果の有無に応じて評価される傾向にある。しかし、ここまで見てきた内容は、出来たか出来なかつたかの事実に重きを置きがちだった歴史への問い直しを促すものであり、私には「具体化するに至らず」という言葉で押さえられてきた中にある取り組みと経験に、見ておくべき問題があるのではないかと思わされるのである（傍線、引用者。森川育子「教制審議会特設部門における「拝詞」の審議の諸相」六〇号、五四頁）。

これは、「拝詞」の議論に対して、研究者自身の問題関心を述べている「はじめに」の箇所からの引用です。ここでは、関心の中身というより、言い方に注目したいと思います。中身は、論文で確認して頂ければと思います。

ちなみにこの「はじめに」の箇所で、「私」という言葉を、「私たち」も含め、確認してみました。すると、この前に六回使われていました。そのことを思いつつ、この引用を見ると、問題関心を示すのに苦労している研究者のようですが、いつそう印象づけられるかもしれません。

研究者は、こう思っています。この論文は、一般的に考えられているような「審議成果の有無に応じて評価」するものではない、と。では、どういうものなのか。研究者は、それを提示しようと四苦八苦したのでしょう。「私」は、そのなかで登場しているようです。

そうとして、傍線部を見てください。「私には「…」見ておくべき問題があるのではないかと思わされるのである」とあります。これをすつと読めるでしょうか。ここまで読み進めてきたわたしは、この「思わされるのである」の

箇所です。急ブレーキがかかりました。何か、ようすが変です。何を問題として扱おうとするか、それについての「私」の主体的な研究関心が書かれていると思つたら、いきなり「思わされる」とあるのですから。ひよつとして研究者は、最初から、研究対象の方に引きずり込まれていたのではないか。それが、このような文になってあらわれているのではないか、そんなことを感じたのです。

同じ受け身でも「〜と思われる」といったあり方は、「〜と思わされる」と随分違ってきます。「〜と思われる」は、まだ扱う対象との距離が保たれていて、研究者自身の判断内容として、あれこれ述べる事ができています。ですから、この言葉を受けた研究は、主体が対象を認識し、解釈を施すという、研究の一般的な決まりにしたがう事ができているでしょう。ところが、「〜と思わされる」となると、研究主体である「私」のありようが問題にならざるをえません。

ふつう研究には、あることがらを対象として認識する主体が必要とされます。その主体は、「自分が研究できる」と思っていて、自らの論理展開を誇ります。でも、右の論文では、研究者に求められる当然のことが、どうもあやしくなっています。何も、だから問題だと言いたいのではありません。むしろその逆で、自分に問いかけるようになされるこうした研究に、注目すべきことがあるのではないか。それを考えてみたいのです。このことは、研究の営みにとても大事な問題ではないかと思うからです。

ちなみに、研究と研究営為との関わりとして、次の事例もあげてみましょう。引用は、「覚書」、「覚帳」に、「年譜帳」が加わった現在の状況を確認した上で、いま一度、「お知らせ」を文言として見ていくときの難しさに触れたものです。

「…」これまでのように、お知らせか否か、どこまでがお知らせかなど、「どちらか」という発想が成り立たず、「どちらも」があり、その「どちらか」が記されるのだとして、その基準が捉え難い。そのような混沌とも豊饒とも見える海に飛び込むにあたって、お知らせという、神と金光大神の経験を通して、どのような風景が垣間見えるか、探究を試みたい（竹部弘「人知の鏡 —「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」と「金光大神年譜帳」からのお知らせ考—」五九号、九七頁）。

「どのような風景が垣間見えるか」とあります。「（風景が）見えるか」とあって、「（風景を）見るのか」ではありません。ここでも、問題関心は、「私」が問うのではなく、「私」に問われるかっこうで提示されています。

みなさんもよくご存知でしょうが、この研究者は、それまでにも、主客関係で問う以前の「世界への神の現れ」を問題にするなど（例えば、竹部弘「「お知らせ事覚帳」に見られる「神という経験」」四二号）、人間の意識作用を経た事物や事象を取り上げるのではなく、意識化以前のことからを、主体に問われる問題として取り扱ってきました。さらに印象的なこととして、第四四回教学研究会（二〇〇五年）での基調講演では、教学研究の特徴を端的に、こう述べていました。「研究者自らも巻き込まれた解釈であることを免れない」（竹部弘「遭遇としての解釈—教学研究の展開を求めて—」四六号、一九九頁）と。

ともあれ、ここで「探求を試みたい」と言っているこの研究者は、「お知らせという、神と金光大神の経験」に自分自身も引き連れています。そうして、あらためて「お知らせ」という「混沌とも豊饒とも見える海に飛び込」んでいこうと言うのです。

さらに、次のような事例も見てみましょう。金神が金光大神を天照皇大神から「もらい受け」た、その出来事に関わっての発言です。

それにしても、この「もらい受け」の出来事が問答としてあらわされているのは注目に値する。それこそ、その出来事の特異な意味が、問答という〈物語〉によって指し示されていることを示唆するからである。何よりも、登場する金神や文治といった、主体や認識を前提にできない出来事自体の自律的なありようが、そこにあるだろう。それは、金神や文治を巻き込みつつ動かしている、その時代社会に生じた出来事としての特異な意味が、〈物語〉によって浮かばせられることに直結しているに違いない（白石淳平「「もらい受け」に窺う神々との交渉 — 村落祭祀における神楽の様相との関わりで —」五六号、六八頁）。

この研究者は、確固たる物言いで「注目に値する」と言っています。研究者たる「私」の主體的な物言いに見えるのですが、でも、どうなのでしょう。そこで言われている対象とは何でしょう。何を対象として「注目に値する」と言っているのでしょうか。

「もらい受け」の出来事かと思ったら、そうではありません。よく見ると、出来事が「問答としてあらわされている」という、そのことなのでしょう。それについて、こんな言い方もしています。「問答としてあらわされている」とか、「問答という〈物語〉によって指し示されている」と。これからして、「注目に値する」としているのは、出来事のことではなく、出来事のあらわれ、つまり表象のことだと理解できるでしょう。

ですから、こんな疑問がわいてくるのです。「問答という（物語）によって指し示されている」ところに、「主体や認識を前提にできない出来事自体の自律的なありよう」がある、そう研究者は述べるのですが、はたしてそうなのだろうか、と。これは、決して自明なことではないでしょう。自明なのは、「私」にそう言わせるといった限りでしかありません。しかし、その言い方から見えてくることがあります。それは、研究対象なるものが、研究者としての「私」に、そう発話させている、ということですから。研究主体にそう促してきた理由をこれから見極めたい。これが研究関心として述べられたというわけです。

このことを研究者の「私」から捉え返すと、どうなるでしょうか。「もらい受け」の出来事が「問答としてあらわされている」からといって、それが「主体や認識を前提にできない出来事自体の自律的なありよう」をあかすものなのかどうか。これは自明なことではありません。ですが「私」は、そう考えさせられていて、そう言わねばならないことになっているのです。

そのような「私」にとつて、「金神や文治を巻き込みつつ動かしている」との言葉は、おそらく研究者である自身に重ねて言われているでしょう。研究対象は、金神や文治と同様、「私」をも「巻き込みつつ動かしている」のだと。

教学と諸学と

ここまでいくつか例をあげてきましたが、そのどれにも同じことが言えそうです。対象に働きかけるはずの主体たる「私」は、逆にその対象に働きかけられて研究をしているという、このことが。それにしても、なぜ、このよ

うなかたちをとって研究がなされているのでしょうか。

一般に研究は、自分自身を認識可能な主体として打ち立て、認識されるべき客体である対象について、客観的、合理的に記述することを目指します。しかし、それがどこまで妥当なことなのか。これについては、いろいろ問題にされています。それはそうでしょう。対象は、あらかじめ主体が扱うものであり、そうである以上、いくら客観的、合理的といっても、対象の「ありのまま」ではないからです。ですから対象は、客観的、合理的な思考のために持ち出され、ひどい場合は、その思考手続きに通じていると自認する研究者の言いたいことのために役割奉仕させられることもよくあるのです。

これは、認識論として諸学でよく問題にされることですが、しかし信心を対象にする教学研究では、諸学以上に根本的な矛盾を抱えていると思われれます。というのは、研究者自身が、自分の生動をすでに信心のこととして確かめているからです。教学研究者は、信心が何らかのかたちで自分に流れ込んでいるのを、疑いもない事実としています。ですから、いくら自分は、対象とは距離を取って客観的な立場にいるのだと自認したところで、当て込みのようなことになっているでしょう。では、こうした矛盾を抱えて、教学研究はどう可能になっているのでしょうか。

ふりかえれば、研究者は、みなほとんど客観的であることに苦悩してきたと言ってよいかもしれません。信心についてのなにか対象となるものを、ポーンと突き放して取り扱うことが容易ではないのですから。対象への思い入れは、ときにねっとりとしていて、客観的に論述するべきだといった命法をすんなりと受け付けてくれません。軽妙なフットワークで引き受けさせてはくれないのです。

教学と諸学との違いとして、これは確認を要する大事なことだと思われれます。ミシェル・フーコーの指摘を引き寄せて言うのであれば、諸学は、主体の修正や変質を必要とせず、「ただ自分の認識行為によって真理を認め、それに到達できる」という「真理の歴史の近代」に位置づけられるものでしょう。そんな諸学に比べると、教学は、近代以前の未熟なものかもしれません。しかし、フーコーは、その「真理の歴史の近代」の方を問題に見たのでした。近代における主体と真理の関係について、フーコーが見ていたのは、「主体はそのまま真理を受け入れることができが、真理はそのまま主体を救うことができない」ことであり、そこで「靈性への考え」が抜け落ちていく問題でした（M・フーコー『主体の解釈学』邦訳、筑摩書房、二〇〇四年、二三頁）。このことからすれば、教学は、「主体と真理の近代」を問い直していると言えなくもありません。そして、その意味で、教学が諸学に対し「あたかもモノのように、信心を軽く扱っているな」と違和感を抱くところに、「靈性」を抜きにしたこの問題があるのを考えてみてもよいでしょう。

ここではこの問題へ深く迫ることはしませんが、でも、それほどに「私」という主体を巻き込んでいるのは、教学研究のどういった面から生じているのでしょうか、このことを考えていこうと思います。

2 研究に求められる客観性

「昭和九年十年事件」に対して

まず、研究に求められる客観性がどう問題とされたのか、という点から考えてみたいと思います。例として、「昭

和九年十年事件」をめぐってなされた発言を取り上げたいと思います。

併し一番大切なのは、どういう態度で之れに向かうかということです。それを先に考える必要があると考えます。過去の事実を明らかにするという様な態度でも、いろいろの史観によつて違つて来ますね。そういう一つの史観に基づいてするのか、それとも現在及び将来に向かつての歴史（過去の歴史というよりは将来のための歴史）という態度で、研究をすゝめてゆくのですね。これは近年の教団の自覚から言えば分りきつたようですけれど、そこは余程確立していませんと、実際の資料にぶつかつてゆくのに、非常に迷いを生ずる。混乱を生ずる。その態度のところを、先ず検討してゆく必要があります。その上でないと、どういう段取りをやるにしても、効果も上らないし、検討も違つてくると思う（大淵千仞発言、会合記録「教団自覚運動史研究の態度・方法について」一九五五年一月一九日、五頁）。

昭和二九年の研究所発足以来、この事件を明らかにすることは、教団史研究のみならず、教学研究全体の大きな課題になっていました。この事件は、「取次教団」という自覚を教団にもたらした「画期的事件」（二号、「彙報」八六頁）とされるものの、非常に取り上げにくい「鬼門」のような存在だったのです。

なぜ取り上げにくいのか、みなさんも容易に想像がつくでしょう。最たる要因として、「金光家」の事情が絡んでいることがあげられます。事件の最中、問題の元凶は、管長にあるとし、婚外子の出自をあかして辞職に追い込もうと画策もされました。これ一つとつても、事件の扱いにくさが理解されるでしょう。当時も、家督相続が絡んだ「お家騒動」とか、「賽銭箱の争奪」だとか、はたまたクーデターのように見られていました。事件には、「教団を自覚

した」とされる光輝く意味が与えられます。が、それは、横溝正史の推理小説*が扱うような、暗くどろどろした様相を糊塗する見方だと言えなくもないのです。

*横溝正史には、「犬神家の一族」、「八つ墓村」、「悪魔の手毬唄」など、婚外子が関係し、「血」と「家」のもつれをモチーフにした作品が多いのですが、この背景には、明治民法制定によって、それまでの事実婚主義から戸籍を基本とする婚姻制度へ変化し、婚外子に対する根強い差別意識が社会全体に広がっていた問題が考えられます（遠藤正敬『犬神家の戸籍「血」と「家」の近代日本』青土社、二〇二二年参照）。この差別意識は、「昭和九年十年事件」にも少なからず影響していたことが考えられるでしょう。

ややこしいのは、そこへ関わっている人間感情です。互いが互いに、「今こそ理非曲直を糺すべきだ」と口角泡を飛ばしています。私憤、公憤いりまじり、それ自体、正義感の発動だと、当事者は自負しています。主観的な私憤といえども、義憤であり、告発をもってする公憤の開陳だといえるでしょう。でも、その逆もしかり。公憤の開陳は、どこまでも私情の域を脱しません。そのなかで、少しの引っかけかりが、たちまちに中傷、誹謗や、諫言を生んでいきます。事件はまさにスキャンダル。内輪騒ぎの域を脱し、世間を巻き込む大騒動になっていくのです。

このような事件を、いったい研究者は、どう扱えばいいのでしょうか。研究者が客観的に取り上げようとしても、自分の信念が絶対だとする当事者からすれば、研究者が提示する見解を、すんなり受け容れることなんてできないでしょう。教学研究は、道の本義に照らして、この事件のもつ意義、性格を明らかにできるものでなければ

ばならぬとされたように、事件に対する研究の要請は切実だったのですが、とはいえ、どう手を付けていいか、大変難しい問題だったのです。

研究態度が問題に

事件の中身、性格に関わる言及はここまでにして、見ていきたいのは、そこで求められた研究の立場、態度です。こんな発言があります。それは、ほとんど教内で一般的になっていた、事件が「取次教団」の自覚をもたらしただけという解釈に抗うように言われたものです。これを見ると、先に引いた文章が、徒や疎かなものではないことがわかるでしょう。

ちなみに、この発言の前に、こんなやりとりがありました。まず、この事件が、どういう意義を持つのかを確認することが必要で、そこから具体的な事実を見なければいけない、といった意見が出されます。それに対して、事件の経緯がわかる一つ一つの事実を、まずは確認するべきだという意見も出されました。そしてそれらを受けて、教団の歴史としてこの事件を扱う際の態度が、何より大事だと出されたのが、次の言です。

それは、大まかながらに、今の教団の自覚から言えば、意義づけをしているが、それを前提としてやるのなら、研究と
いう必要はない。それを前提としてはいけない（大淵千仞発言、前掲会合記録、七頁）。

この発言は、そのどちらも否定するかのようになされたものです。意義にしても事実にしても、「何のためにやる

なるほど、そこで簡単に言いますと、初めから自覚史であると(私共はそういう事に信じているが、そう)いうことによつて、段階々々といつても手段ではない(段階を履んで調べていくとしても、それは手段ではない、という意味―引用者注)。段階ということとは一つの史観がないと使えない。けれども、併しこゝで、一つ根本的に研究をはじめてゆくということであれば、本教に於けるあの事件の意義というものを、どういう意義のものであると、初めから決めてかゝらないで、そして事実に基づいて、いかなしいけないのではないか。ところが事実の中から意義を見いだしてゆくという態度というものは、一体どういふことなのか。そこをハッキリして置かないと。たゞ事実だけの事に取り組んで来ますと、事実そのものが問題になって来る。いわゆる客観的に解釈の加わらない事実というものは、人間には在り得んことですから、自ずからに、そこに解釈が加わる。そこで態度如何によつて、事実を事実なりの取扱いが變つて参りますから、今のように、あの事件の在りのまゝの事実の中から、本教の教団自身にとつて、言い換えますと、本教の将来に向かつて、どういふ意義をもつて居るかという事を、見出してゆこうという態度について、十分検討していく必要があると思う(傍線、引用者)。大淵千仞発言、同、一〇頁)。

さらに、後日のことですが、事件に関わつた当事者から、あらためて「事件は、自覚運動であつたと思う」との見解(和泉乙三発言、会合記録「昭和九年十年事件概観」一九五五年二月二日、三頁)を聞いた際も、この人物からは、再度釘を刺すような発言が出ています。

そこで和泉先生が（自覚運動と一引用者）はじめにおっしゃったとおりだと。私はそうだと信じています。しかし研究の態度としては、初めからそういう様な予想をもってやったのではないかと思うのです。それよりも一つ前、もう少し客観的な冷静な立場をとって調べていかんといかん。意義をはじめから決めてかかつてはいかんと思う（大淵千仞発言、同、一六七頁）。

これら一連の引用から何がわかるでしょうか。傍線で示した「あの事件の在りのまゝ、の事実の中から「…」本教の将来に向かって、どういう意義をもって居るかという事を、見出してゆこう」という態度について、十分検討していく必要がある」という発言に注目しましょう。これは、何を研究に対して突きつけるものだったのでしょうか。

歴史への視線

発言の中身は、現在から過去を捉えることが、現在から将来への道行きを照らし出すものでなければならぬ、といったことであり、それを見出す態度に十分な検討を迫るものです。これについては、少しおかしな点を見てしまいかも知れません。過去を辿ることが、向きを変え、将来を照らし出すとされるのですから。

ここには、歴史に対するある視線が働いていると考えてよいでしょう。それは、過去は済んだものとして、完結的な歴史で捉えるのではなく、現在に流れ込み、人間を揺すぶっているといった、歴史への視線です。その視線によって、過去と現在との接点を求め、それによって将来への危機対応にも資するものを見出すことが必要になってくる

とされます。その際に発せられた、何より大事になるのはそれを求める態度の問題だ、といった言葉は、この視線によって導かれているのは明らかでしょう。押さえておきたいのは、その態度が安直なものとなつてはいけなさとされていることです。そこでは、過去への視線を将来へ向け直すところで、マイナスをプラスにするような価値転換の求めがあるでしょう。その求めがあるがゆえに、歴史の研究は、ただ「在りのまゝの事実」を知ることではないと言われていたのです。静的で観照的な歴史への態度では済まされないというわけです。

ところで、一連の言で印象づけられるのは、事件は自覚運動だったとか、本教の歴史は「自覚史」と見ることができるとされるのを、一応もつとんだと了承しつつも、だからといって、研究としては、ゆるがせにできない問題がある、としていた点です。それこそが、価値転換を要請する研究態度の問題です。そこに着目すると、あらかじめ歴史を「自覚史」という名で押さえることは問題だ、とされた理由がわかってきます。

この問題は、次のように言い換えてよいかもしれません。単なる「自覚史」とし、そこに本教固有の、と言いますか、「信心ならでは」の歴史を見るのだ、といった押さえでは、いけないのだと。なぜ、いけないのか。それでは、事件の一切を、「自覚史」とされる自己同一的な規範に則った認識対象としてしか見ていないからです。当然、現実の事件であり、それが生じた歴史は、そのような認識では掬いきれません。だからそこに、「客観的な冷静な立場」が大事だとされ、しかもそれには、事件によって、信心からの存在知覚が教団や自己に及ぼされたことを、まさに現在のこととしても及ぼされるような研究態度が必要だと言われていたのです。

これらを教学研究の意義といった面からまとめると、次のように言えるかと思えます。歴史から、あなたも意志を備えた如くに律動する（信心ゆえの）生動的過程を捉えることによって、はじめて事件に「自覚」という名をつ

けることができるのであり、はじめから「自覚」とするような、ある体系的構造を備えての歴史認識は、客観的ではないし、価値転換を伴わないようなありようは、教学研究としてはふさわしくないのだ、と。

いま、歴史から、あたかも意志を備えた如くに律動する生動的過程を捉える、と述べました。それは決して、「自覚史」という体系の中にものごとを位置づけるような、静的なものではありません。信心にとつての歴史は、生動的過程といった認識を与えてくれるダイナミックな何かなのであって、「自覚史」の認識でもたらされるものではないのです。このことは重要だと思われれます。近年、「日本独自のもの」とか「本来のもの」をめがけ、その価値を歴史に見いだそうという動きが、ナショナルリズムと密着して問題になっていますが、そこには、今述べた「自覚史」観で歴史を丸め込むように捉えるのと同じ問題がうかがえるでしょう。

3 「自覚」の問題化

教祖内面の探究

見てきたように、教団史研究で、歴史に向けて焦点化されたのが、研究者の視線、態度に価値転換を求めての「自覚」の問題でありました。ここからは、こうした「自覚」の問題を、教祖、教義研究にも振り向けて考えてみたいと思います。

繰り返すようになりますが、本教信心の固有性を歴史に見ていくことと、本教信心の固有性で歴史を見ていくことは違います。後者は、歴史に対して特定の史観の自己貫徹を強いるものです。そして、歴史に限らず、このよう

なものと捉える自己貫徹性の方が優先されるとなると、これは問題でしょう。実際、それと同じ問題が、研究の各面で見られたのでした。そのことを教祖、教義研究の領域で確認してみたいと思います。

教祖、教義研究で「自覚」がどう問題とされたのか。これについて特徴*をまとめると、次のようになります。

*なお、ここで述べる特徴については、以下を見て頂ければと思います。

- ・「教祖」探究の歴史」四四号（教学研究所設立五〇周年記念号）、「一章 取次の道の自覚」九四～一〇五頁。
- ・竹部弘「神と人との間」への問い ―安政五年十二月二十四日のお知らせをめぐって―」四四号、注①（三三〇頁）、注③⑥（三三〇頁）。

・前掲竹部「遭遇としての解釈」中、「自覚」概念再考」二〇七～二〇八頁。

・竹部弘「金光大神における超越の視座」四六号、注⑱（三三三～三四頁）。

○これまで「自覚」という形で、教祖内面の探究がなされてきた。

（人間の有限性の自覚、難儀性の自覚、難儀性の自覚、無礼の自覚といった問題で。）

○そして、その「自覚」は、助かりに結びつけられ、「自覚即救済」とされている。

○そこでは、自己を突き詰める方向で「おのずから」開かれる「自覚」（＝「救済」）となっている。

（それゆえ、多くは「向こう側」から開かれるものではない。）

○しかし、なかには「自覚」が生じる場の問題として、教祖が見られることもある。

(この場合、「向こう側」から開かれる方向も考えられる。)

○いずれにしても、この「自覚即救済」については、「高度に観念的・思弁的な考察」でなされた。

○また内面の探究は、研究者自身の「歩むべき信心の生活と形成過程に呼应」していた。

このように、教祖、教義研究では、神との関わりについて、多くは教祖内面のこととして注目されてきました。その代表が「追体験」的解釈とされるものです。この解釈によれば、信心は教祖の人格、生き方に規定されるとし、その人格、生き方から「信心の本質」が見極められようとされます。これについては、「覚書」を主に扱っているために、そうした特徴にならざるをえないとされたり、また「自覚する教祖を描くことは、自覚することが信心であること、つまり道の信心を自覚することの促しを含意」(前掲「教祖」探究の歴史」一〇五頁)するとされました。これについては、あまりにも人間に引きつけていて、神の意志といったものを捨象する「内心倫理化」*ではないかと問題にもされています。

*「内心倫理化」の指摘については、島蘭進「金光教学と人間教祖論」『筑波大学哲学・思想学系論集』四、一九七九年参照。また、それに対しての教学研究から言及したものは、次のとおり。

・前掲竹部「金光大神における超越の視座」、特に注①(三一頁)、注⑱(三四頁)。

・竹部弘「教学研究の由来と行方——情感と論理の座標——」五五号、一一九〜一二〇頁。

・前掲竹部「人知の鏡」九八頁、注⑦(一三八〜一三九頁)。

・大林浩治「神の現前性への問い ―明治末大正期の「教え」と「おかげ」の諸相から―」五三号、注²⁵（八四頁）。

しかしここでは、そうした解釈自体を取り上げるのではなく、研究者自身が、研究上に「自覚」をどう問題化したのか、といった角度から見ていきたいと思えます。

教祖の「自覚」

ここで、ある論文から引用してみましょう。それは、教祖が「凡夫の自覚」によって「大患」から救われたことについて述べているものです。とはいえ、断っておきたいのですが、ことさらこの論文なり、この箇所が問題だから取り上げるわけではありません。問題のかたちがよく見える例と考えて頂ければ、と思えます。

引用は、生神の現われ（ここでは「現成」と呼んでいます）を、教祖同様に「体得することが、われわれ人間の究極的な在り方」であり、「信心の指標」であり、「信心を成立させる主体的根源である」とし、「ここに神が生まれる」という「ここ」の時間的空間的な意味を明らかにしようとして述べているものです。

しかるに、教祖は「こころ実正、神仏へ身まかせ」という死生のすべてを神に寄託した没入の姿勢から、この虚無の深淵を自己の根底に一枚のものとして自覚しうるのであり、この自覚によってここにはじめて対立の場が破れてくる。つまり、対象化され実体化された自己が破れてくる。すなわち、その自己が破れるというのは自己が一切自己でない自覚、自己が一切神のものとの自覚に立つ自己になることである。自己が一切自己でなく、神のものとしての自覚は、神を神自体、

神自身のものとして、そのもとに一切を投入して成立させ擁立せしめる。神は人間一切の投入によって、神自体、神自身としてそこに成立する。対象化され実体化された自己は、もはや存在性を見出すべくもない。だが、人間によって成立し擁立せしめられる神は同時に、人間に一切を投入して、人間を真に人間自体、人間自身として成立させ擁立せしめなければならぬ。人間はその神の投入によって人間になる。人間からいえば、神に投入し、神を投入させる。没入し摂取する。反面、神からいえば、人間に投入させ投入する。摂取し没入する。かかる神と人間との関係は、各自が無因的存在として働き合う関係ではない。いわば、全一的有機的生命体としての神と人間による、相依的相互的な作用的関係であると規定しうる。

神と人間はその作用的関係の中に存在性があり、神として人間としての実体性が転回して甦っている。その作用的関係そのものが生神であり、甦ったそのところに生神の境位が確立する。神と呼び、人間というも、もはや質的に転回されているのであって、全一的に一なるものである。その一において、否、一なればこそ神と人間の夫々の領域が甦ってくるのであり、神は神に人間は人間に本来的に深められていく。深まることよって益々一になっていく。はじめから一のところの一の自覚はなく、二のところの一の自覚がある。その一の自覚よって二が二でありうる。神と人間は夫々に徹していくことができる。凡夫の自覚——没入と摂取とが同時に機能し作用する場合は、かかる相依的相互的な作用の関係場なのであり、生神現成の場でもある。神はこの場を氏子あつての神神あつての氏子の場と称しているのであって、「ここに神がうまれる」「ここ」とはまさにこの場をいうのである（傍線、引用者。松井雄飛太郎「生神の意味——文治大明神について——」三号、一三—一四頁）。

硬質な言葉が使われていますが、内容を理解するだけなら、そう難しくありません。見ると、仏教で如来と凡夫衆生との関わりに言われる「不二」と同じように、神と人間との関わりが述べられているようです。神と人間との関わりは、神・人の合一といった一元論ではなく、「二ならざること」なのであり、その関わりを生む場が「相依的相互的な作用的関係の場」なのだ。

ここには西田哲学の影響もうかがえるでしょう。「不二不二」の純粹経験のような認識、主客未分の非二元的経験に言及するもので、主客未分の「自覚」は、自分への突き詰めのために、自己に到来するものとなっています。自己に到来するのですから、自己の意志的作用で突き詰めていくというより、神のはからいと共に「向こう側」から開かれるという意味を含んで「自覚」が言われています。

内容より、そのありように

ところで、この箇所を読んで、わたしが気になるのは、言われている内容ではなく、論述のありようです。例えば、「しかるに」からはじまり、「つまり」、「すなわち」という文章の続き方、あるいは、全体が言い切り型の文章になっている、といった点です。そこに、何が何でも弁証しようという意図の強さがにじみ出ているのを思わずにはいられません。そのことは、論点を先取りにしたような文の運び、啓蒙的な物言いと関係しているでしょう。そこで取り上げてみたいのは、ここで言われている論理ではなく、その論理を引き受けた「私」のありようです。

例えば、断定文の口調に注目してみましょう。一般に断定文は、論理の運びを直線的なものにします。途中に「だが」とあっても、論理の方向は変わりません。ですから、「だが」として述べられる内容は、論理の自己完結性を強

固に保つことに一役かっているでしょう。

しかしそれにしても、全体的に閉じた意味空間での論理展開になっている、との印象を拭えませんが、その問題もなさそうですが、そうなっていることで、「そのように言わねばならない」といった、「私」への強迫的な要請が際立っていると言えなくもないでしょう。断定に続く断定は、それによる自己超越を目指すものかもしれませんが、断定自身が呪文のようになっていきますから、筆者が自身を自己催眠にかけているような感覚さえおぼえてしまいます。また、後で触れますが、対象を明らかにすることと、論理を明確にすることが同じに考えられているところに、「ねじれ」があるのも問題に感じられます。

傍線部を見てください。「神と呼び、人間というも、もはや質的に転回されているのであって、全一的に一なるものである。その一において、否、一なればこそ神と人間の夫々の領域が甦ってくる「∴」とあります。これを見ると、「生神の境位」とその「確立」への言及は、確かに「追体験」的なもので、「否、一なればこそ」といった言い方には、自身の経験をもまさぐるようにして言語化しようとしているとも読めます。しかしそうして言及していく「私」は、それによって、「生神の境位」とその「確立」を認めにかかろうとしている（自己催眠？）のではないのでしょうか。

これを、主客未分を問題にする西田幾多郎の特徴的な文章との違いで見てもみましょう（西田の文体については、小林敏明『西田幾多郎 他性の文体』太田出版、一九九七年参照）。例えば、「自覚」についての西田の文章では、「である」という断定文より、多く印象づけられるのが「なければならぬ」ですが、ここでは、「なければならぬ」が目につく一例として、『無の自覚的限定』所収の「私の絶対無の自覚的限定といふもの」という論文の文章を紹介しておきたいと思います。

我々は通常素朴的に内部知覚に即して我々の自己といふものを考へ、内部知覚の範囲に属するかぎり意識せられると考へ、之を越えれば意識を超越すると考へて居る。内部知覚に於ては自己が自己自身の出来事を知り、知るものと知られるものとが一として、その底に自己自身を知る自覚的自己といふものが考へられるのである。併し内部知覚と考へられるものには一種の感官の意味がなければならぬ。我々は外的感官によつて外的事実を知覚すると考へる如く内的感官によつて内的事実を知覚すると考へるのである。而して感官的に知ると考へられるには、いつも非合理的なるものの合理化の意味がなければならぬ、外的なるものを内的となす意味がなければならぬ。知られたものと考へられるものは、何等かの意味に於て合理化せられたものでなければならぬ、論理的意義を有つたものでなければならぬ、少くもかゝる可能性を有つたものでなければならぬ（傍線、引用者。『西田幾多郎全集 第五卷』岩波書店、二〇〇二年、九四〜九五頁）。

これをみるとわかるように、西田の「なければならぬ」は、主体を強いている何か、主体に働きかける何かへ向けて、そう言っています。つまり西田は、意識や主客の立ち現れの、いわく言い難い難いありようであり、客観化の意識作用では指示できない、現場体験そのものを表現し捉えようとしているのがわかるでしょう。それによつて「なければならぬ」とされているのであり、その言葉は「自覚」と表現する「私」の行為の方へ向けられているとも言えます。しかも、そこでの「なければならぬ」は、確定したものととしての「自覚」表現になっていません。問題は、「自覚」という事実の確定のために記述することではなく、「自覚」そのものを説明対象として表現へ強いているかどうかにあります。

さて先の、生神の現れについての引用に戻りますが、今述べたことからすれば、西田のように見えながらも、「自覚」認識を、主客関係に移行させ、確定事実とすべく言語化につとめたことが明らかとなるでしょう。しかし、そもそもこの研究は、主体の判断を超えた、超越的なもの、「没入と摂取とが同時に機能し作用する場」としての「自覚」の解明が大事な要件であり、そしてそのことが「自覚すること」への探究を重視すべきだとする研究営為に求められていたはずでした。ところが、どうでしょう。引用では、研究者である「私」の認識内容の披瀝のようになっていて、「私」に「自覚されたもの」として記述されています。たとえば、西田のように言うとしても、依然、謎であることを含んでの「生神の境位」への言及となれば話は違ってくるでしょうが、ここでは、その謎を払拭することが使命だとばかりに言及されているのであり、そこに「ねじれ」が生じていることとなります。

このように読め！

これは何も「追体験」的解釈に限りません。「自覚」といったかたちで教祖内面の探究をなす研究の多くに、同じ問題を見ることができます。したがって、繰り返すようですが、これは、何もこの引用の限りでの問題ではありませんし、この論文だけの問題ではありません。

ここから導かれることを手短かに言いたいと思います。それは、「凡夫の自覚」とか「人間の有限性の自覚」といった、教祖内面への解釈のほとんどが、「あらかじめこのようなものでなければならぬ」といったかたちで引き受けられていたのではないか、という問題です。論点先取のようななかつこうにならざるをえないのも、これが原因ですし、文章が啓蒙的な装いになるのも、それによるでしょう。「私」の確信的な言葉として繰り返し出されることがあrawすのは、

それが自己にとって「わかったこと」でなければならぬ、ということであり、それを「私」に強いているありようです。主体は、その命題の遂行を目的として、主体に問いかけますが、それは研究者にとっては、「自覚」の答え合わせを、自身の経験を重ねつつ言語化していくことでしかありません。そうすると、教祖に生きられた経験とその「自覚」は、その命題論理の中に埋没させることにしかならないでしょう。

先の引用を読んで、息継ぎに苦労するのはわたしだけでしょうか。認識主体による客観的論述の要請が強く意識されているので、論述と主体たる「私」との関係に、よい意味での「あいだ」がないように感じます。息をする場がないのは、「このように認識せよ」とか、「このように読め（書け）」という命令が、研究者に強く求められていることから生じているように思います。しかも、読者の想定以上に自身を強いるものとなっていて、硬質な言葉は、その求めの強さをあらわしているように思えるのです。

とはいえ、その命令がどういう意味を持つかに対して、研究者は無自覚だったはずで、そのことを当然とし、よいこととしているからです。ですから、研究者に無自覚なこの問題は、教学研究が研究であろうとした「自覚」に抱え込む構造的必然でもあったといって差し支えないでしょう。

「自覚」の要請は、「自覚の論理」の要請へ

このように、主体への「自覚」であり、その客観的な記述の要請は、「自覚の論理」の方の記述要請へ転化する問題を見せていました。だからなのですが、そこで考えて見たいことがあります。それは、「そのように解釈しなければならぬ」といった命法を研究者が構える（自己催眠にかける）ところで、研究者は意図せぬかたちでそれへの

抵抗を催し、不安や気まずさに当面せざるをえないであろう、という問題です。

「難儀性の自覚」、「凡夫の自覚」、「無礼の自覚」といったことが、たとえ「自覚の論理」としての解明対象だとしても、どこまでそれが、主体による客観的な記述論理の中におさまるか疑わしいものでしょう。ましてや、「自覚」とされる際に、その意識化の対象となっているのは、「難儀(性)」、「凡夫」、「無礼」といった否定的ないし消極的言辞なり、匿名性、無底性の方向で示されることからです。このことは、この対象が、強い意識主体の定立で求める「自覚」からすれば、あまりにも不釣り合いだということを意味します。積極的な意識作用の把握を逸らすものでしかないのですから。このように、逸れることがらへの強い意識化は、矛盾を来します。ですから、研究者は、意識の作業を超えた絶対的ないし無底的な懐疑の働きを催さずにはいられないのです。

事実、研究者の多くは、次に見ていくように、強い意識作用に移し込むようにして「自覚」を論理化しようとすればするほど、絶対的な懐疑の働きに触れざるをえなくなってきました。そうなると、このような研究を、いくら「高度に観念的・思弁的」(前掲竹部「神と人との間」の問い、注①(三三〇頁))だと見るにしても、研究主体である「私」は、意識化では済まない問題に出会い、論理完結性を目指せば目指すほど、その不可能性を知ることになり、それをなす自己に対する虚偽意識にさいなまれるのは必定です。

しかし、急いで付け加えたいのは、それだから研究が無意味なのは決してなく、そこから催される懐疑や抵抗が、その閉域からの脱出を主体に課していくことなのです。そのことこそ見るべき大事な問題ではないでしょうか。

4 懐疑や抵抗の問題

観念による対象の封じ込め

この問題をより詳しく見ていきたいと思えます。この問題が顕著にあらわれた例を、「覚書」に取り組みとてころでうかがって見たいと思えます。

ここまでのところで、研究所発足当初、教団史研究では「昭和九年十年事件」が問題になっていたと言いましたが、同じ頃、教祖、教義研究の領域では、「覚書」研究への取り組みが問題となっていました。研究所が発足して一〇年経った頃のことです。対象としては、この二つが大きな問題なのですが、より問題になっていたのは、対象というより、研究主体のありようであり、「私」とその「私」が研究主体であることで催される内的な緊張関係でありました。

このとき、研究者の「主体性の欠如」が問題になり、研究所の運営にも大きく影響しました。こんな言が飛び出ています。「御覚書といい、教団史という二つの課題に対し、非常な距離を自己の生きる問題（信心）との間に感ぜしめられ、どうすればその課題に接近しうるか、その見通しも立ちようがない状況となった」（傍線、引用者。八号、「彙報」三八頁）と。また、「主体的な姿勢ということも、主観的な域を脱しえないことに気づかしめられてきたのである」とも言われています。それまでの研究が「教学一般に関する研究の基本態度を問題にしてきた」ことへの批判と見直しがなされた一方で、しかしいざ具体的に研究テーマを立てるとなると、どう取り組まねばならないか、わからないことになったのでした。

研究課題に対し「非常な距離」を感じさせられた、との傍線部の言に注目しましょう。「覚書」の研究で見えていき

ますと、それまで「覚書」が読まれるなか、「教祖伝」が刊行され、研究では「追体験」的な方法がとられてきたわけですが、その上で「距離がある」とされると、これまでの営みは何だったのか、真つ向から否定するような言葉になっているでしょう。まるで、教祖の体験を「追体験」可能だとしてきたことが虚偽だと言わんばかりです。でも、見誤ってならないのは、それほどの問題への出会い方だったという、そのことなのです。

「覚書」を解釈するについて、次のような言があります。そこには、この苦しみの大きさがうかがえるようです。

『金光大神覚』の言葉を、概念の世界（標準語の世界）（ありきたりな通用性で自足する世界―引用者注）に当然属すべきものと考え「あいよかけよ」「実意丁寧神信心」「氏子あつての神神あつての氏子」等々を、方言の世界（人間の生にもとづいている世界―引用者注）から引き出し、概念化しながら、金光教の信仰の基本概念としてとりまとめる。そうした基本概念をもつて組まれたものが、神観、人間観、難儀観、社会観となる。今日本教でいわれる「原理」も性質としては同じである。それも、現代の技術的条件のもとに、それをあまんにて受け入れながら、なんとか生きたいとする、われわれの作りあげた、われわれのための道具だと自覚して使用されるのなら、そう弊害も大きくはないだろうが、その観や原理に、大がいの場合、「教祖の」という所有格をかぶせてしまう。その時、われわれは、教祖について決定的な誤解を生み出すことになる。つまり、観としてとりだされたものの作りだす一つの像の中でしか教祖がみえなくなり、そうして創出された像を目指して生きることが、教祖に神習い、教祖にかえることになるのだということになる。つまり、教祖を像として仕立てあげた概念⇨標準語的世界が、究極的な姿をよそおって自己主張を始める。その世界こそ、われわれの教祖が依って立ち、明らかにした世界であり、その世界を定着せしめることこそ金光教者の役割であるといわれるようになる。

信仰者が、いわば、この信仰のイデオロギー化の趨勢の中に、自らを埋没せしめている限り、「教祖との対話」は許されない。なぜなら、そのイデオロギー化（標準語化）の流れの中では、教祖とその言葉は、その流れに奉仕せしめられる奴隷となってしまうからである。『金光大神覚』が公刊されたものとしてわれわれにあたえられたということは、われわれ、そして、金光教が、教団の展開といわれる歴史を通じて、教祖からはなれて、いかに遠く、信仰のイデオロギー化、標準語化に専念してきたかを根本的に明かにし、吟味してくる世界に出会わせられることになった——それを公けにする時を与えられたということでもあろうか（福嶋義次『『金光大神覚』解釈 方法序説』一九六八―一九六九年執筆、一九七〇年学院特科用教科書、三六―三八頁）。

独特の言い回しがあつて、読み取りづらい面もあるかもしれませんが、ここで言われていることを簡略化すれば、「観念による対象支配は問題だ」ということになります。つまり、信心や教祖といった対象を、観念的に閉じ込め、それでは取り扱わないことで、意味は平板化し（ここでは「信仰のイデオロギー化」、「標準語化」と言われています）、教祖からも遠ざかるとされたのでした。そしてそれは、それで良しと済ませている、こちら側、つまり「私」に向けた問題化でした。「原理」や「観」で問題にされているのは、自分自身も含め、そうした認識の不備すら問わないできた歴史や、それに接する態度も含めていでしょう。

せしめられる自覚

このように指摘した上で、研究への方法的な提言がなされるのですが、そこには注目すべき点があります。それは、

これまで研究でなされた「追体験」的解釈といったものが、決して信仰へ突きつける問題だとは言われていない、ということですが。そうではなく、研究者もまみれている問題が、「追体験」的解釈自体が見せる限界に明らかになってきたという、そのことなのです。つまり当の問題は、「追体験」的解釈を採らしめた、信心を取り巻く状況全体にあるのであって、そのあらわれを「追体験」的解釈の限界に確認することができるというわけです。それからすれば、「追体験」的解釈が見せる限界こそ、可能性の条件だということになるでしょう。

また、ここから言えるのは、その後の研究は、「追体験」的解釈をまるごと否定するかのようになり、新しい研究方法が採用されたのではなく、この問題状況を内側から突き抜けるべく方法が模索されていったということです。実際のこの指摘において、「追体験」的解釈を「放棄することも許されない」(同、八〇頁)としています。その理由として「今のところ、『金光大神覚』は、教祖の信仰体験の表現だとしてしか、われわれのもとへはとどいていないのだから」(同、八〇頁)だと。そこで大事なものは、「われわれ自身の状況内で、与えられてきて援用している方法」が、『金光大神覚』研究の未吟味な前提に「かすぎない」のを「認めさせられ」ることだとしています。「そのことを、どこまで、われわれとして認め、自覚せしめられるかどうかは、今後の研究にとって重大な問題である」(同、八〇頁)と。

「認める」ではなく「認めさせられる」という、この言には、教学研究における主体が、新たにどういう意味を帯びることになったかがうかがえます。「認めさせられる」、「自覚せしめられる」との言葉が示すのは、問題となる状況それ自体が、自分を強いてくるなかでの「自覚」の要請です。そしてその要請は、ありうべき主体の定立を目指すことを意味していました。ですから、引用は、「自覚」欠如の事実立ち、そこに主体を打ち立てる営為をも含めた研究提言になっているのです。そのため、そこで言われる「自覚」は、自身への戒め、叱咤であり、激励のよ

うに読めるでしょう。

このように、主体に課せられた「自覚」の求めは、「覚書」とか「昭和九年十年事件」といった対象が促すというより、まずもつては研究者を取り巻く問題状況が促していたということになります。そうすると、「覚書」といった研究対象が、主体に「自覚」を強いたのではないことになり、あるとしても二次的なものになっています。それは、わたしたちが、研究としてイメージするようなものからすれば、程度が低いように見えるかもしれませんが。研究の客観性、自立性が担保されたなかで、対象が主体に向け、研究として取り上げるように迫ってくるのではないからです。

しかし、ここまで見てきたように、それほどに、研究者にとって研究の客観性、自立性を確保することが困難だったのです。ただ、それについてわたしは、研究営為にその苦闘が刻み込まれていることは、決して程度の低さを意味しないと思っています。むしろその問題に目を向けずに、研究の客観性、自立性が担保されていると思わないままの研究の方が、研究としては疎かであり、危ないものではないでしょうか。

問題となる状況を研究視角に取り込む

それはさておき、ここから新たな傾向が生まれました。それは、「私」が「欠如を自覚する主体」として立ち、自身の置かれた状況、問題となるその状況を、積極的に研究視角に取り込んでいくというものです。

先に引用した研究者の論文を見てみましょう。「秋浮塵子」の事蹟を取り上げたものです（福嶋義次「秋浮塵子」の事蹟について — 『御覚書』解釈のための試論— 八号）。

研究者の「私」は、「とかく陥りやすいことだが、教祖の人格の非凡さや、神の力の礼讃を、われわれの立場から価値評価的に言い立ててもならない」とし、「出来事を了解するためにわれわれの言葉に置き換えるということに停つてはならない」（同、二頁）と言っています。そして、さらに「こうも言うのです。

「…うんかが発生し、人々が皆油を入れたのに、教祖は神の命のままに油を入れず、収穫は人並以上だったことを異常なまでに特殊化し、ついには、全く奇蹟的な物語りへもちあげて、事蹟の秘めている力も意味も隠してしまうことになる。ここで、問い求め、究めねばならないのは、稲作に関つて起る結果としての奇蹟の物語りではなくて、稲作を通して、持續して動いてきた神と教祖の関係の深まりよう、在りようではないだろうか。そこで問われる問いは、その動きをより確かに、より深く駆り立ててゆき、導いてゆくものは何であったかという問いである（同、一五頁）。

このように論述は、自身の置かれた問題状況を積極的に取り込んだかたちになっています。それによって何を求めたかといえば、ずばり、「われわれ」の、そして何より研究者自身の、対象への接し方の変更です。ここで言えば、「覚書」の読み方の変更です。「全く奇蹟的な物語りへもちあげ」、「事蹟の秘めている力も意味も隠してしまう」、その読み方を変えよと迫るのであり、それは、「われわれ」の信心に対する態度を変えよ、という価値転換の求めと同じ意味をもっているでしょう。

注目したいのは、研究がこのような態度変更を求めることで、研究者は、対象との関係に主体性を保ち得たということです。なぜなら、「欠如を自覚する主体」にとって、研究対象は、「われわれ（現在）」にとっての「欠如」を

意識させるものであると同時に、別の可能性を引き出すものとして目の前にあらわれるからです。主体たる「私」に、問題状況を乗り越えさせるものとして積極的な受けとめを可能にするのです。

「読み方」に変更を迫る

さて、こうした研究の始まりは、研究者たろうとする「私」に、自身の置かれた状況を言葉にさせることを可能にしました。どういった言葉で、それが言われたのでしょうか。

「…」われわれが本教信仰の価値を、純粹なしかし単純な、いわば「単一価値」として保持しようとしたことは、「…」内部的には信仰の歪みが胚胎されたということ、ほとんど同義である。「…」庶民性、現実生活性、寛容性等にかかわる本教のねうちも、そのまま信仰の何たるかを見失わせる短所へと転化することは容易に起こり得ることである。とりわけ、純粹さ——実は単一さ——は、教祖金光大神にさかのぼって確保されようとするから、金光大神を受けるところに歪みの可能性は大きい。金光大神は信仰の原点としてでなく、単一さを保証する役割の一端を担わされて、われわれのもとに登場する（瀬戸美喜雄「教学の意義・課題を求めて——信仰の再発見・自己検討の営み——」紀要別冊『教学叢書1 教学とは何か』一九七八年、一一〜一二頁）。

「…」初代や歴代教会長の信心ぶりが、余りにも整序されて語られたり、教会での出来事が、それぞれに一貫した意味をもって語られたり、自分の体験や他者の体験が、ある見方できれいに整理して語られたりすると、私達は、少々くさいぞ、と

直感する。きれいに整理することで、何かが隠されてしまっているのではないか、という疑問が出てくる。初代や歴代教会長の信心を、実意丁寧神信心という教祖の信心と二重写しにしたり、信心生活を行じた人であるという見方で語られると、初代や先代の信心が死んでしまうであろう。あるいは、教団の諸活動を、取次の展開・具現体だとして、その意味を統一して、整序して語られると、私達はやはり眉唾と感じる。その理由は、整理されすぎた事実と事実の意味づけの押しつけになるからであろう。事実の整理とその意味づけとを歴史と呼ぶとすれば、歴史研究は余りにも退屈すぎる。本教の歴史は、取次の展開の歴史だ、と押しつけられれば、もう何をか言わんやである（藤尾節昭「布教史資料雑感」『同』、六五頁）。

これらのきわどい言からわかるのは、研究者が「解釈する人」として立とうとしていることです。ここで言われる解釈は、調べてみて明らかになった新しい事実やその説明の提示にとどまるものではありません。それを介して、これまでの読み方の見直しへ向かうこと、それをもって解釈としているのです。ですから、どうしても声高で、これまでの読み方や研究のありようへの拒否の姿勢が顕著にならざるをえないのでしょうか。

実際、これらの引用が言っているのは、「あの読み方ではダメだ!」です。これまでの読み方への見切りが強く意識されていることがわかります。当然だった読み方が、凝り固まった一つの読み方に過ぎない、というのですから。そこに働いているのは、こんな考えです。読み方には区切りをつけることができる。そしてそれができるといふことは、読み方の一つの時代が閉じることを意味するのだ、と。

しかも研究者は、読み方の変更を「われわれ」（読者）に向けて求めています。つまり、読み方の変更を介して、

研究者は、教内一般とコミュニケーションをはかろうというのです。教内がどう思っているのかは、この限りではわかりません。が、少なくとも研究者は、そのことに手応えをもっているでしょう。そうでないと、このような発言は不可能ですから。

しかし、ある主張が、強ければ強いほど、その裏は全く反対の事情になっているというのは、よくあることです。事実、読み方の変更を求める研究者は、それが容易ではないことも承知していたのでした。このことは、対象に対して「最もふさわしい解釈を問い求めている飽くことない試み」(前掲福嶋「秋浮塵子」の事蹟について、三頁)が必要だと述べているところにもあらわれているでしょう。こうして研究者は、終わりのない研究の営みのなかに、自身を見定めようとしていきます。「問いを問う」(同、二頁)という言い方が、それを象徴しています。

「問いを問う」

ここで押さえておきたいのは、「問いを問う」というこの点に、「欠如を自覚する主体」が求めた研究者の主体性を見ることができるといえる点です。読み方に変更を迫るように問いつけることで、「欠如」を一挙に埋めることはできないけれども、たえず「主体的」であろうという意志を保つことにはなります。

それについて、こんなことを考えさせられます。それは、それほどに、過去が与えてきた意味に重さがあった、ということですが。「戦後」が、「戦後処理」を担って生き直さねばならなかったような、そうした担い方で受けとめている、過去や過去に発する意味の重さです。解釈の限界を見定めた後に始められようとする研究は、そうした意味の重さを担いながら、「問い続ける」主体でもって対象との関わりをつけていこうとしたと言えるでしょう。

この「問い続ける」ことの持つ意味や意志の問題、また読み方の変更の困難さといったことについて、再び「昭和九年十年事件」を扱った論文を取り上げてみましょう。

その研究者は、個人の性格などで歴史を評価したり、事件の要因を捉えるといった読み方に変更を求め、「昭和九年十年事件を境にして次第に確立されてきた」「今日の教団体制」を捉えようとなりました。個人の性格に問題を帰すのではなく、「個人を性格づけた歴史や環境、その時代状況」を捉えるべきだ（宮田真喜男「大正六年から十一年頃の畑教監時代の教団の問題」一一号、二頁）。研究者はそう告げて研究に取り組みました。でも、そう言いながら「人間の欲求」であり、その個人的な問題の方にぶつかるのです（同、三九頁）。避けるに避けられないほどの出会い方なのですが、それでもそこから問い続けていきました。

そうして明るみにしたのが、わたしたちの「現在」、すなわち「教祖の信心と教祖の血脈を信ずる信仰との識別が困難となり、再度、血脈という権威信仰への道を開いていくこととなった」（宮田真喜男「教団統理者選出の変遷——昭和十六年教規をめぐって——」一四号、一二二頁）状況でした。この論文の発表当時、すなわち、昭和四九年当時の教団としては、「教統」という言葉を立て、その言葉に教団組織運用の淵源を見定めていると自認しているのですが、その脇で取り組まれた研究は、「教統」と「対」のような、否むしろ、「対」としてその言葉を見いださせた「血統」に目を向けざるをえなくなっていて、無視できないその力を問題にすることとなったのでした。

この研究者の論文を読むと、歴史は決して整合的に説明できるものではないことがよくわかります。きつと、何かものごとを突き詰めれば突き詰めるほど、事実は複雑でどろどろした様相を呈して迫ってきたのでしょうか。あかされた事実は、研究者の当初の意図を超えてしまっていました。でも、そうした歴史を前にして、この研究者は、

繰り返すように問いを発していたのです。

教団運営上における、教祖の信心の展開とは如何なる意味か、展開を期すための教団体制はいかにあるべきか、宗教的相続者と人格者は信心の展開にとってどういう位置を占め役割を担うものか、等々を改めて再検討しなければならないのではなからうか（同、一一三頁）。

この部分を読んだだけでも、読み方に変更を迫りながらその達成を得ることにはならなかったことがわかるでしょう。だからといって無謀な試みだというわけではありません。むしろ、この試みは、読み方の変更を迫ることが何を意味するかを、問いのかたちで提示することになったのですから。

そこに浮かび上がっているのは、複雑な歴史を前にして、問い続けることが描く研究営為の軌跡であり、運動であるところの「問いを問う」プロセスです。問い続けるそのことが一つの軌跡を描くとき、研究主体であることの確認が「私」にもたらされる。その例をここに見ることができるとは、

おわりに

研究の広がり

さて、このように「私」を巻き込むような研究は、さまざまなものやことを取り上げながら、「私（たち）」に向

けての解釈を提示してきたと言えるでしょう。その後の動向も、いろいろ見ていきたい気持ちになりますが、簡単に特徴だけを述べるにとどめたいと思います。

例えば、教団史研究です。ここでは、教団の組織化に同一化と差異化の志向を認め、その様態を読み解く分析がなされました。その一つが「擬態」といった読みです。「擬態」として教団組織を読み解くことで、同一性ではなく、差異性が機能する場面が目立ってきます。それによって、組織化の動力となっていたのが、差異がもたらす自己矛盾の認識だったことが明らかにされました。それは、矛盾がまさに存在しているのに、それを無いことのように取り繕う現状への批判ともなつたでしょう。研究者は、そこで矛盾ゆえにどうするのかとの問いを突きつけたのでした。教団といった観念や組織に、そしてその起源や出発点に、「非合理」や「矛盾」が基礎づけられているのを見ることは、教義の正当性、無矛盾性、真理性を鋭く問うことになります。研究者自身にとってそれは、当然だとしている状況が、根底から問題になつていたことを意味するでしょう。

もつとも、その「擬態」という読みは、やがては、動力としての差異性よりも、自己同一性を動力因にして見ていくようになり、そこから組織化を捉えることへと傾くことにもなりました。それは、研究者、そして読者に、揺さぶられることのない強い主体を確認させる向きとして寄与したのですが、しかし反面、より深い同一化規制を自己や対象に働かせることになつたと言えなくもありません。ですが、ともかくにも、ものごとを矛盾やズレにおいて見ていくことは、時々の布教実態や教団存立のあり方、また戦争に直面した信心の研究へつながるものであり、今日の研究領域に広がりを与える動きにつながつたのは間違いないことでしょう。

また、「覚書」に加え、「覚帳」も登場しての教祖・教義研究では、事蹟解釈に加え、テキスト解釈という方法も

採用されていきました。そこには、「覚書」の解釈でぶつかった問題も影響しています。「テクスト」という見方を可能にしたのも、教祖や信心に対し、それらを囲い込む意味から振りほどこうとする意識が生じていたからです。さらには、神のお知らせを、人間の意志作用との異なりで見えていくことも試みられていきます。あるいは、「覚書」ではよく分からなかった教祖の晩年などが、「覚帳」を手がかりにしながらか読まれていきました。いまでは、それに「年譜帳」なども加わっています。

それらを見ながら、これからの大きな研究の動向になるようなことをうかがうとすれば、神の意志や働きが、内面の自己ではなく、外からの触発として自己へもたらされると見て、そこから神との関わりの相互的、創造的な関係性に着目しようといった点があげられるでしょう。それは、歴史にも注がれ、教団史研究とも連動していると言えます。

研究の今

最後に、こうした研究の特徴を取り上げてみたいと思います。例えば、論中に「矛盾」、「葛藤」、「苦しみ」、「痛み」といった感性的な言葉がしばしば見られることに注目したいと思います。

とはいっても、これまでも「矛盾」や「葛藤」といった言葉を見かけることがありました。ですから、そのことは、ここまで見てきたように、研究者たる自己の内面に抱えられている問題意識の発露と連動したものと見ることもできるでしょう。しかしながら、これまでと違う面もうかがえるようです。それは、これらの言葉が、「克服」、「昇華」すべく使われてはいない、ということに顕著となっています。強い意識主体の定立を目指すことにおいて使用

「されるのではなく、「矛盾」「葛藤」において、抱えきれない理不尽さや、弱さがあらわにされていることへの関心があつて、人間がそのように写し出されているのを、世界の「実在」として取り上げていると言えるのです。そして、そこにもたらされる救いとは何か、が切実なものとなっています。ということとは、研究者は、そうした研究の営為によつて、自分と歴史を、あるいは自分と神、自分と教祖の結びつきを、結びつきがたさともに見つめていくことを意味するでしょう。

これについては、今の研究者の時代感覚といったことも考えさせられます。

例えば、戦争をはさんで戦前と戦後があつた昭和は、「昔」のことになり、成長の約束を手にすることなく平成が終わり、そしていま、それでもなんとか前へ進もうといった風潮を残して令和を迎えています。研究者の多くは、そんな風潮に、時代が強いてくる背理や矛盾を感じていると思われれます。

時代への思いとして、「令和を迎えて、いつまで戦後というのだろうか?」といった言葉も聞かれるようになりました。この言葉は、戦争があつた「昔」への実感のなさから発せられています。戦後も七六年となると、さすがに漠然としか戦争を考えられないのは無理ないことと言えます。実際、わたしたちのほとんどが、戦争の苦しみから発せられた言葉を、他人事のようにしか聞けなくなっているのは事実でしょう。

そして、その実感のなさは、「自分の知らない時代に起きた戦争についての責任をなぜ負わねばならないのか」といった声へ地続きでもあつて、さらにそこへ「押しつけられた憲法を変えるべきだ」というような意見に象徴される、強い主体であることを再び求めるような動きも重なっているように感じます。でもその動きは、それまでと同じように、実感のなさに耐えられず、そのような自身を劣っていると見なす鬱屈した心情によることを認めざるをえま

せんから、ますます歴史との関わりに気まずさを抱くほかないのは、間違いないでしょう。

しかし、また一方では、実感もなく、苦しみの言葉を他人事にしか聞けなくなっている自分自身であることが、ひよんなことで切実な問題となり、そんな自分へ歴史に関わるありようを求めさせていくこともあるようです。どうも研究の新しい動きは、おそらくこうした求めに通じているのではないかと思えるのです。

それについて、わたしは、こんなことも思います。それは、「矛盾」や「葛藤」をおぼえ、「痛み」をおぼえながら、なすすべなく佇んでいるのは、耳を傾け、言葉を聞き受ける、ほんとうのありようじゃないか。そして、佇みながら、言葉を聞き受ける意味を、心底考えることになっているのじゃなろうか、と。どう関わればいいか、よくわからぬ不安を抱えているとき、そしてその関係のつきがたさへの不安が、自分の意志では何ともならないように思えるとき、こういうときこそ、人間の弱さに通じているでしょう。そして、弱さに通じる、そのありようは、人間の意志を越えた神からの知らせを受けとめるありようとして、まっとうなものではないかと思うのです。

このような意味から、研究者が使う「矛盾」、「葛藤」、「苦しみ」、「痛み」の、そのときその場面は、信心に関わる一切のことと自分自身との関わりを本質的などころで問いつつ、その関わりを受けとめようとするようになっていくように思います。そしてそれは、「私」自身の主体化にとって重要な場面になっているのではないのでしょうか。最後に、そうした場面がうかがえるような文章を引用したいと思います。

したがって、金光大神は、「乱心のごとく」となりながら「兄の文治」を口走っている繁石衛門の痛みに応じ、いたたまれなくなり、その呼びかけに伝えてしまっていることが窺われる。また、「早うに」と発語する使いの者の差し迫った切

迫感と焦燥感にも触発されていよう。すなわち、繁右衛門と使いの者の訴えに彼ら自身の痛みが感じ取られているのである。しかも、これ〔「覚帳」・「覚書」―引用者〕を書き綴る時点では、繁右衛門に「お乗り移り」して金光大神を呼び、何事かを伝えようとする神自身の訴えをそこに重ね見ていると捉えられる。ともあれ、なぜ他でもない自分が呼ばれているのか理由が分からないまま「乱心のごとく」を聞き取るなかで、痛んでいる者への感受性が引き起こされていく。このように、他者の痛みに共感し近接していく過程で、ますます痛みへの感受性が重層化し、あるいは倍加していくことになる。呼ばれることで開かれていく金光大神の感受性は、繁右衛門の痛みに即座に反応するのだが、さらになお「金神様お乗り移り」を通じて、その先にある神の訴えを触知していたはずである。かくて、「覚帳」が書き出されようとするまさにその冒頭で、「弟繁右衛門、金神様お乗り移りと申して、気がちがいたごとくと申して、人がまいり」と、呼ばれるという出来事が突如として発現してくるようになり、いきなり介入し迫ってくる使いの者／繁右衛門／神からの呼びかけと懇願は、そのまま受容される。ここに見られるのは、呼びかける他者を選び取られることにより、受任する責任主体になることである。しかも、その主体化に伴い、「神の頼みはじめ」が出来事となって析出されてくる。ここからして、金光大神の受任は、他者によって引き起こされた徹底的に受動的な活動と言える（藤本拓也「お知らせ体験の深まりに見る宮建築の移ろい ―「神の頼みはじめ」とその無起源性をめぐって―」五二号、八六頁）。

これは、ご存知の通り、教祖の弟繁右衛門の発狂場面であり、教祖にすれば、「神の頼みはじめ」とされる場面です。この異様な場面に、教祖は立たされたのですが、でもその現場に、この論文を書いた研究者である「私」も立ち会っていると言えるのではないのでしょうか。

研究者であるその「私」は、それまで意味のわからないこと、都合のつかないものを前に、ただ立ちすくんできたのかもしれませんが。でも、教祖もそのような場面で立ちすくんでいるのを見たとき、教祖がそうだったように、呼びかけを神の言葉として聞き、「受任する責任主体になること」のほんとうの意味を受けとめたのではないでしょうか。

とはいえ、そのほんとうの意味は、誰が見ても判る論理として、のぼってくるようなものではなかったでしょう。というのも、神との関わりは、そもそも主体同士の関係ではありませんし、神と言葉を交わすようになったとき、その言葉は等価交換のようなものではないのですから。その点からしても、ここで言われているのは、「呼ばれる」という出来事が突如として発現してくる」ときの、無上の意味となっています。無上の意味だというのは、教祖が、神からの言葉を、純粋な贈与として、ただ「ありがたし」と受け入れるほかなかった姿にもうかがえるでしょう。大事なのは、それがいかに喚起されたかであって、無上の意味は、その喚起のされ方にうかがうほかなかったことになります。

ここから、少なくとも次のことは言えると思います。それは、この場面で研究者が立ち会ったのは、「呼びかける他者を選び取られる」ことこそ、そういうかたちで人間が主体化する契機となっているのではないか、ということです。

研究者の「私」は、論文の最後で、「他者との人倫的な関係性をお知らせ体験に見ていくことの今日的意義」として、「異質な者たち——他者たち——を、自らの認識のうちに回収し、見慣れた者にしてしまうという、いわば日常的な営為の手前で、他者たちにどう対するか、そして、その者たちが抱える痛みや苦しみをどう感知することができるか」

と問いかけています。そこから、「これまで見えてこなかった差異や問題性そのものが、可視化され、論点化されてくると予測される」のだと。

このように、教学研究のいまは、主体たる人間の意識の中で、ものごとをかくあらしめようとなされる存在や実在の認定の議論とは離れたところで、自己決定の対象になりえないような主体化を問題にしようとしているでしょう。それを「私」から押さえ直してみると、そうした問題化で取り組む研究こそ、何らかの主体へ誘われる契機となっているといえるでしょう。そしてそのところで、信心は、「私」自身にとっても、内的な緊張として世界に直面しているその事実とともにあることの深い受け容れにもなっているのであって、研究者は、信心のいろんなことから対象として、そのことを吟味検討しようとしていると思うのです。この吟味検討は、教学研究ならではのことで、というより、教学研究が信心の研究としてあることに由来する「つとめ」であると考えますが、どうでしょうか？

以上で終わります。ありがとうございました。

令和三年度研究論文概要

三年度に提出された研究報告のうち、本号に掲載されたもの以外の、各所員、助手の研究論文の概要を、ここに掲げる。

第一部

広前へ訪れた者達と金光大神との関わり

—「金乃神様金子御さしむけ覚帳」を手がかりに—

堀江道広(所員)

これまで、明治以前の金光大神広前へ訪れた者については、篤信者を記したとする「願主歳書覚帳」や直信の伝承記録などにより、自身や自身の生活に何らかの支障を抱え、そこからの助かりを求めて訪れるという参拝者としての様子がうかがわれてきた。しかしながら、安政六年から明治元年における金光大神の金銭のやりとりが記された「金乃神様金子御さしむけ覚帳」(以下「金子覚帳」と略記)には、必ずしもそうした者達にとどまらない、大谷村をはじめとする近隣の住民、金光大神の兄弟等の親類、修験者と見られる者などの名が記されている。ここからは、明治以前の広前に訪れた者達と金光大神とのこれまであまり知られていなかった一面がうかがえるのであり、そうした人物達も含めて、訪れた者達と金光大神との関わり合いが、いかなるものだったの

か、従来の「参拝者」への視線を含めて、再考を促すことが予想される。そこで本稿では、「金子覚帳」を手がかりに、明治以前の広前へ訪れた者と金光大神とのやりとりの実態究明を試みた。

一章では、先行研究の整理を通じて、金光大神が取次に専念した安政六年前後の広前の様子をうかがい、以下の点を確認した。金光大神は、安政五年正月朔日に柏手を打つことが許されたことを契機として自宅で拝むようになり、その後、安政六年四月二八日に鈴木久蔵が金光大神のもとを訪れている。この久蔵の行為について、金光大神は、「覚書」「覚帳」に「まいり」と記しているが、それは従来「参拝」と解釈されてこなかった。しかし、これを資料からうかがえる広前での最初のやりとりとするならば、改めて「参拝」をしよう捉えるかが問題となる。このことに関わって、その後、万延元年から金光大神が記すこととなった「願主歳書覚帳」からは、広前を訪れている者がわかるが、必ずしも初めて訪れた時点での記入ではないこと、広前を訪れた一部の者が記され、全員が記されていないこと、同一人物の記載は一回のみであることなど、同帳面の資料的性格からも、改めて「参拝」についての検討の余地が浮かぶ。

二章では、「金子覚帳」および「覚書」「覚帳」「願主歳書覚帳」などの資料から、金光大神が関わっている人物の確認を行った。「金子覚帳」を見ると、安政六年末には笠岡から商人が、万延元年には修験者と目される者が広前を訪れており、これまで対立のみが目目されてきた修験者などとの金光大神とのやりとりの一端

が明らかになつた。ここからは、従来の「参拝」のイメージから外れる人達が、広前を出入りしている様子が浮かんだ。

三章では、「金子覚帳」を記した場面をうかがうべく、その起筆時期について考察した。「金子覚帳」の起筆時期は、帳面を構成している四つのパートの内三つが明治元年までの記事であることや、記載記事の年の記し方が干支であること、「未五月二十三日書きたし改め」との追記から、明治元年から明治四年五月の間であると推測した。このことから、「金子覚帳」は、金光大神が過去のことを振り返りながら作成している帳面であると推察される。また、同じ行為を指しているも、「さしむけ」「むしん」といった表記の揺れが見られることや、金銭のやりとりを記した帳面ではあるが、「商売繁盛人気事」といった金光大神が相手のことを願う記述も見受けられる。このことから、金光大神が金銭のやりとりを含めた出来事を、神の差配として受けとめる様子がうかがえることを確認した。

今後は、これまで自明のように考えてきた「広前」や「参拝」という言葉を改めて見直す視点を意識して、金光大神とそこに訪れた者達との関係についてさらに分析を加えていきたい。

第二部

原子爆弾をめぐる経験の諸相

—人間社会と不条理の問題—

高橋 昌之(所員)

太平洋戦争の末期、日本は広島と長崎に原爆投下を受け、一瞬にして多くの人々が犠牲になった。また原爆は土地を放射能で汚染したため、被爆者本人やその縁者をはじめ、広範囲にわたる人々を長期的に苦しめている。ここには、生存を賭けてそのような兵器を開発・使用した「人間」という存在が秘める、底知れない闇が浮かび上がる。本稿ではこうした人間の生存に関わる不条理が信仰に投げかける問題を、先人の経験に尋ねつつ考察した。

終戦直後に本部が実施した調査記録を見ると、爆心地に近い教会、布教所の大半が破壊され、多数の死傷者を出した状況を伝える一方、放射能被害は記されていない。背景には、GHQの情報統制、放射能被害に関する評価の難しさ等が窺われ、被害実態が表面化し難い中、被爆者は独特の困難を抱えた可能性が浮かぶ。

また、当時の教内新聞では復興を進める教会について、粗末な環境で神の働きを見出す教師や信徒の姿に注目している。ここには、戦後復興を目指す全国の読者へ向けたメッセージが読み取られると共に、被爆者の生きる意欲や信心への思いを強調すればする程、原爆に固有の被害が隠れかねない問題も見られた。そこで次に、当時の社会や教内における原爆の受け止めについて窺った。

被爆から二年後、第一回平和祭で広島市長が読み上げた平和宣言は、被爆の悲惨さを述べつつ原爆が世界平和に与える意義に言及しており、GHQの方針を反映する内容だった。この平和祭について、ある金光教師が教内新聞に寄せた感想を見ると、原爆を正当化する部分を完全に排除した上で、平和宣言を称賛していた。そこでは、彼が死傷者の声に突き動かされ、人々の経験してきた過酷さを、語らずして語ることとなった可能性を指摘した。

その上で、言論統制解除後の教内紙誌を通覧すると、少数ながら放射能被害に関する記事も見え始めるが、当事者にとって既に解決済みか、信心を介して限定的な事柄と捉えられる傾向があった。ここからは、実際に人々が「おかげ」の実感を抱くと共に、被害実態を積極的に語らなかつた可能性も考えられた。この点について次に、平和集会での取組みや参加者の声に注目して考えた。

広島では、昭和二〇年に被災教会が合同で「原爆死没者慰霊祭・震災復興祈願教祖大祭」を仕えて以来、名称や形態を変えながら集会が行われている。集会では死没者慰霊に加えて、時々々の社会問題に目を向けつつ「平和」を求めてきた。しかし同時に参加者からは、より原爆や戦争の実態を伝える取り組みや、真の「慰霊」の意味を求める声も聞かれ、原爆に焦点を絞る継続的に活動する困難さが浮上していた。そこで「被爆二世」や幼少期に被爆した信徒らに目を向けつつ、更に考察を進めた。

彼らは、結婚や出産などを迎える上で困難に出合っていたと推察され、放射能被害が世代をまたぐ問題となっている実態が窺わ

れた。それは彼らにとつて語り難いことでありながら、自身を見舞う状況を問いつつ、神との関係で家族の意味や生きる道を模索させられる営み自体が、親世代をはじめ死者への「慰霊」となる可能性が見られた。その上で、無尽蔵の資源を求めて自他を傷付ける人間の在り方が、もはや生者のみでは解決不能な事態に直面している「いま」を捉え返す、「慰霊」の意味に言及した。

「家内和合」への憧れ

— 明治末期の教内紙誌に窺う「性」が導く一様相 —

塩 飽 望 (助手)

教団独立初期から昭和初期にかけて、本教文書布教の一翼を担った山下鏡影は、明治三六年に「家庭と金光教」(『令徳』明治三二年発刊)という記事で神訓を引用しながら、「家庭」を営むことの社会的／信仰的意義を説いている。そうした、「家庭」における生活環境や人間関係を良好に保つことを肝要とする主張自体は、同時期の社会一般に散見する啓蒙的家庭論や、他の本教言説でも見られるものといえる。

一方で鏡影に興味深いのは、実母山下カンの死(明治四一年)に際して、感情的／信仰的に十分向き合えなかつたという悔いを述べる記事が、『大教新報』(明治三九年発刊)上に確認できることである。ここには、彼の説く主流な「家庭」像と、彼が生きる「家庭」との間に隔たりが生じていた可能性が窺われる。

私たちの営む「家庭」や、そこに生きる「家族」のあり様は多様であり、一般的な言説と実践としての実生活は必ずしも合致しないものだろう。しかし、例えば男性／女性という性別が、ある程度人間の生を意味付けるものと認知されるが故に、時として自身の生の意味すら見失わせるような事態を顕現させることを思うとき、一般言説と重なる主張を多く記事に残しながら、それらと自身との間に乖離を抱えていたであろう鏡影のあり様には、救いを志向する上で考えるべき課題があるのではないか。

そこで本稿では、当該期に「家庭」を論じる際、そこでの生き方を意味づけるべく持ち出される「性」を手がかりに、鏡影に窺われた、言説と実践との関係性に浮かぶ課題の究明を試みた。一章では『令徳』を通読し、当時の社会に見られる家庭論を概括した。そこでは「家庭」の担い手として女性が想定され、夫を内助する「妻」／子を産み育てる「母」の養成が目指されていた。また、「女学生」が持つ学知に対し、「妻」「母」役割と結びつかないものを不要とする批判的言説が見られた。ここからは、どのような家庭論であれ、その内容の意義や有効性を家庭という実現場面で確かめなければ意味はないとする考えが窺われた。

二章では、前章の内容と同時期の本教信仰との関わりを確認するべく『令徳』『大教新報』を窺った。ここでは「教祖の教え」をもとに「和合」の大切さや、妊娠／出産時の心がけが説かれており、「教祖の教え」は実践の指標として提示されていた。それ故に、実践（実現）できているか否かという視点で、信心を点検さ

せもすることが窺われる。このことにより、「教祖の教え」と「それが実現されるはずの家庭」との間に生じる距離が、当事者において個人の信心実践の問題としても迫っていた可能性を指摘した。

三章では、以上の内容を踏まえて鏡影とカンの関係性を考察するべく、先に述べたような「家庭」に関する鏡影の言説と、実践の乖離が読みとられる記事を確認した。

今後は、「教祖の教え」に対する人々の眼差しがはらむ救済の問題性や、言説（意味）と生活の隔たりを過ちのように捉える視点について考察を進めていきたい。

教祖の信心を求めあらず営み

—『教典』刊行前後の信仰者の諸相に注目して—

橋 本 雄 二(助手)

教会に赴き、祈念をし、取次を願う。例えば、こうした日々の信心の営みがある中で、本教では、教祖に立ち帰る指向性も見受けられる。その場合、教祖に立ち帰ることで日々の信心の営みが見返され、信心の本来性が回復するという願いに向けて、その行為の意義が確認されていると思われる。しかし、信仰者がいかなる実感を伴って教祖を求めているのか、その実際から捉え返さねば、真にその意義を確認していることにはならないだろう。このことから、日々の生活と教祖に向かうありようだが、そもそもどのような関係性にあるのか、との関心が浮かぶ。本稿では、現

『金光教典』（昭和五八年）。以下、『教典』と記す。それ以前のものとは旧『教典』と記す）に注目し、その刊行に至る経緯をたどりながら、同書刊行前後の信仰者が、生活との関わりから、教祖の信心をいかに求めあらわそうとしたのか、その諸相を考察することで右の関心に迫ろうとした。

まず、教祖伝記『金光大神』（昭和二八年）刊行後に注目すると、教祖の生き方に焦点を当てた教義観が教内に浸透する様子が窺われた。中には、教えの箇条のみを収めた旧『教典』に基づく信心姿勢に対し、教祖の言葉を硬直的に受け止めやすいと注意を促す人物も確認された。ここには、一教を開いたとする歴史的存在者として眼差すだけでなく、取次者という永遠の存在として教祖を求めることがどう可能なかを模索し、信心に対する理解のあり方を課題視した信仰者の姿が窺われた。

次に、『金光大神覚』の刊行（昭和四四年）をめぐっては、宗教学者による教祖に関する資料への注目も相俟って、社会に向けた信仰表明がより教内で意識づけられていった様相を確認した。そうした意識が現れる場面において、信仰者の態度には次のような違いが生じる可能性を指摘した。それは、近代的な開明性、合理性といった外部からの本教への評価を自己評価として内面化し、教祖に関する資料を無批判に価値づける態度に対して、自己の信仰を問う向きで教祖に関する資料を吟味していく態度との違いである。

そこで、この違いをさらに考察すべく、安田好三内局期におけ

る教典編纂事業（昭和五〇～五八年）に注目し、教祖に関する資料の編纂態度の違いに影響していることを確認した。例えば、編纂者の教祖に対する理解が、合理的なものだといったように既に固定化している場合、その理解に沿うような編纂が志向される傾向が見受けられ、そこでは人々にとつての救いも定型化して想定されかねない様子が浮かんだ。一方、教祖を問う姿勢が先鋭化している場合、多様な解釈の余地を残すように編纂が目指され、編纂者の意図を超えたところに救いを想定しようとする企図が窺えた。ここからは、教祖を問う姿勢の強弱が、救済の捉え方の違いにまで及ぶことを窺わせる。

最後に、『教典』が受容される様子に注目すると、刊行年の教内新聞には、抄録を必要とする教内の風潮に対して批判する記事が見られた。ここでは、編纂物を利用性で計る態度が戒められ、教祖の信心を問い求めるべく、教祖に関する資料をなるべくそのままに示そうとした『教典』編纂の態度に注目するよう促している。ここからは、金光大神という人物が「教祖」であることを自明視する信仰者に向けて、教えを様々な文脈から切り離してモノ化するありように、警鐘を鳴らす様子が窺われる。そして、そうした意見からは、型にはめた格好で世の中の難儀や人々の救済を捉えかねない信仰者の態度によって、結果的に今日に伝わる教祖の信心を無力化してしまうことへの危惧の念が抱かれていたことが考えられる。今後は、本研究の関心から改めて対象となる時期とそこに注目する意義の明確化に努める。

信心の語りと「本教」への問い

―教祖関係テキストの受容と展開の一断面―

白 石 淳 平（所員）

本報告では、新たなテキストを踏まえた教祖像の再考のみならず、従来の解釈をかたちづくってきた認識基盤の検討が求められている今として、今後の課題追究へ向けた問題設定を模索すべく、教祖関係テキストの受容と展開の推移に関わる歴史的場面に着目し、そこでの信仰言説のありようをうかがった。

具体的には、まず、本教教師であり医師として、戦後復興期から高度成長期へという時代社会の思惟と本教信仰の接点・相克を問う言説を多く残した、竹内長次（明治四三年～平成元年）を取り上げた。『科学と宗教』『金光大神と医学』等、竹内の言説は、神的な超越性を世俗の論理で説明可能とする合理化、すなわち「世俗化」の一樣相とも見える。しかし、少年期には「迷信打破」教義に新奇性を感じなかったという竹内は、戦後に刊行された教祖伝記『金光大神』（昭和二八年）の知見により、不浄や日柄方位をめぐる教祖理解の大切さを分からされたとも述べている。ここからは、そうした個々の語りを喚起させていた、当該期における信心への問いについて、時代迎合的な把握に留まらないその実態性に関心が及ぶと共に、「世俗化」といった歴史評価それ自体も、

今に通じる認識基盤の問題として、改めて検討を要すると考えられる。

次に、教内外の状況に連関した認識構造のありようをうかがう手がかりとして、主に式年の記念大祭における教祖の呼称とその推移を概観し、以下の点を指摘した。ちょうど教祖五〇年大祭（昭和八年）を挟むようにして、諡号としての「人力威命」が次第に見られなくなっていく一方、「生神」との呼称が用いられるようになっていく。こうした呼称表現上の模索にはさらに、「幽世」に対する「現世」から、「現身」という存在性の表現への移行も重なっており、信仰的世界観にも関わる認識の変化として浮かんでいる。また戦後の様相としては、昭和二九年辺りから「働き」との表現が多用されはじめる。ここには、教学上の「生神金光大神」解釈とも連動する、「取次」の意義確認を通じた本教信仰への問いの反映を確認できる。こうした表現上の推移は、「教祖」の歴史的な構築過程が、「本教」へのアクチュアルな問いの強度としての、「教祖性」と共に浮かぶ様相と捉えられるのではないか。

以上を踏まえつつ、「教祖性」の議論をめぐって戦後の言説を取り上げた。昭和三〇年代後半から五〇年代に教政教務に関わった安田好三は、急激な社会変動の最中、信心の個別化や政治経済等の対社会的な問題への手立ての講じ難さを振り返り、品行方正で消極的な本教の信仰伝統としての「教祖性」に、その要因を求めている（第九回教学に関する懇談会）。そうした安田の問題意識は、当時、靖国法案への対応をめぐって議論された、本教の姿

勢への問い（政治・社会問題に関する研究会）にも関連するものと推察される。しかし同時に注目されるのは、そうした同時代の議論が、昭和九・一〇年事件、そして戦時下の経験を背景にした、「本教」へ向けた問いを共有していることである。それは一見、本教／本教ならざるもの、加害／被害といったような二項対立的な、近代的認識構造の言説として浮かぶが、そうであるが故に、竹内や安田に生きた戦後の倫理的主体形成と、高度に近代化していく時代社会における信心へ向けられた問いの実際性との結びつきを考えさせられる。

今後は、戦後昭和期における「教祖」受容の営みが、本教の自己確認へ向けてどのような眼差しを培うこととなっていたのか、その多義的なありようを、「教団史」の歴史像へ向けて浮かばせていくべく、さらに言説に関わる資料を渉猟・検討していきたい。

本教信奉者における対社会意識の生起と諸活動

— 教団独立前後を中心に —

山 田 光 徳（所員）

本年度研究報告では、現代における社会変動と本教との関係性に向けた議論に資するべく、明治一〇年から同四〇年代における本教信奉者による社会事業に着目した。このことを通じて、当時の信奉者に「社会」なるものが如何にして現前し、所謂対社会意識はどう生起するかを窺いつつ、そうした意識から生じる実践の

有り様を追究した。

具体的には、一・二章で、対外的な活動が顕著とされる佐藤範雄を取り上げ、彼の視界が社会へと開かれていく過程に迫った。一章では、入信（明治八年）してから一教独立時まで、二章では独立以降から、より対外的な活動に注力していく同四〇年代の動向を追った。それを通じて、神道家、官吏、赤十字関係者等種々の人的ネットワークが組織化の活動に伴って生まれ、そうした歩みが結果的に、佐藤の視界に広がりをもたらした様相を確認した。

加えて、教会長講習会（明治三八年）での佐藤の講演記録から、佐藤の社会をめぐる認識をうかがい、彼が本教に対する社会からの評価を強く意識し、教団存続への危機感を募らせ、それを教団に共有しようとしていたことに言及した。そして、そうした意識が「合同心」という共同性の獲得及び実践を促し、本教の展開可能性を見させていた様相を示した。

そこで三章ではより具体的な実践場面の様相を明らかにするべく、共同的活動が他地域に比して活発な東京に注目した。具体的には、その中心を担った畑徳三郎の布教経験の語りと、教信徒を主な構成員とし、会員相互の連帯及び布教財源確保を目的とする金光教至誠会（明治四一―大正一五年）の活動実践の様相をうかがい、対社会的な意識と、共同性・共同体形成及び実践との関係性を検討した。以下、確認した点について述べる。

畑は、東京布教のためには財源の確保が不可欠との意識が強くあり、またその思いを共有しようとしていた。このことに関わつ

て、当該期の東京には貧民層の拡大・深刻化という生活状況があり、そうした背景が東京布教の動向、至誠会の結成に影響していた可能性が考えられる。また、至誠会の活動実践をうかがうと、総会、月例の会合といった活動が見られるが、会員の姿勢の消極性を指摘する言説も見られた。なお、同会は関東大震災を契機に、経済面での困難と中心人物の不在が相俟って解散に至る。このような顛末は、同会のみでなく、同時期の諸団体に複数見られ、「竜頭蛇尾」と表現されるような実践への懸念が、教内で折々に示されていた。

以上のように、共同的組織形成とその活動の追究から、連帯や意識の共有、維持継続の難しさを捉えたのだが、このことから、改めて本研究の対象への眼差しが問われることとなった。つまり、本報告での歴史の描出は、実践者の活動を、その主体性に比重を置いて捉えた嫌いがあり、社会の現前性やそこでの経験は、そうした眼差しにおいて捉え得るものか、改めて問われることとなった。今後、関連する先行研究における対象への眼差しを改めて検討しつつ、本研究の課題、視点の錬磨を図り、考察を深めていく。

岡山市周辺地域における布教の諸相

— 金光大神在世時から明治二〇年代を対象に —

須 崙 真 治(所員)

岡山市周辺における初期の布教については、各種伝承資料等を手がかりに、明治一〇年前後に岡山から大阪へ行き来していた初代白神新一郎はじめ、出社布教者たちの動向を中心とした信仰伝播の系譜や分布のありようとして把握されてきた。しかし、古くから交通の要衝として発達したとされるこの地の特性を考えると、そこにあらわれる布教の様相には、布教者といった中心的人物への注目と、そこからの単線的な伝播のありようからのみでは、捉えられないものがあることを思わされる。そこからは、こうした信仰伝播に関わる人々を布教者と見る手前で、より広い空間的・時間的幅での流動の様相や、相互の影響関係から捉えていくことへ関心が及ぶ。

このことに関わって注目されるのが、神道金光教会中島支所への参拝者の様相がうかがえる御祈念帳(明治二二―二六年。以下「祈念簿」)である。同帳には、他の支所・講社関係者を含む近隣住民を初め、遠隔の都市と行き来した商売人や芸能関係者などが見られる。ここからは、当該期周辺地域における人々の信仰の営みがどのように成り立っていたのか、改めて当該地域の布教の全体像へ向けた関心が惹起される。

そこで本年度研究報告では、これまでの布教史研究等の知見を

整理・検討しつつ、「祈念簿」を手がかりとしながら、当該地域における布教の様相を、金光大神在世中から神道金光教会時代にかけて通時的・包括的に捉えていくことを試みた。

まず、当該地域に布教者が現れてくる背景を探るべく、金光大神広前への参拝者の動向について、「広前歳書帳」を取り上げた先行成果を参照した。それによって、参拝者の増加とその分布が大谷を中心に広がる中、参拝者の増加が上道地方で顕著であったこと。そのエリアに重なるように「講」のような集団での参拝形態が各地に形成されていたこと。そしてそれら「講」の中には、中心的存在となる者の出現や、構成員の増加による分裂や独立もあったこと。また参拝者の中に見られる岡山・庭瀬等の藩士らの中には廃藩後、転職・転居していく者があったことなどを確認した。

これらを通じては、時代社会の趨勢にも連関しながら、伝承には残されなかった人々の動きや関わり合いの様子が想起される。

次に、このことを考える手がかりを得るべく、「祈念簿」に浮かぶ中島支所への参拝者の様相と、西中島を含む周辺地域の特性との関わりをうかがった。そこに書かれた者たちの中には、近隣の支所や講社の役員のほか、既に資格を得て教えを説いていた者がいる。また、後に教会を開き人々の願いを聞く立場となる者の姿も見られる。このことから、教えを説く／説かれる、救いを求める／求められるといった関係性は、流動的に変化していたと考えられる。

さらに、大阪・京都の歌舞伎座に属した俳優で、大阪・神戸・岡山・尾道など各地の興行で活躍した、屋号「伊丹屋」で知られる嵐橋三郎や、児島郡銚立村で醤油醸造業を営んだ近藤三郎二など、職業柄遠隔の都市との行き来があったと考えられる願主にも言及した。

こうした願主の様相に関わって、当該地域が、近世期より、交通の要衝で、産業や文化面において中心地・中継地として発達していたことや、西中島町では明治に入ってから隣の東中島町とともに遊廓が発達（明治一〇年の公認以降、県下最大の規模になった）していたことなどを確認した。

参拝者の様相をこうした地域柄から考える時、布教の主体を布教者と前提しては捉えがたい力の作用を思わされる。今後、「祈念簿」に記された切実な祈願内容や地域の特性も踏まえた上で、こうした様相がいかに成り立っていたのか、さらに検討していく。

昭和初期における一青年の信心希求とその背景

—松鷹長一のノート類を手がかりに—

森 川 育 子(所員)

後に太平洋戦争開戦へと至る昭和初期の日本社会は、経済秩序の危機的状況や農村の窮乏化、都市部の失業者問題が起きるなど、現代をも見返させる不安定な時代社会であった。

そこで本報告では、こうした時代に新潟市で青年期を迎えた松鷹長一（後の万代教会初代教会長）に注目し、当該期における青年の信心希求について、時代社会との関わりから促される様子を考察した。具体的には、昭和初期の社会状況について松鷹の動向に関わるものを中心にとり、彼の出生から講究所入学までの様相を整理した。

第一章では、昭和初期における国内の社会動向及び日本経済の展開と、それに伴う新潟市の発展について概観した。ここではとりわけ当該期の新潟市で、港湾施設の完成や上越線開通など、交通・交易設備が整い、経済や文化が発展していく様子を示した。

第二章から第三章では、松鷹の出生から教義講究所入学までの経歴について情報整理を行い、彼の動向を文化の発展やそれに伴う社会状況の変化に関連させつつ、当該期の社会の様相を概観した。

例えば、大正七年には、第一次世界大戦後の軍需景気による米価高騰のため、全国的に米騒動が発生し、新潟市でも生活困窮者の増大が深刻化していた。この頃、松鷹は新潟の財界有力者に秘書として仕えていた父親とともに、一家で屋敷に住み込んでいた。その屋敷は新潟米騒動で襲撃を受けており、幼い松鷹も騒動を経験していたことになる。また、松鷹が就職のために京都へ向かったのは、東北大飢饉や昭和恐慌が発生していた時期であり、松鷹の生活がこうした経済動向による影響下で営まれていたことを確認した。

加えて、「放蕩」時代に耽った遊廓や映画など当時の文化に注目し、当該期には、その盛衰をめぐって営業形態や雇用関係の見直し、技術革新による失業者問題などといった事態が起り、社会問題になっていたことを確認した。こうした国際面、経済面、文化面等に及んで変革を迎えていた昭和初期の日本社会を生きた松鷹の生き様への注目からは、当該期の信仰者の様相を教団の「自覚」という本来性の確認に結びつけて見るのとは異なり、時代社会と交錯する信仰リアリティ追求の様相に光を当てていくことが可能となると考える。

今後は、先行研究や諸学に学びつつ、文化や時代思潮などとの関連性から昭和初期の青年の特異なありようを押さえるとともに、当該期の教義講究所に関する資料の渉猟を進め、課題を明確にする。

紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、研究成果について、所外からの批判・検討を受け、研究の意図・対象・方法の吟味に資することを願い、紀要掲載論文検討会を開催してきている。本年度は、令和三年一月二五日に、第五三回の検討会を開催した。

検討の対象になったのは、紀要第六一号に掲載された高橋昌之「めぐり」という言葉にみる信心の姿」と、白石淳平「明治改暦と「金神」——金光大神における神把握をめぐって——」の論文二編である。またこの検討会では、同号掲載の「御金神様御さしむけ金銭出入帳」の解読文及び解説や、紀要全般・研究動向をめぐっての意見交換を行った。以下に、検討会の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは、橋本美智雄（伏見）、橋高真宏（浜田）、中里巧（嘱託・早稲田）、八坂恒徳（研究員・大分）、仁科明日児（学院講師・今立）の各氏、所内からは、高橋昌之、岩崎繁之、白石淳平（以上、執筆者及び資料解説担当者）、大林浩治、山田光徳、須寄真治（司会）であった。

〈高橋昌之論文〉

○本論文は、本教において運命的かつ否定的価値を帯びる傾向にあり、現在では公の場において言及し難い言葉と目される「めぐり」に注目し、人間やその生に対し規定的にも作用する言説を成り立たせてきた信心の在り方について、主に明治末大正期

の教内紙誌を用いて検討している。こうした取り組みは、「めぐり」に限らず信心の言葉が人を深く傷つけることがあるなど、時として語られ難くもある信心の営みの一面に光を当て、現代の本教信仰に投げかける問題提起として意義深いものと言える。

○具体的には、紙面上の問答欄にて繰り返された「めぐり」に関する応答や、困難とされた境遇を生きる様が注目された人物の具体的様相に迫り、答への得難い問いを時間をかけ共に担っていく関係性の構築という側面から、信心による救済の可能性が見られている。このことは、問題の原因や解決が個人に帰結されがちな現代において、例えば戦争経験などのトラウマが個人を超えて継承される「世代間トラウマ」のように、社会的で持続的な関係性が求められる問題状況にも響き合う問いであろう。

○また、因果論的な「めぐり」の語用に対し違和感を表明する対抗言説が現れ、「めぐり」の意味が相対化されていった様相も明らかにされている。このことから、「めぐり」の負のイメージやその実際の使用場面を知らない世代も存在する今として、「めぐり」に限らず、世代や時代による信仰言説の変化も視野に入れた、教義史的な観点からのさらなる検討も求められよう。

○その意味で、本論文は主に新聞媒体の分析に基づいており、躰きや抑圧といった様相が紙面上に表れ難いという言説空間自体の閉塞性や意味の固定化についても検討の余地が浮かぶ。

○非言語的な領域や、不条理といった問題も含め、信心をも意味の通用性のみで捉えがちな現代へ向けての教義論として、この

度の取り組みが今後さらに展開されていくことに期待したい。

〈白石淳平論文〉

○本論文は、「金光大神暦注略年譜」や「金光大神年譜帳」等、近年新たに提供された諸資料に注目し、広前における金光大神と人々とのやりとりの実際から、改暦後の明治の社会においてなお人々に生ざられていた「金神」のありようを浮かべせつつ、明治期における「金神」と金光大神との関わりについて考察している。このことは、「金神から天地金乃神へ」というように、個々の名称や属性で神を捉える従来の把握に再考を促す議論として興味深い。

○それとともに、金光大神が改暦の出来事を繰り返し記し確かめる中で「金神無し」との記述を残している点に注目し、改暦後に却って金神が金光大神に意識化されていたとの解釈を導いている。こうした考察を通じて、金光大神の信仰史において従来の資料環境ではあまり焦点化されてこなかった改暦の経験がもつインパクトを印象付けており、新資料を用いた今後の教祖研究の展開を期待させるものとなっている。

○また、諸資料の紙面上に見られる複数の神表象や伝承資料を手がかりに、金光大神における神把握とそこでの神の表れの重層的なありように迫った内容は、「かつて「金神」は恐れられていた」といった過去の意味に解消させるのではなく、人々がその都度出会わされているような、神との関わりの実際に光を

当てる取り組みとして評価できる。

○そうとして、そうした検討を踏まえつつ、例えば「大將軍」や、「天地金乃神」の「金」、「残らず金神」の「残らず」の意味をはじめ、それらが神名に与えているニュアンスや、そうして指示される様々な神々の取り上げ方に込められた、金光大神の信仰世界像の全体性へ向けて、さらなる議論の展開が期待される。

○金光大神の姿の新たな一面に光を当てることにもなったこの度の取り組みが、帳面相互の関係や金光大神の信仰史全体に向けてどのような意味を投げかけていくのか、諸資料のさらなる読解、検討を重ねる上に解釈が鍛えられ、深められていくことに期待したい。

〈紀要全般、近年の研究動向等について〉

○この度、前号掲載の「金乃神様金子御さしむけ覚帳」に引き続き、「御金神様御さしむけ金銭出入帳」の解説文及び資料解説が掲載された。このことは、令和元年刊行の「金光大神事蹟に関する研究資料」をはじめ、新たな資料とその知見を提示していく重要な取り組みとして評価されるとともに、それら成果に基づき今後の研究展開が期待される。

○「金光大神事蹟に関する研究資料」については、再発行を望む声により、縮刷版が刊行されているが、「覚書」「覚帳」等、既存の諸資料も含め、そうした手に取りやすさなど、活用に広く供されていくための資料環境の整備が継続してなされていくこ

とが願われる。

○また、第六〇回教学研究会が、昨年引き続き、オンライン併用での開催となった。今後、他の行事でもオンライン活用が期待されるとともに、行事の企画にも関わって、参加者の反応などニーズの把握も含め、教学の取り組みが全教的に共有されていくための方途の模索が願われる。

| | |
|----------------|------|
| 令和三年度の業務概要 | 127頁 |
| 研究題目の認定 | 128頁 |
| 研究講座 | 128頁 |
| 研究発表会 | 129頁 |
| 教典に関する基礎資料の編集 | 129頁 |
| 資料の管理 | 129頁 |
| 教学研究会 | 130頁 |
| 教学に関する交流集会 | 131頁 |
| 教学講演会 | 131頁 |
| 紀要論文講読セミナー | 131頁 |
| 教団付置研究所懇話会 | 132頁 |
| 研究交流・各種会合への出席 | 133頁 |
| 嘱託・研究員 | 133頁 |
| 評議員 | 134頁 |
| 研究生 | 134頁 |
| 通信の発行 | 135頁 |
| ホームページの運営・管理 | 135頁 |
| 人事関係 | 136頁 |
| 学院・図書館との関係、その他 | 136頁 |

令和三年度の業務概要

本所は、本教における教学研究機関としての役割を果たす上で、諸般の業務が円滑に運営されるよう、適宜、その体制や取り組みに検討を加えつつ、今日まで歩みを進めてきている。

現在、教祖、教義、教団史の三部門で、社会や人間の有り様を信仰的に意味づける根底的視座に培うべく、研究領域の開拓をはじめ、従来の視点や方法、研究態度の見直しを進め、研究講座等を通じて、研究関心、課題意識、方法論に及ぶ研究態勢の整備の具体化に取り組んでいる。

以下、本年度実施した業務の概要を示しておく。なお、本年度の各業務は、近年同様、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて日程や開催形態を変更するなど、随時対応を協議して進めた。

(1) 教学研究会、教学に関する交流集会、教学講演会、紀要論文講読セミナーについては、本教信仰の現状や全教が当面する諸問題をめぐって、教学研究の課題意識と全教の問題意識の対話等を行い、教学的課題の明確化と研究内容の充実を図るべく、開催してきている。

本年度の教学研究会は、当初の予定（六月一日）を変更し、一月一九日に半日で開催した。また、会場参加とオンライン参加を併用する形をとった。

教学講演会は、従来、布教功労者報徳祭に併せて開催してきた

が、この度は延期となり、令和四年四月二日、天地金乃神大祭第一日の前夜に開催した。

紀要論文講読セミナーについて、第一・三回は、公開を見合わせ、所内で行った。

なお、教学に関する交流集会は、開催を見合わせた。

(2) 教団付置研究所懇話会については、他宗教教団の教学研究者との学術交流を通じて、教学研究上の課題の深化と拡大に培うべく、同懇話会に参画した。

その他、一般諸学問の研究者との交流を通じて、広く現代の問題関心との連関を深めるべく、諸学会・研究会に参加した。

(3) 資料の管理については、教団の資料管理の中心的役割（「教団の資料センター」）を担うべく、関係諸機関との協力関係の充実を図りつつ、資料の収集保全に努めた。また、公開基準に基づいた資料照会の態勢を整えるべく、資料目録のコンピュータ入力及び検索システムの内容充実を図った。

研究題目の認定

四月二二日、七名の所員による本年度の研究題目が提出され、以下の通り、それぞれ認定された。

〈第一部〉

○金神社活動における「明治四年」

— 金神信仰組織再編へ向けた態勢の問題の位相— 岩崎繁之

○広前へ訪れた者達と金光大神との関わり

— 「金乃神様金子御さしむけ覚帳」を手がかりに—

堀江道広

〈第二部〉

○人間社会と不条理の問題

— 特に原爆をめぐる体験の諸相に注目して— 高橋昌之

〈第三部〉

○神と人との関わり、その描出の実際性と解釈の問題

— 「覚書」「覚帳」のテキスト環境へ向けて— 白石淳平

○明治末大正期の信奉者における対社会意識の生起と諸活動

山田光徳

○岡山市周辺地域における布教の諸相

— 金光大神在世時から明治二〇年代を対象に— 須寄真治

○昭和初期における一青年の信心希求とその背景

— 松鷹長一のノート類を手がかりに— 森川育子

研究講座

五月一日、本年度の研究講座を発足せしめ、以下の通り実施した。

一、原典ゼミ①— 高橋、岩崎、白石、山田、須寄、森川、堀江、塩飽、橋本、毛利、金子

紀要『金光教学』第六一号への「御金神様御さしむけ金銭出入帳」解説文掲載へ向けた検討作業のため七回実施した。

原典ゼミ②―岩崎、堀江

研究課題の検討を中心に三回実施した。

原典ゼミ③―岩崎、白石、須寄、堀江、毛利、金子

金光大神事蹟に関係する諸資料の全体的把握と管理及び研究活用にに向けた方途を探るべく一回実施した。

二、教義ゼミ―高橋、塩飽、橋本

研究課題・方法に関するゼミを七回実施した。

三、教団史資料ゼミ―白石、山田、須寄、森川

教団史研究の方法論検討のために五回実施した。

四、文献・資料講読会―塩飽、橋本、金子

助手及び若手職員相互で研究意図とその課題性を共有すべく、文献講読と討議を七回実施した。

研究発表会

研究活動の過程で、さまざまな研究の立場から示唆・批判を受け、研究相互の関係確認を行いつつ、各自の研究が充実し促進されることを願って、以下の通り実施した。

○「不和」の捉えられ方について 塩飽 望(3・5・28)

○教典の機能と性格について 橋本雄二(3・5・28)

○「家内和合」への憧れ 塩飽 望(3・10・28)

○信心の営みに浮かぶ教典の位置

―「教典」刊行前後の信仰者の諸相に注目して―

橋本雄二(3・10・28)

教典に関する基礎資料の編集

「御理解関係資料検討会」は、電子データ「研究資料 金光大神言行録」と原資料の照合及び、金光大神言行資料の編纂に至る過程の検討作業を七回実施した。

資料の管理

資料室を中心として、左の業務を行った。

一、資料の収集

- (1) 下村寿一氏寄贈資料八点の収受(3・5・18)／金光図書館より
- (2) 小野家資料一九点の収受(3・6・8)／金光図書館より
- (3) 布教史資料一点の収受(3・7・3)／佐藤晴雄氏より
- (4) 教務関係資料八点の収受(3・7・15)／金光図書館より
- (5) 写真データの収受(3・9・7)／東中国教区布教史資料室 杉本健志氏より
- (6) 教務関係資料一点の収受(3・11・5)／金光図書館より
- (7) 布教史資料一点の収受(3・12・16)／森川育子氏より

二、資料の整理・保管

- (1) 資料の複写

(イ) 教団史関係資料

四六〇九枚

二四点

- (ロ) 布教史資料 三三二八枚 六九点
- (ハ) 教団史資料各期 二五七枚 三二点
- (ニ) 図書 一六七枚 四点
- (ホ) 小野家資料 一二三枚 一九点
- (ヘ) 金光大神関係資料 一二枚 一点
- (2) 資料の整理
- (イ) 教団史資料
- 教団史各期の所在場所確定へ向け、資料の再編及び複数化等の整理作業を行った。
- (ロ) 教団史関係資料
- 新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。
- 既存資料について、細分化目録を作成した。
- (ハ) 管長家資料
- 既存資料について、タイトル修正作業を行った。
- (ニ) 布教史資料
- 新規収集並びに未整理資料を整理し、目録を作成した。
- (ホ) 金光大神関係資料
- 新規収集資料を整理した。
- (ヘ) 視聴覚資料
- 收受したCD・DVDの登録作業を行った。
- (ト) その他
- 紀要『金光教学』第六一号のPDFデータ化及び正誤の修正作業を行った。

(3) 資料の登録

教団史関係資料目録(九九八点)、管長家資料目録(八五五点)、その他新規登録資料目録(九点)、新収図書(二五七点)、教団書庫目録紀要(五三三点)、同学会誌(二〇三三点)をコンピュータへ登録した。

(4) 図書の整理・保管

新収図書二五七点の受入、破損図書の補修等を行った。

(5) 雑誌の整理

「雑誌保存基準」に基づき、雑誌処分目録を作成の上、令和三年のものについて廃棄処分した。

三、資料の運用

(1) 検索システムの構築

資料検索の内容充実を図るため、新規及び未入力目録の入力作業を行い、統一検索目録を更新した。

教 学 研 究 会

第六〇回教学研究会(3・11・19)

一、会 場 金光北ウイング やつなみホール
二、日 程

【基調講演】

「教学研究における「私」について」

大林浩治

【全体会】

テーマ「教祖研究の展望」

―「金光大神事蹟に関する研究資料」を手がかりに―

発題

岩崎 繁之

全体懇談

司会 白石 淳平

三、参加者

会場…岩本信治（乙島・東中国教務センター）、北林秀生（総務部）、仁科明日見（学院）、児山陽子（金光図書館）、阪井澄雄、水野照雄（以上、評議員）、西村明正（研究員）、本所職員。

オンライン…落合真人（阿漕・東近畿教務センター）、橋本美智雄（伏見）、福場伸枝（石脇・東中国教務センター）、古瀬真一（阪急塚口）、光本真一（落合・東中国教務センター）、森山恵美子（評議員）、河井信吉、宮本要太郎、渡辺順一、土居浩、中里巧、斎藤文彦（以上、囑託）、松岡光一、向井道江（以上、研究員）。

教学に関する交流集会

本年度は、開催を見合わせた。

教 学 講 演 会

全教の信奉者を対象に教学の成果を発表し、全教の問題意識との対話を通じて教学研究の問題意識に培うべく、教学講演会を左

記の通り、実施した。本彙報の対象時期からは外れるが、新型コロナウイルス感染症拡大状況を要因として延期したものであることから、令和三年度の事業内容として、ここに掲載する。

第二回教学講演会（4・4・2）

一、会 場 金光北ウイング光風館研修室

二、日 程

講演1

「明治改暦と「金神」

―金光大神における神との関わりをめぐって―

白石 淳平

講演2

「めぐり」から考えさせられること」

高橋 昌之

紀要論文講読セミナー

本教信仰に対する基礎的理解に培ってきたこれまでの研究成果の内容と、その今日における意義を全教の信奉者と共に学ぶ機会として、左記の通り実施した。

○第一回（3・5・10）担当…橋本雄二

・橋本真雄「出社の成立とその展開（上）

―教団組織の問題をめぐって―」（第四号）

○第二回（3・7・10）担当…須崎真治

於…本所大会議室

・藤尾節昭「布教と教義化の問題

―「信条」をめぐる―

(第一二号)

於…金光北ウイング 光風館研修室

○第三回(3・9・10) 担当…堀江道広

・加藤実「金光大神広前への参拝の諸相」

(第四五号)

於…本所大会議室

○第四回(3・11・10) 担当…森川育子

・藤井記念雄「戦後教団の動向と諸問題」

(第一三号)

於…金光教徒社二階会議室

教団付置研究所懇話会

本所は、他教団研究機関及び研究者との交流、意見交換を通じて各教団における「教学」の現状を確認し、課題意識、方法論の相互研鑽に努めることを目的とする同懇話会の発足、企画、運営に参加してきた。

本年度は、昨年より延期となっていた第一九回教団付置研究所懇話会・年次大会がオンラインにて開催された。

第一九回教団付置研究所懇話会・年次大会(3・10・14)

今回は、二一研究機関・団体等から九三名が参加した。同大会では、石上知康・浄土真宗本願寺派総長の開会挨拶、藤丸智雄・浄土真宗本願寺派総合研究所副所長による趣旨説明の後、「情報化社会と宗教―新型コロナウイルス感染症の影響を受けて―」を

テーマとし、四つの研究機関の代表者による研究発表と討論が行われた。また総会にて、第二〇回年次大会の当番事務局は浄土宗総合研究所(東京)に決定した。実行委員研究所は、東地区が、国際仏教交流センター、浄土宗総合研究所、神社本庁総合研究所、西地区は、浄土真宗本願寺派総合研究所、NCC宗教研究所、及び本所が当たることになった。発表題目、参加研究機関・団体は以下の通り。

一、会場 浄土真宗本願寺派総合研究所(オンライン)
二、日程

研究発表(発表者・題目)

① 楠信生(真宗大谷派教学研究研究所所長)

「教えの相続の主要課題」

② 大橋雄人(浄土宗総合研究所研究員)

「浄土宗ならびに宗内諸団体におけるオンラインの活用状況」

③ 宇野全智(曹洞宗総合センター常任研究員)

「宗教実践におけるオンラインとフィジカルの特性―活動事例から見えてきた、それぞれの利点と課題―」

④ 浅山雅司(神社本庁総合研究部長)

「情報化社会における信仰行為の尊厳護持について―神札守札のお取扱ひを通して―」

討論(登壇者)

○ 岡野正純(国際仏教交流センター／孝道教団統理)

一、学会

研究交流・各種会合への出席

- 堀玲子（宗教情報センター部長代理／真如苑事務局企画部部長代理）
- 鈴木芳謙（智山伝法院／智山教化センター長）
- 藤丸智雄（浄土真宗本願寺派総合研究所副所長／問題提起・司会）
- 三、参加研究所・団体等
- NCC宗教研究所、大本教学研鑽所、オリエンス宗教研究所、国際仏教交流センター、金光教教学研究所、宗教情報センター、浄土宗総合研究所、浄土真宗本願寺派総合研究所、神社本庁総合研究所、真宗大谷派教学研究所、曹洞宗総合研究センター、智山伝法院、中央学術研究所、天台宗総合研究センター、日蓮宗現代宗教研究所（以上、会員）、松緑神道大和山総合研究所、真言宗豊山派総合研究院、新日本宗教団体連合会、天理大学おやさと研究所、中山身語正宗教学研究、法華宗教学研究（以上、オプザーバー）。
- なお、本所からは、大林浩治（所長）、白石淳平、須崎真治、森川育子、堀江道広（以上、所員）、塩飽望、橋本雄二（以上、助手）、滝口祥雄（事務長）、及び本部教庁より富田顕夫（布教部・金光新聞編集室員）が参加した。

嘱託・研究員は、第六〇回教学研究会、第五三回紀要掲載論文検討会への参加を通じて、本所の業務に参画した。

嘱託・研究員

- 日本宗教学会（3・9・6、8、オンライン）三名
- 日本思想史学会（3・11・6、7、オンライン）一名
- 二、教内会合
- 「金光大神を学ぶ」教師集会（3・7・19、主催：名古屋センター、オンライン）
- ・岩崎繁之（所員）が「手書きの帳面から浮かぶ（金光大神のお姿）―『金光大神事蹟』に関する研究資料』を手がかりに」と題して講話を行った。
- 三、その他
- 以下の講座等に参加した。
- 梅棹忠夫生誕100年記念連続講座第6回「梅棹家庭学の子見方：家族とジェンダーの未来」（3・6・13、オンライン）一名
- 令和三年度岡山県立記録資料館古文書解説講座初級編「一から学ぶくずし字」（3・6・23、7・28）四名、（10・6）二名
- 第270回日文研木曜セミナー（4・3・17、オンライン）二名
- 人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会（GEAHS S）公開シンポジウム（4・3・27、オンライン）一名

評議員

本年度は、評議員会を二回、以下の通り開催した。

○第一一二回（3・9・6）

令和四年度の方針並びに計画案及び経費予定書案を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

- ①現在の研究動向について
- ②人材の育成、確保について
- ③所内施設の営繕について

なお、審議は対面形式とオンライン形式を併用して行った。出席者は高橋寛志、阪井澄雄、森山恵美子、水野照雄、浅野弓の各評議員と所長以下六名の職員であった。

○第一一三回（4・3・16～17）

令和三年度研究報告の内容を審議すると共に、以下の点について懇談を行った。

- ①現在の研究動向について
- ②人材の育成・確保について
- ③所内施設の営繕について

なお、審議は対面形式とオンライン形式を併用して行った。出席者は高橋寛志、阪井澄雄、森山恵美子、水野照雄、浅野弓の各評議員と所長以下六名の職員であった。

研究生

本年度は、左記の者に、五月一日から五か月間、研究生を委嘱し、実習を行った。

三好儀生（上宇和教会）

実習内容は、以下の通りである。

一、レポート

(1)文献・資料解題①

選定した文献または資料の解題を通して、問題関心を引き出すべくレポートを提出した。

(2)文献・資料解題②

右記のレポート作成から浮上した問題関心に基づき、選定した文献または資料の解題を通して、問題関心の明確化を図るべくレポートを提出した。

(3)実習報告

実習期間を総括して、以下の内容の実習報告を九月に提出した。

本教の一布教者の人物伝や教話集を手がかりに、信仰的経験から語られる「教え」の様相と働きについて考察した。

二、講座実習

教学研究の基礎的素養に培うべく、次の各講座を実施した。

(1) 教学論総論―担当…所長

教学研究の意義・分野・課題など、総合的理解を深めるための講義を二回実施した。

(2) 教学論各論一―五―担当…部長、幹事、所員、助手、金光図書館御用奉仕

教学研究の基礎理念・歴史、教祖研究、教義研究、教団史研究の各方法論及び本所の活動内容についての講義を実施した。また、児山陽子（金光図書館御用奉仕）より、自己に生じた問題関心が研究課題となる経験や、現在の御用におけるその意味についての講義（3・6・28）を行うとともに、本所若手研究者より、教学研究の動向を学ぶべく各々の取り組みを紹介し、懇談（3・9・27）を実施した。

(3) 論文・資料講読―担当…所長、所員、助手

教学論文や学術論文の講読、討議を通じて見識を深め、具体的な研究作法を学ぶとともに、基本的な資料に触れて問題関心を掘り起こすべく、八回実施した。

(4) 資料解読―担当…資料室

くずし字解読法や文書類特有の用語法等を学ぶべく、二回実施した。

(5) 調査実習―担当…資料室、主査

調査の立案、実施に向けた準備、収集資料の整理等、研究調査の基本的作法を学ぶべく、一回実施した。

(6) 事務室・資料室の御用について―担当…事務長、資料室長

研究が為されていくうえで不可欠である、事務室・資料室の

業務内容と研究との関わりについて学ぶべく、各一回実施した。

三、研究事務―担当…資料室

本所における資料の収集整理・保管の技術及び取扱方法について理解を深めるべく、資料整理、資料庫整理、図書整理を実施した。

四、その他

儀式事務御用奉仕に従事した。

通信の発行

通信「聖ヶ丘」第四三号を左記の通り発行した。

一、期日 令和三年六月一三日

二、内容 巻頭言、年度計画、提言、研究報告所感、彙報、他

三、部数 三三〇部（A4判、一〇頁）

ホームページの運営・管理

ホームページの内容を適宜更新した (<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>)。

人事 関係

一、異動

(1) 職員（教団職員）

○所長大林浩治、六月三〇日で任期満了、翌日付で再任。○部長岩崎繁之、六月三〇日で任期満了、翌日付で再任、第一部長に指名。○書記金子信栄、八月一日付で主事に任命。

(2) 研究生

○教徒三好儀生、五月一日付で研究生を委嘱、九月三〇日付で委嘱期間満了。

(3) 研究員

○研究員佐藤武志、十一月三〇日で委嘱期間満了。○教師高橋修一、一二月一日付で研究員を委嘱。

二、本所職員並びに本所関係者数（4・3・31現在）

職員一四名（所長・部長3・幹事・所員3・助手2・事務長・主事3）、嘱託六名、研究員八名、評議員五名。

学院・図書館との関係、その他

一、学院

(1) 学院前期基礎課程の講義に、以下の職員が出講した。

① 教祖特別講義（所員岩崎繁之、同白石淳平、同堀江道広）
（3・10・13、19、29）

② 教義特別講義（所員高橋昌之）（3・11・5）

③ 教団史特別講義（所員白石淳平、同山田光徳、同須喜真治、同森川育子）（3・11・20）

(2) 学院後期研修・実習課程の講義に、以下の職員が出講した。

「教学について」講義（所長大林浩治）（4・2・12）

(3) 学院と研究所との懇談を実施した。（4・3・18）

二、図書館

延期となっていた令和二年度の図書館と研究所との懇談を実施した。（3・5・27）

令和三年度の図書館と研究所との懇談は、令和四年度中に実施することとなった。

三、その他

本年度中に本所を訪れた学界関係者等は、以下の通りである。

○ 柏木享介（國學院大學准教授）、太田由加利（邑久光明園学芸員）、池永禎子（大島青松園学芸員）（3・11・1・2）
（敬称略）

| 頁 | | 丁 | | 行 | | 誤 | | 正 | |
|---------------------|-----|------|------|-------|------|------------------|-------------------|--------|--|
| 33 | 15 | 75丁表 | 66丁表 | 12 | △3 | 柳原（現倉敷市船穂町柳井原） | 柳原（現浅口市金光町大谷） | | |
| 「△」は後ろからの印 | | | | | | | | | |
| 『金光大神事蹟に関する研究資料』修正表 | | | | | | | | | |
| 194 | 102 | | | 上段7 | 下段12 | 二、参加者 救済の視座など | 三、参加者 救済の視座」など | | |
| 100 | 61 | | | 上段9 | | 意味ならず | 意味のみならず | | |
| 41 | | | | 上段△11 | | 動きは見られず | 動きは見られず | | |
| 頁 | | 行・箇所 | | | | 誤 | | 正 | |
| | | | | | | 【出入帳】表紙 | | 【覚帳】表紙 | |

紀要『金光教学』第六一号正誤表

金光教学第 62 号

令和 4 年 9 月 20 日印刷
令和 4 年 9 月 25 日発行

編 集・金 光 教 教 学 研 究 所
印 刷・昭 和 印 刷 株 式 会 社
発 行・金 光 教 教 学 研 究 所

〒 719-0111 岡山県浅口市金光町大谷 1441 番地の 3
TEL.0865-42-3117 FAX.0865-42-3119
<http://www.konkokyo.or.jp/kyogaku/>

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所未までお送り下さい。

発 刊 に 当 っ て

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容も整い、内容も充実するをまけて実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいえない難いが、こんにちはこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、学術的研究と信仰の實踐とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、学術的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、学術的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰の實踐が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の学術的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの学術的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してさようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともに、つねにそれが反省吟味せられつつ、不斷に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合う信心の展開に資するところあらんことを願いとする。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことであること、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大 淵 千 例)

JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkokyo Research Institute
Konko, Okayama, Japan
2022
No.62

CONTENTS

IWASAKI, SHIGEYUKI

- Elements of the Shintō Priesthood in Relation to Konkō Daijin
– A look into various matters related to the Founder's *Hiromae*
from 1867 to 1871 – 1
-

The 60th Annual Symposium of Konkokyo Research
Keynote Address

OBAYASHI, KOJI

- An analysis of research subject formatted by passive term
– Focus on "*Watashi*" and its aspects – 70
-

A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff
of Konkokyo Research Institute for the Year 2021 114

The Summary of the Records for the Meeting about the Critique
of Papers Contributed to the Previous Edition 124

A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 2021 127